

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成24年3月

鹿児島県 日置市

目 次

第1章	計画策定の趣旨	1
1	計画の背景と位置付け	1
	1) 計画の背景	1
	2) 計画の位置付け	2
2	計画の目標年度	3
3	計画の構成	3
	1) 一般廃棄物処理基本計画	3
	2) 本計画の内容構成	4
4	計画の進行管理	5
第2章	地域の概況	6
1	位置	6
2	面積・土地利用	7
3	歴史	8
4	人口と世帯	9
	1) 総人口と世帯数	9
	2) 年齢別人口	11
	3) 産業別就業人口	12
5	産業構造	13
	1) 農業	13
	2) 漁業	14
	3) 工業	15
	4) 商業	16
6	観光	17
7	文化財	18
8	開発計画等の将来計画	19
	1) 第一次日置市総合計画（後期計画）	19
第3章	ごみ処理の現状と分析	21
1	ごみの種類	21
	1) ごみの分別区分	21
	2) 本計画におけるごみの種類の定義	22
2	ごみ処理の流れ	23
3	ごみ排出量の実態及び性状	24
	1) ごみ総排出量	24
	2) 可燃ごみ	26
	3) 資源ごみ	27
	4) 不燃ごみ	28
	5) 粗大ごみ	29
	6) 有害ごみ	30
4	ごみの性状	31
	1) ごみの組成	32

2)	ごみの三成分	33
3)	低位発熱量	34
5	ごみの減量・再生利用の実績	35
1)	市民によるごみ減量化・再資源化等	35
2)	行政によるごみ減量化・再資源化等	37
6	ごみ処理・処分の状況	39
1)	収集・運搬体制	39
2)	一般廃棄物処理施設	41
3)	ごみ処理・処分量	43
4)	エネルギー回収量及び温室効果ガス排出状況	49
7	ごみ処理体制及びごみ処理経費	50
1)	ごみ処理体制	50
2)	ごみ処理経費	51
8	ごみ処理の評価	53
9	ごみ処理行政の動向	56
1)	わが国におけるごみ処理関係法令の歴史	56
2)	廃棄物・リサイクル関連の法制度	58
3)	国の廃棄物処理の目標	59
4)	鹿児島県廃棄物処理計画	61
5)	日置市の計画	64
10	課題の整理	67
1)	ごみ減量化	67
2)	ごみの資源化	67
3)	啓発活動の強化	67
4)	ごみの分別排出の必要性	67
5)	中間処理	67
6)	最終処分	68
7)	温室効果ガス削減に対する課題	68
8)	ごみ処理経費の削減	68
第4章	ごみ処理基本計画	69
1	基本方針	69
2	計画目標年度	72
3	ごみ排出量及び処理量の見込み	73
1)	将来推計の方法	73
2)	人口及びごみ排出量の推計結果	74
4	減量化・資源化及び処理・処分に關する目標の設定	80
1)	減量化及び資源化に關する目標の設定	80
2)	処理・処分に關する目標の設定	81
5	減量化・資源化施策実施後の推計結果	82
1)	ごみ排出量の推計	82
2)	推計結果のまとめ	84
3)	処理・処分量	87
6	ごみの減量化・資源化に向けた基本方針	88

7	ごみの発生・排出抑制及び再資源化のための方策に関する事項	89
	1) ごみの発生・排出抑制及び再資源化のための基本方針	89
	2) ごみの発生・排出抑制及び再資源化施策	90
8	ごみの減量化及び資源化に関する事項	94
	1) ごみの減量化及び資源化のための基本方針	94
	2) 分別収集計画	97
9	ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項	99
	1) 基本方針	99
	2) 収集・運搬計画	99
	3) 中間処理計画	100
	4) 最終処分計画	102
10	不法投棄への対応	109
	1) 基本方針	109
11	地球温暖化防止への対応	104
12	その他のごみ処理に関し必要な事項	105
	1) 特別管理一般廃棄物	105
	2) 適正処理困難物	105
	3) 特定家庭用機器再商品化法	105
	4) 家庭系パソコンリサイクル	106
	5) 使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理	107
	6) 災害時の廃棄物処理に関する事項	108

資料編

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の背景と位置付け

1) 計画の背景

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき策定するもので、本市の区域内から発生する一般廃棄物の処理・処分について長期的・総合的視野に立った基本となる事項について定めるものです。

国では、循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法といった各種リサイクル法の整備を進めています。

循環型社会形成推進基本法では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有価性に着目して「循環型資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用（再利用、再生利用、熱回収）を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。

このような背景を踏まえ、本市においてもごみ処理・処分の4原則（ごみ処理・処分の減量化、安定化、安全化、資源化）に加え、4R〔リフューズ（発生回避）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）〕の推進を図るべく日置市として一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）の策定を行います。

2) 計画の位置付け

本計画は、第1次日置市総合計画、日置市環境基本計画及びその他、国及び県の諸計画との整合を図っています。

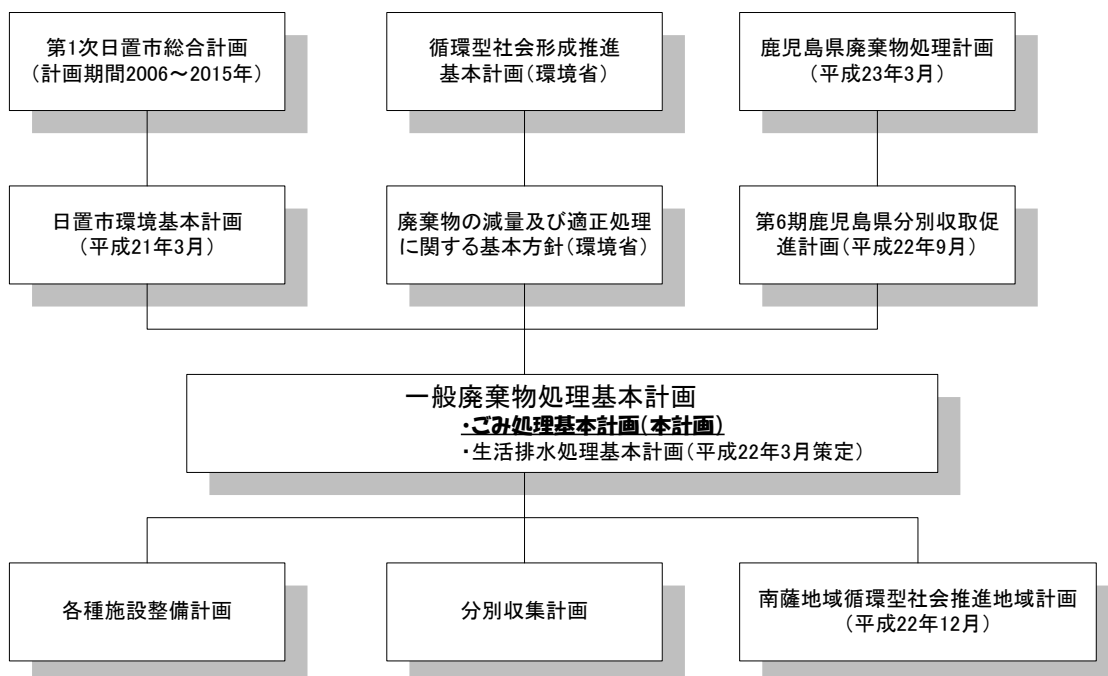


図 1.1.1 計画の位置付け

2 計画の目標年度

本計画は、平成 23 年度を基準年度とし、平成 24 年度から平成 33 年度を計画目標年度とします。したがって、計画期間は平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間とし、5 年後である平成 28 年度を中間目標年度とします。

なお、計画はおおむね 5 年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件の変動によっては、必要に応じて見直しを行います。

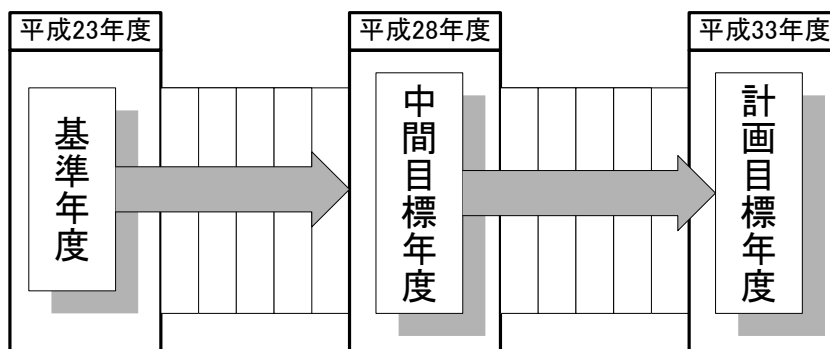


図 1. 2. 1 計画の目標年度

3 計画の構成

1) 一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画はごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画から構成されますが、生活排水処理に関する基本計画は平成 22 年度を初年度とし、計画目標年度平成 31 年度（中間目標年度 26 年度）として計画がスタートしております。

本計画は、生活排水処理基本計画に続きごみ処理に関する基本計画を策定するものです。

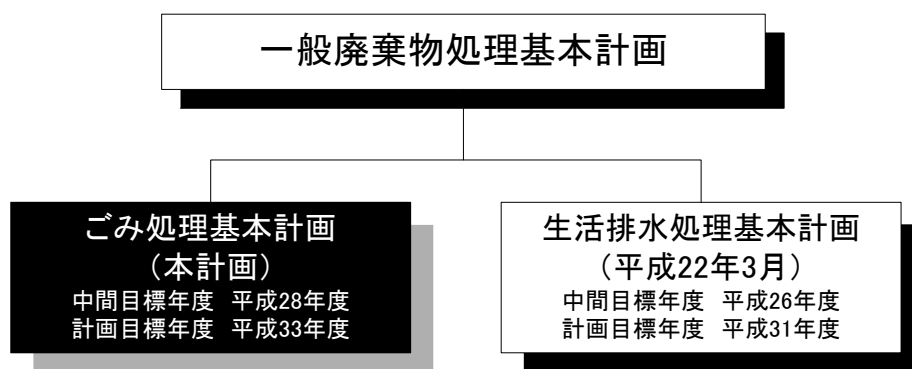


図 1. 3. 1 一般廃棄物処理基本計画の構成

2) 本計画の内容構成

本計画の内容構成は、次に示しますように全4章で構成しています。まず、第1章(本章)で計画策定の趣旨を示し、第2章で本市の地域概況の整理、第3～4章でゴミ処理に関する現状の整理、処理に関する基本方針・計画のまとめとなっています。

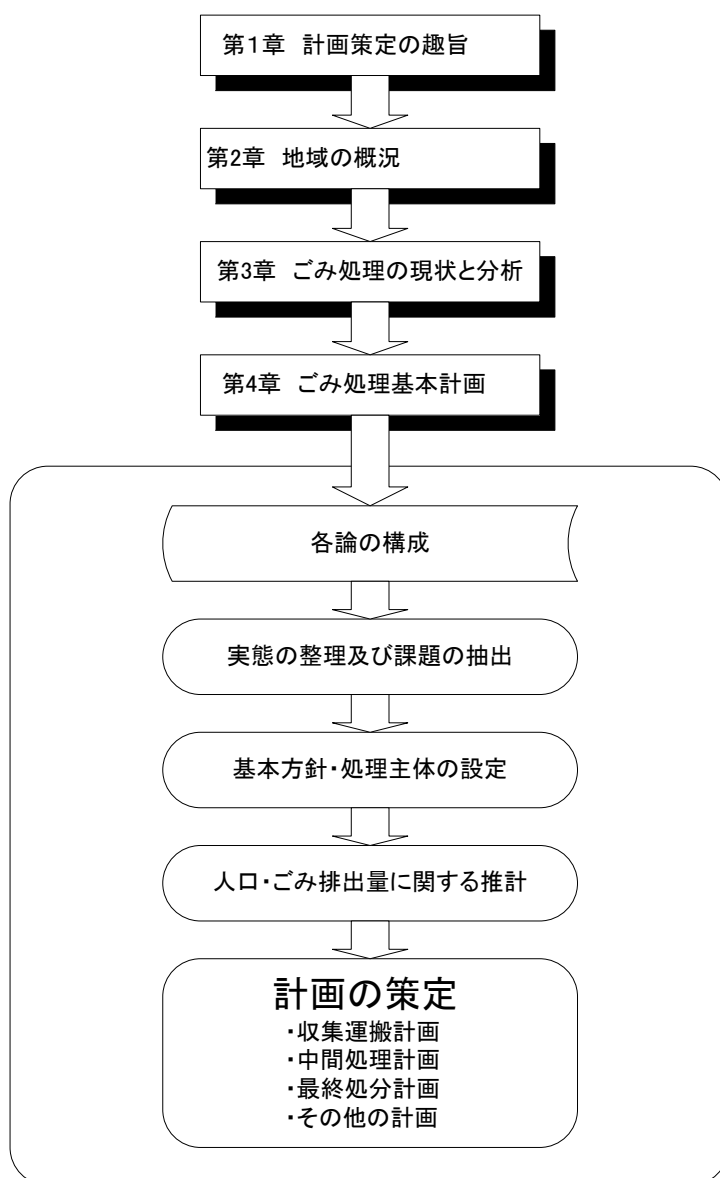


図1.3.2 一般廃棄物処理基本計画の内容構成

4 計画の進行管理

本計画の進行管理については、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルの概念を導入するものとします。

PDCAサイクルは「ごみ処理基本計画策定指針 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課」（平成20年6月）に示された進行管理を基本として実施していくものとします。

計画の進行管理の内容及びPDCAサイクルに関する模式図を以下に示します。

表1.4.1 計画の進行管理

項目	内容
Plan（計画の策定）	廃棄物処理法により一般廃棄物処理基本計画を策定します。策定した基本計画は、市民や事業者等へ情報提供し、広く周知していきます。
Do（実行）	基本計画に従って一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬、処理（再生含む）・処分していきます。
Check（評価）	一般廃棄物処理システムの改善・進捗状況を客観的かつ定量的に点検・評価していきます。
Act（見直し）	単年度単位での課題事項については、その都度改善を行っていくものとします。なお、本計画は概ね5年ごと、または計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、見直しを行います。

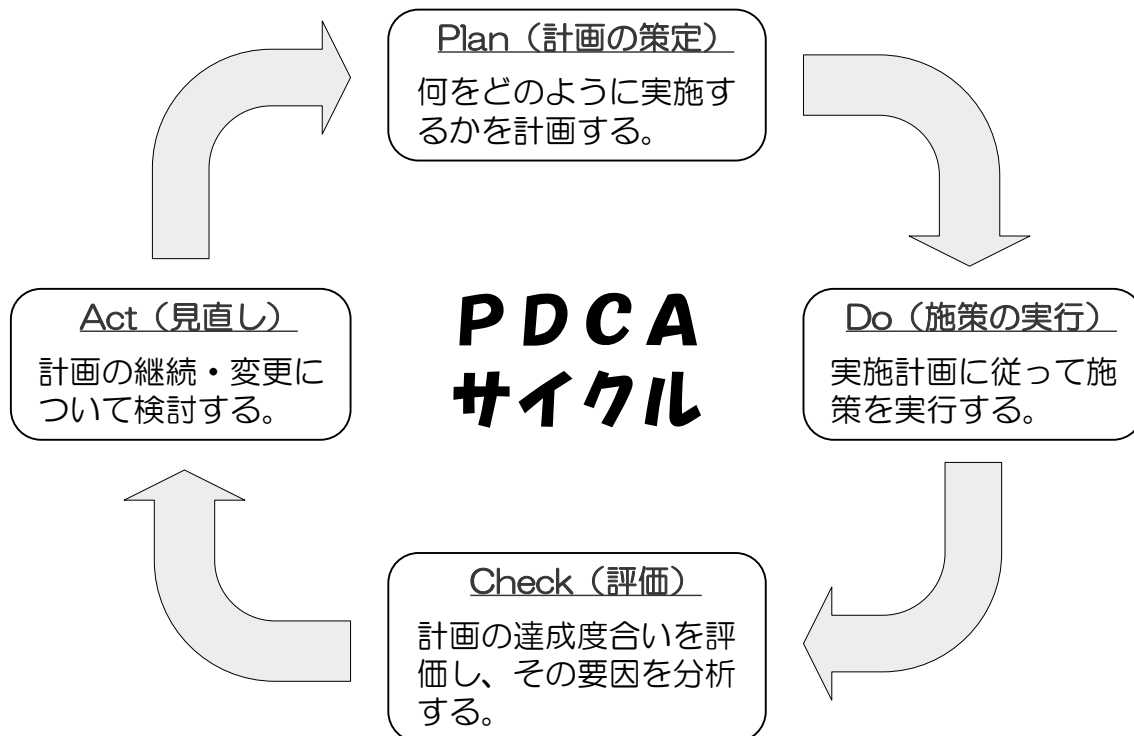


図1.4.1 PDCAサイクルのイメージ

第2章 地域の概要

1 位置

本市は県の西部、薩摩半島のほぼ中央に位置し、東は県都鹿児島市に、北はいちき串木野市と薩摩川内市に、南は南さつま市に隣接し、また、西は日本三大砂丘の一つ、白砂青松の吹上浜と東シナ海に面しています。

地勢は、主に東側が薩摩半島の脊梁部をなす山地が連なり、西側が海岸平野で形成され、市街地を含む平野は鹿児島特有の火山灰台地で、古くから温泉地として人々の交流が図られ、風情ある温泉街は日帰りや滞在型観光の大きな資源となっています。川はこの地形に沿って東から西へ流れ、各河川が流れ込む白砂青松の吹上浜は「日本の渚百選」にも選ばれ雄大で、吹上浜県立自然公園にも指定されています。

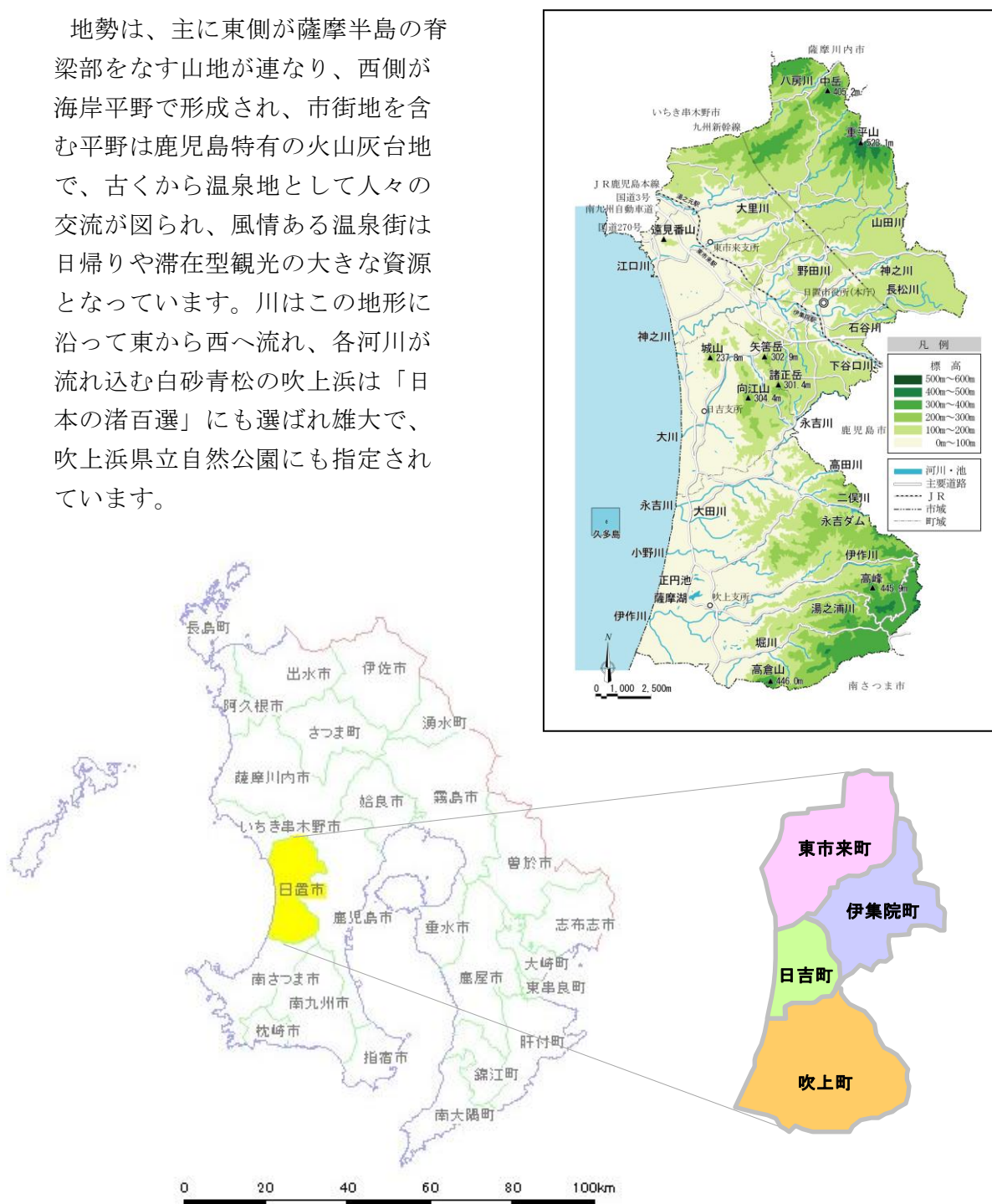


図 2.1.1 日置市の位置、地勢

2 面積・土地利用

本市の面積は 253.06km²で、鹿児島県全域面積 9,044.42km²の 2.8%の面積となっています。

土地利用構成を見ると、宅地が 7.0%、農地が 27.9%、森林が 45.1%であり、農地・森林の面積が7割強を占める自然豊かな地域となっています。

表 2.2.1 本市の面積内訳（平成 22 年度）

(単位:km²)

区分	田	畑	山林・原野	宅地	その他	計
面積	2,126	3,136	12,546	1,506	5,992	25,306

資料：平成 22 年度固定資産税概要調書

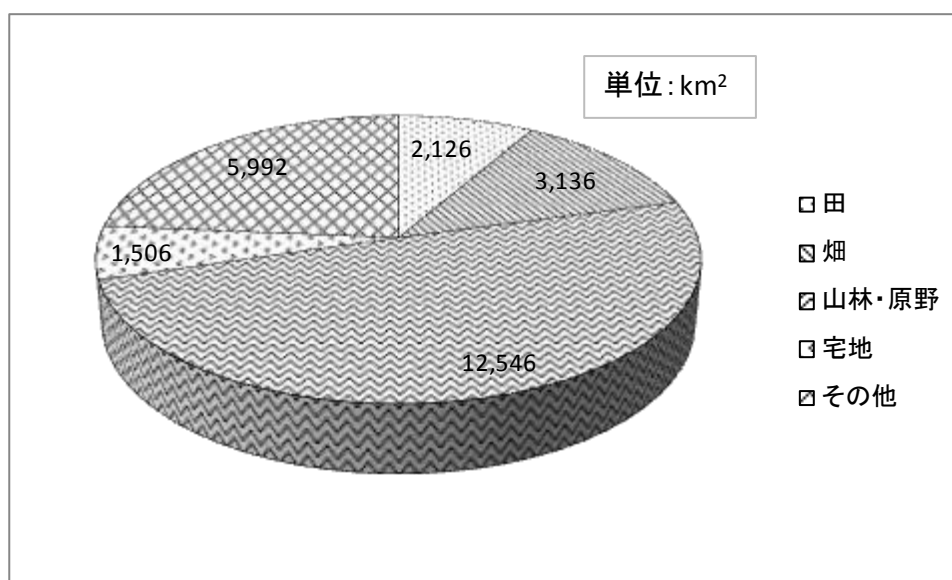
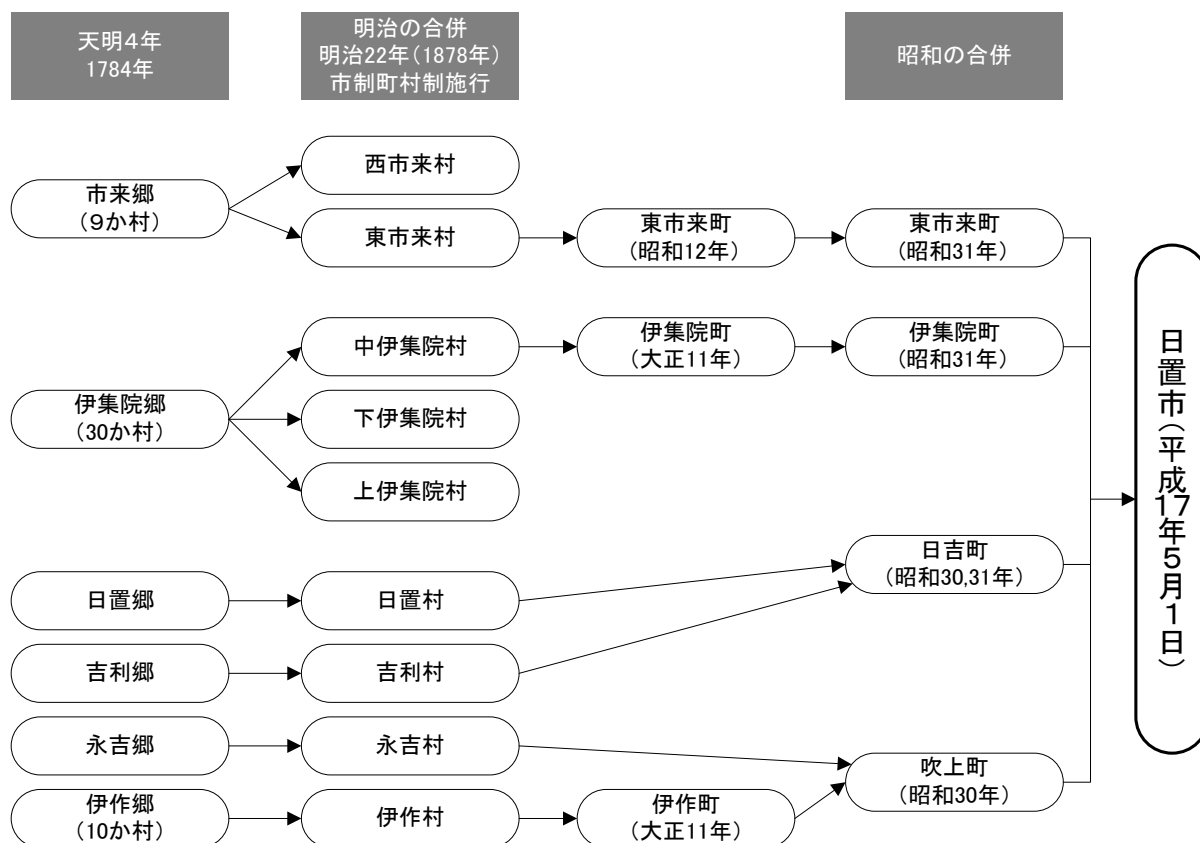


図 2.2.1 土地利用面積構成

3 歴史

日置市は、戦国大名の島津義弘の菩提寺である妙円寺等の史跡、住吉神社の流鏝馬、文禄4年から日吉地域に伝わるお田植え祭りの「せつとべ」などの歴史的伝統行事が今も伝わる歴史の深い地域です。

市は平成17年5月1日に、旧東市来町、旧伊集院町、旧日吉町、旧吹上町が合併し誕生した市です。



日置市誕生までの経緯

- 平成14年10月 3日 日置任意合併協議会設立(6町)
- 平成15年 1月21日 日置合併協議会設立(6町)
- 10月15日 第10回日置合併協議会(5町)※市来町が脱退
- 12月17日 新市の名称を「日置市」と決定
- 平成16年 9月 2日 日置合併協議会休止決定
- 10月13日 日置合併協議会設立(4町)
- 12月 7日 合併協定書調印式
- 12月定例議会 4町議会において廃置分合関係議案を可決
- 12月22日 鹿児島県知事へ廃置分合(合併)申請を提出
- 平成17年 3月 8日 鹿児島県議会が廃置分合関係議案を可決
- 3月11日 鹿児島県知事が廃置分合(合併)を決定
- 3月30日 廃置分合 総務大臣告示
- 5月 1日 日置市誕生

図 2.3.1 合併の変遷

4 人口と世帯

1) 総人口と世帯数

国勢調査によると、平成22年の本市の人口は50,822人であり、平成12年をピークに減少傾向にあります。

平成22年の本市の世帯数は19,916世帯で、人口と同じく平成12年を境に、増加は止まり、平成22年ではやや減少に転じている状況です。

世帯人口は、人口の減少傾向に比較し、世帯数はあまり減少していないことから、世帯人口は年々減少する傾向にあります。

表 2.4.1 人口及び世帯数の推移

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
合計	人口	52,675	52,791	53,391	52,411	50,822
	世帯数	18,731	19,130	20,042	20,068	19,916
	世帯人口	2.81	2.76	2.66	2.61	2.55

資料：鹿児島県統計年鑑（国勢調査）各年10月1日現在

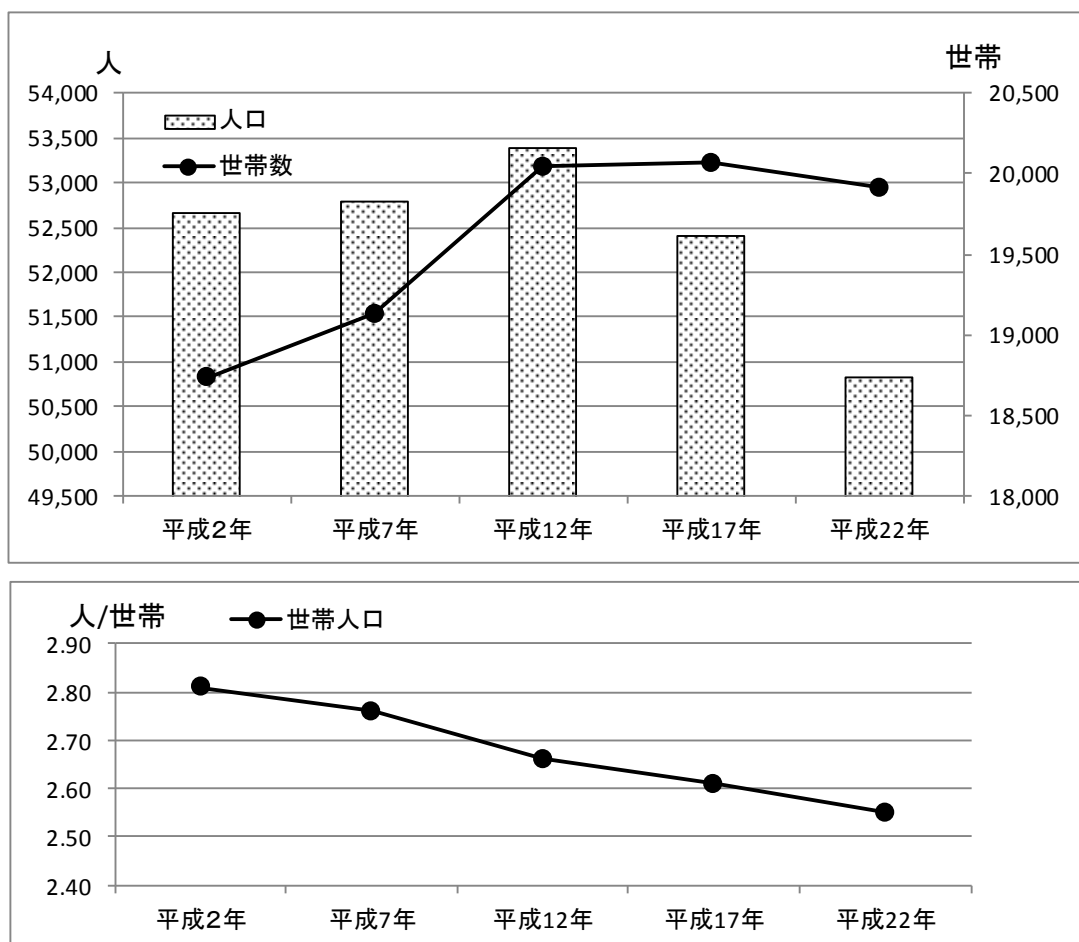


図 2.4.1 人口及び世帯数の推移

地区別の人口（住民基本台帳による）からは、日置市の4地域のうち、伊集院地区は人口がやや増加していますが、その他の3地区はすべて人口が減少しています。

世帯数は伊集院地域及び東市来地域が増加、日吉地域及び吹上地域が減少傾向となっています。

表 2.4.2 地区別の人口及び世帯数の推移

		平成10年	平成16年	平成22年
東市来地域	人口	13,760	13,336	12,656
	世帯数	5,322	5,531	5,583
	世帯人口	2.59	2.41	2.27
伊集院地域	人口	23,800	24,295	24,559
	世帯数	8,768	9,371	10,104
	世帯人口	2.71	2.59	2.43
日吉地域	人口	6,229	5,947	5,458
	世帯数	2,567	2,540	2,466
	世帯人口	2.43	2.34	2.21
吹上地域	人口	10,244	10,044	8,999
	世帯数	4,470	4,690	4,395
	世帯人口	2.29	2.14	2.05
合計	人口	54,033	53,622	51,672
	世帯数	21,127	22,132	22,548
	世帯人口	2.56	2.42	2.29

資料：2010 日置市の統計（住民基本台帳 10月1日現在）

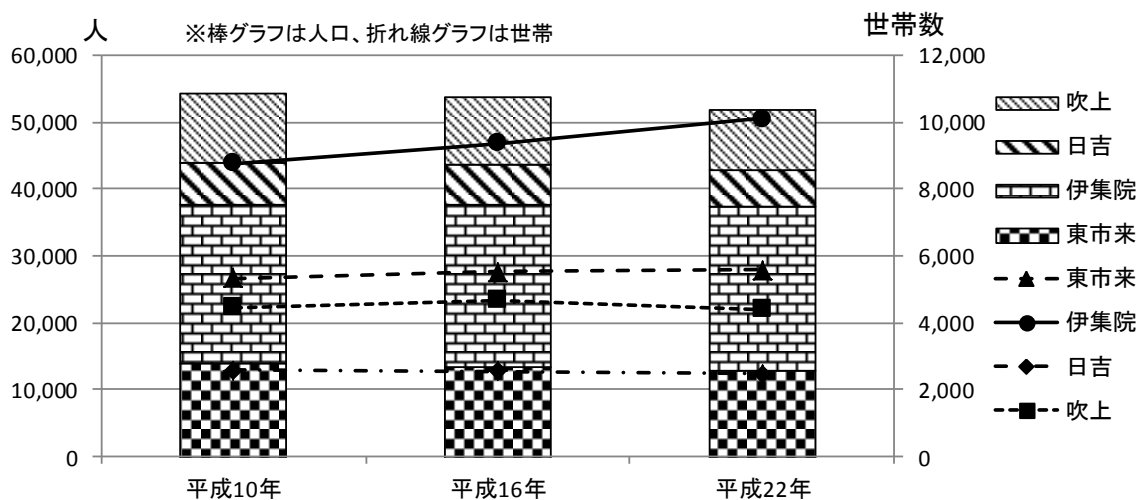


図 2.4.2 地区別の人口及び世帯数の推移

2) 年齢別人口

平成 22 年の年齢別人口の構成比は、年少人口（0～14 歳）が 13.0%、生産年齢人口（15～64 歳）が 57.9%、老年人口（65 歳以上）が 29.1%となっており、過去 15 年間で、少子高齢化が徐々に進んでいることがわかります。

表 2.4.3 年齢 3 区分別人口の推移

区分	0～14歳	15～64歳	65歳以上	不明	合計
平成 7年	8,962	31,038	12,791	0	52,791
平成12年	8,025	31,235	14,127	4	53,391
平成17年	7,205	30,595	14,605	6	52,411
平成22年	6,611	29,407	14,801	3	50,822

資料：国勢調査結果 各年10月1日現在

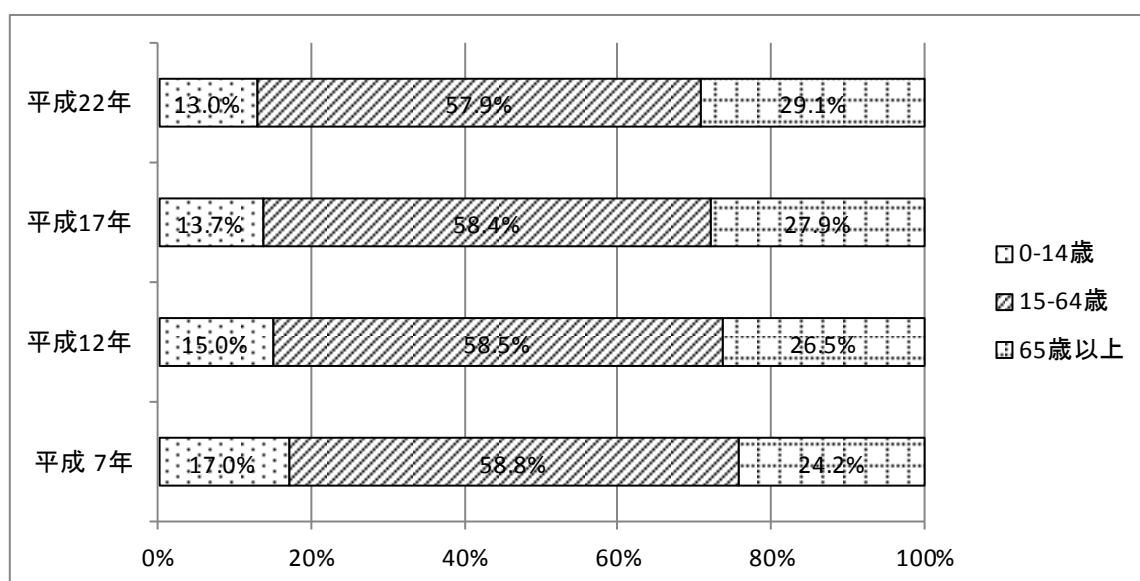


図 2.4.3 年齢 3 区分別人口割合の推移

3) 産業別就業人口

平成 17 年の就業人口は 23,952 人で、そのうち第 1 次産業就業者が 2,716 人 (11.3%)、第 2 次産業就業者が 6,182 人 (25.8%)、第 3 次産業就業者が 15,034 人 (62.8%) を占めています。

第 1 次及び第 2 次産業は徐々に減少する傾向にあり、一方、第 3 次産業は年々割合が増加しています。就業者人口は、平成 12 年から平成 17 年にかけて減少傾向にあります。

表 2.4.4 産業別人口の推移

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	合計
平成 7年	3,704	7,359	13,224	23	24,310
平成12年	2,551	7,444	14,301	6	24,302
平成17年	2,716	6,182	15,034	20	23,952

資料：国勢調査結果 各年10月1日現在

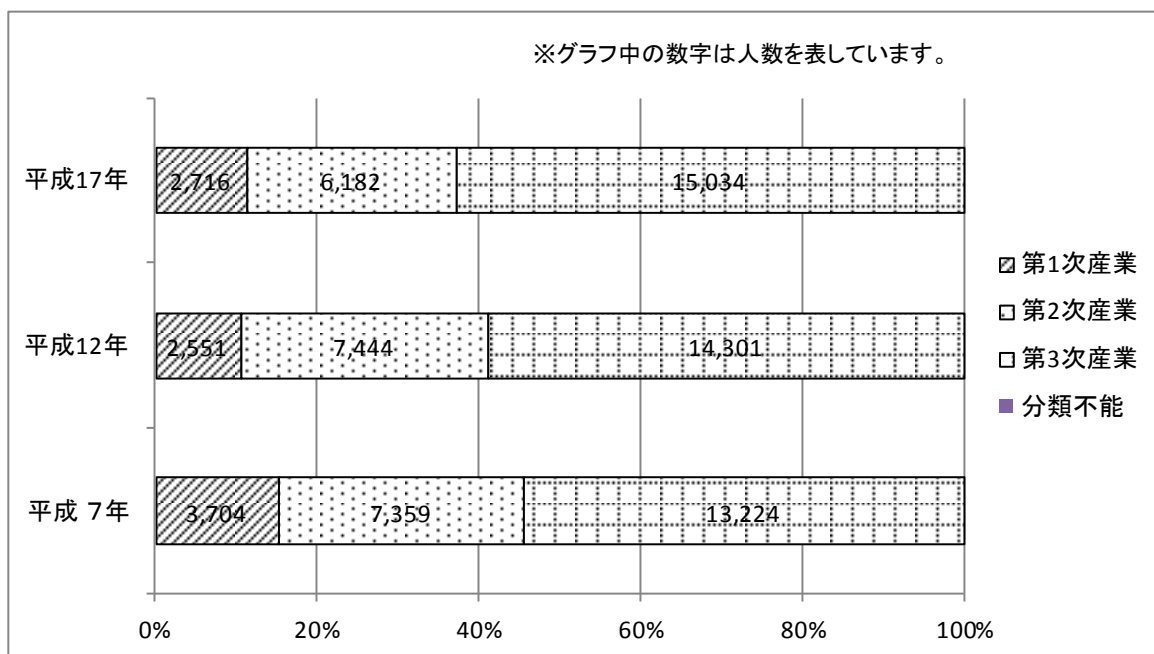


図 2.4.4 産業別人口割合の推移

5 産業構造

1) 農業

本市の農家戸数及び農家人口は、年々減少し、平成17年で3,405戸、4,025人となっています。平成10年前の平成7年と比較して、農家戸数で77.0%、農家人口で38.9%まで減少しています。特に平成12年から平成17年の減少が著しくなっています。

表 2.5.1 農業の状況

区分		農家戸数					農家人口			
		総数	自給的農家	専業	兼業		農家世帯人口	農家従事人口		
					第1種	第2種		計	男	女
旧東市来町	平成2年	1,334		364	186	784	4,325	3,044	1,545	1,499
	平成7年	1,102		309	113	680	3,370	2,532	1,307	1,225
	平成12年	993	455	176	82	280	3,026	2,266	1,183	1,083
	平成17年	914	497	179	49	189	1,253	1,004	526	478
旧伊集院町	平成2年	1,641		501	184	956	5,119	3,619	1,835	1,784
	平成7年	1,380		429	142	809	4,111	2,988	1,580	1,408
	平成12年	1,186	479	239	76	392	3,611	2,685	1,384	1,301
	平成17年	1,151	555	246	55	295	1,802	1,442	748	694
旧日吉町	平成2年	951		372	134	445	2,832	2,044	1,069	975
	平成7年	775		319	88	368	2,241	1,613	870	743
	平成12年	670	290	158	40	182	1,895	1,441	765	676
	平成17年	571	278	127	31	135	870	697	382	315
旧吹上町	平成2年	1,500		623	203	674	4,119	3,134	1,562	1,572
	平成7年	1,164		481	96	587	3,187	2,487	1,271	1,216
	平成12年	919	398	210	62	249	2,528	1,931	997	934
	平成17年	769	365	209	48	147	1,096	882	491	391
合計	平成2年	5,426	0	1,860	707	2,859	16,395	11,841	6,011	5,830
	平成7年	4,421	0	1,538	439	2,444	12,909	9,620	5,028	4,592
	平成12年	3,768	1,622	783	260	1,103	11,060	8,323	4,329	3,994
	平成17年	3,405	1,695	761	183	766	5,021	4,025	2,147	1,878

※平成12年以後は、農家戸数の分類が変更され、“自給的農家”が追加されており、それ以前と単純比較はできない。

資料：農業センサス

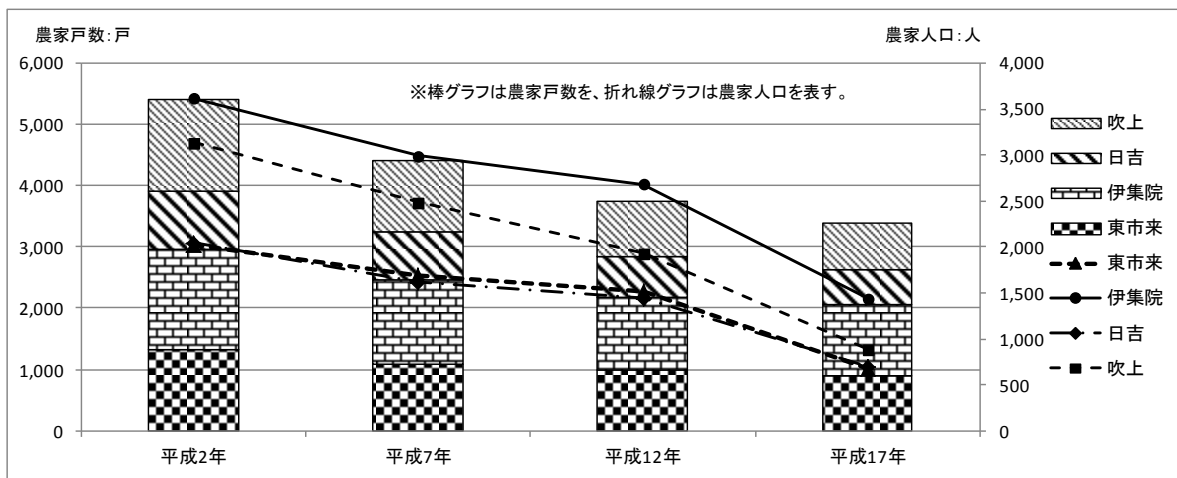


図 2.5.1 農家戸数と農家人口の推移

2) 漁業

本市の漁業数は、近年漁獲量及び水揚金額ともに減少し、特に平成20年には漁獲量も1,000t/年を下回っています。

漁業の経営体数は平成15年から平成20年にかけて大きな変化はなく、地区別にみると東市来地区が最も多く全体の半数以上を占めています。

表 2.5.2 漁獲量及び水揚金額の推移

年度	漁獲量 (t)	水揚金額 (千円)
平成17年	1,707	1,004,370
平成18年	1,553	1,001,139
平成19年	1,288	804,000
平成20年	973	624,566
平成21年	1,079	700,606

資料:2010 日置市の統計 より

表 2.5.3 漁業経営体数

地区名	平成15年 (経営体数)	平成20年 (経営体数)
東市来地区	54	46
伊集院地区	-	-
日吉地区	11	20
吹上地区	14	15
合計	79	81

資料:漁業センサス調査結果より

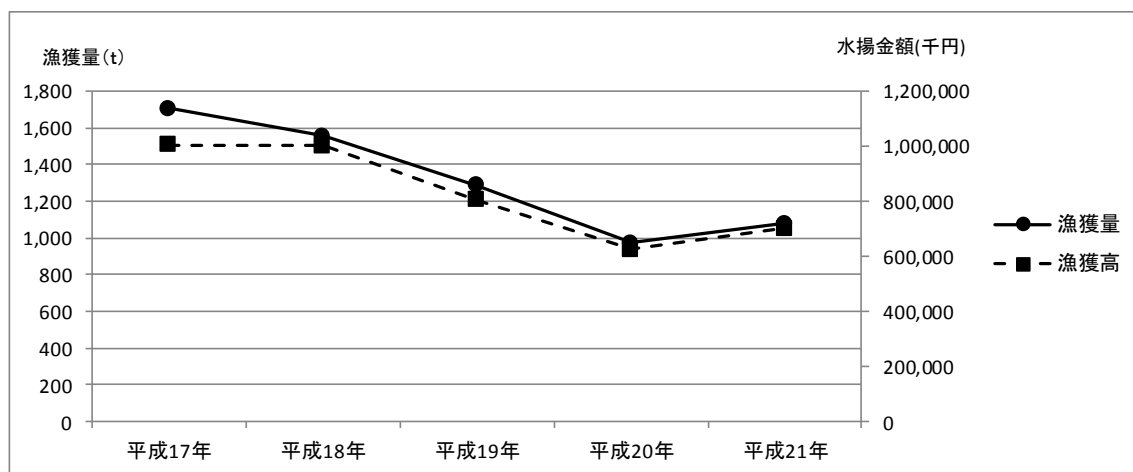


図 2.5.2 漁業量と水揚金額の推移

3) 工 業

製造事業所は減少し、平成 18 年以降は概ね 100 事業所で横ばいとなっています。従業者数も減少後、概ね 3,000～3,100 人程度で横ばいとなっています。出荷額は事業所数、従業者の減少とは逆に平成 18 年までは 8,700,093 万円にまで増加しましたが、平成 21 年では 6,462,167 万円と平成 15 年の出荷額まで減少しています。

表 2.5.4 工業の状況

年度	事業所数	従業者数 (人)	出荷額 (万円)
平成14年	140	3,303	6,073,677
平成15年	131	3,155	6,559,912
平成16年	106	3,247	6,943,939
平成17年	113	2,991	7,425,498
平成18年	103	3,023	8,619,199
平成19年	105	3,069	8,700,093
平成20年	108	3,095	8,058,305
平成21年	103	3,012	6,462,167

資料: 2010 日置市の統計 より

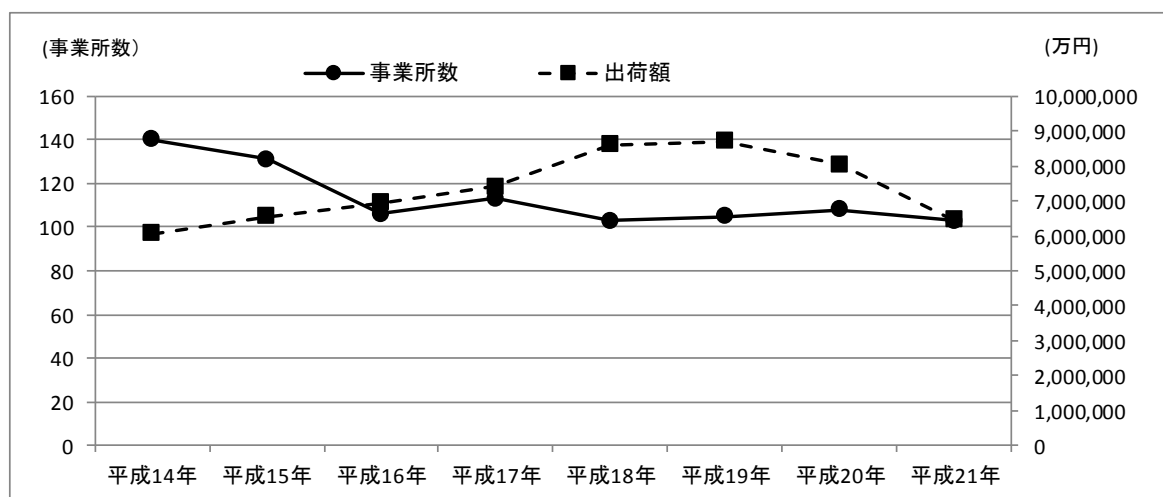


図 2.5.3 事業所数・製造品出荷額の推移

4) 商 業

商店数は平成6年以降年々減少し、平成19年は10年前（平成9年）より14.2%少ない621商店となっています。これに伴い商品販売額も漸減しており、同じく平成19年は10年前と比較して20.3%少ない5,227,973万円となっています。

これと比較し、従業員数は平成9年に減少していますが、概ね3,250～3,350人と大きく変動はしていません。

表 2.5.5 商業の状況

年度	商店数	従業員数 (人)	商品販売額 (万円)
平成6年	810	3,265	6,612,945
平成9年	724	2,869	6,559,457
平成14年	708	3,352	5,033,350
平成16年	690	3,373	5,720,897
平成19年	621	3,265	5,227,973

資料:2010 日置市の統計 より

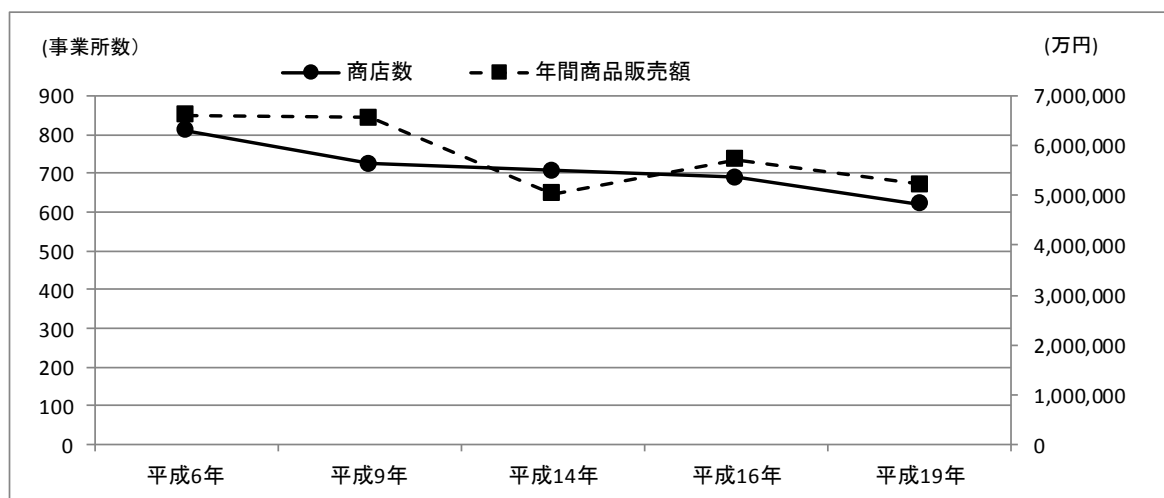


図 2.5.4 事業所数・従業員数と製造品出荷額の推移

6 観 光

本市には「日本の渚百選」にも選ばれた白砂青松の日本三大砂丘「吹上浜」、伊集院地域の妙円寺詣り、日吉地域のせっぺとべ、吹上地域の流鏝馬などの歴史的行事・祭事、また湯之元温泉や吹上温泉、薩摩焼などの伝統工芸品などの多彩な観光資源を有しています。

観光入込客数は年々増加し、ピーク時の平成 21 年には 2,291,311 人の年間観光客数となっていますが、その大半（98.4%）は日帰り客であることから、来市する観光客は近隣からのものが多いものと思われます。

表 2.6.1 観光客数の推移

区 分		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
東市来	日 帰 り	744,898	742,489	749,551	762,604	764,334	832,221
	宿 泊	12,711	12,795	11,098	11,865	9,455	4,836
	合 計	757,609	755,284	760,649	774,469	773,789	837,057
伊集院	日 帰 り	428,271	834,797	794,589	851,743	1,138,776	909,244
	宿 泊	9,703	8,987	5,573	6,167	6,613	4,633
	合 計	437,974	843,784	800,162	857,910	1,145,389	913,877
日 吉	日 帰 り	63,544	70,372	74,433	152,491	182,456	84,180
	宿 泊	3,993	2,887	4,677	3,987	4,525	4,219
	合 計	67,537	73,259	79,110	156,478	186,981	88,399
吹 上	日 帰 り	243,538	234,184	190,986	279,860	473,169	428,944
	宿 泊	30,660	28,281	27,853	25,332	25,440	23,034
	合 計	274,198	262,465	218,839	305,192	498,609	451,978
合 計	日 帰 り	1,480,251	1,881,842	1,809,559	2,046,698	2,558,735	2,254,589
	宿 泊	57,067	52,950	49,201	47,351	46,033	36,722
	合 計	1,537,318	1,934,792	1,858,760	2,094,049	2,604,768	2,291,311

資料:2010 日置市の統計

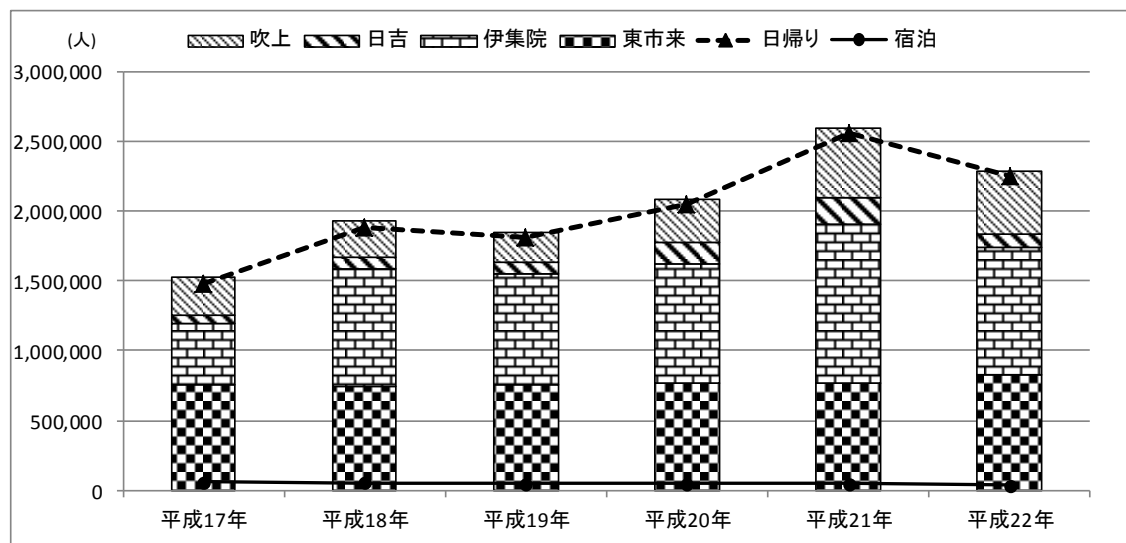


図 2.6.1 県外からの入込客数構成比

7 文化財

本市には旧薩摩藩当主の島津家縁の神社仏閣のほか城跡、窯跡など、今日の市の風土を形成してきた数多くの文化財が存在しています。

また、これら歴史の中から生まれた北山の火振り、伊作太鼓踊り、大汝牟遅神社の流鏝馬などの無形の文化財も多く市民に受け継がれてきています。

表 2.7.1 指定文化財の件数

種 別	東市来地域	伊集院地域	日吉地域	吹上地域	合計
国指定	1	0	0	0	1
天然記念物	1				1
国登録	0	1	0	1	2
有形		1		1	2
県指定	3	2	0	9	14
有形				2	2
無形					0
記念物				3	3
史跡	1				1
有形民俗	2			1	3
無形民俗		2		2	4
芸能				1	1
市指定	19	22	22	16	79
有形	10	22	7	7	46
無形					0
記念物	4		11	8	23
天然記念物	1			1	2
有形民俗	2		2		4
無形民俗	2		2		4
芸能					0
合計	23	25	22	26	96

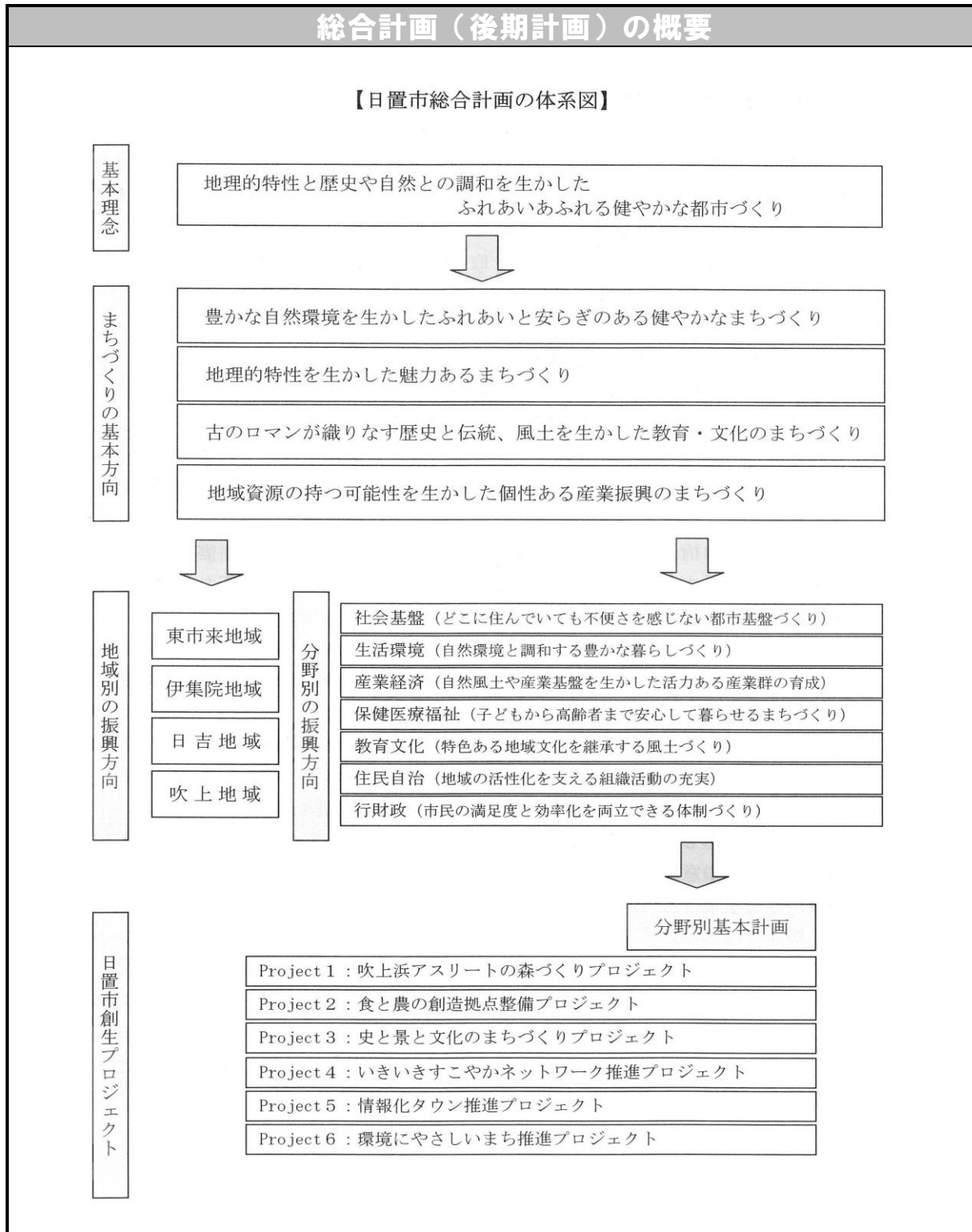
資料：2010 日置市の統計

8 開発計画等の将来計画

1) 第1次日置市総合計画（後期基本計画：平成23年4月）

本市の上位計画である総合計画（後期計画）”計画期間：2011～2015年”の施策体系を下表に示します。

表2.8.1 総合計画の概要



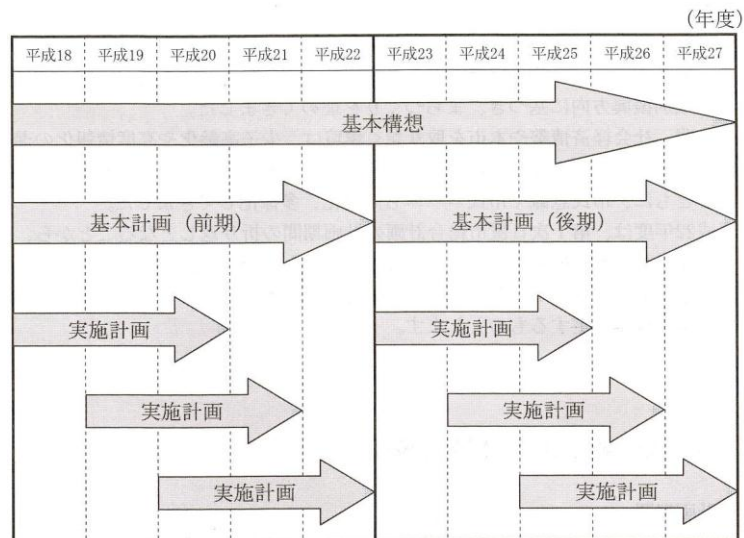
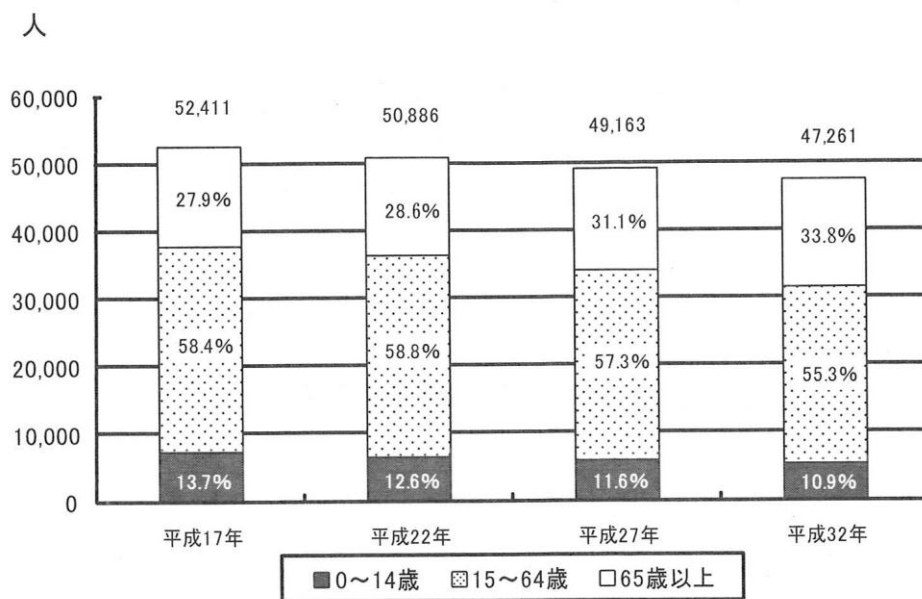


図 2.8.1 第 1 次日置市総合計画（後期基本計画）の計画期間

また、総合計画において設定されている将来人口の推計は図 2.8.2 のとおりです。推計では、平成 27 年に 49,163 人、平成 32 年に 47,261 人と減少し、65%以上の高齢や人口割合は増加するものとされています。



注) 平成17年は国勢調査、平成22年以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の市区町村別将来推計人口」による。

図 2.8.2 市の総合計画による将来人口推計値











第3章 ごみ処理の現状と分析

1 ごみの種類

1) ごみの分別区分

ごみの種類は以下のとおり統一され収集処理が行われています。

表 3.1.1 ごみの種類

ごみの種類	収集体制	排出方法	分別・種類
燃やせるごみ	委託もしくは直接持込み	袋(透明に赤字) 	生ごみ、紙ごみ(汚損、加工紙、異素材を貼り合せたもの等)、草木・木切れ、衛生処理をするもの(紙おむつ、生理用品、たばこの吸い殻等)、  以外の石油製品(バケツ、CD/DVD、プラスチックコップ等)、皮革類(靴、財布等)、ゴム類(ゴムホース、ゴム手袋等)、衣類、食用・天ぷら油、その他(貝殻、靴、使い捨てライター・カイロ、保冷剤等)
容器包装プラスチック類		袋(透明に青字) 	カップ・トレイ類、袋類、ボトル類、その他(緩衝材、キャップ類、ネット類等)及び以下の表示があるもの。 
空き缶			飲み物缶、缶詰缶、角缶・丸缶(菓子缶、海苔缶、茶缶等)など  の表示があるもの。
空きびん			生きびん及びワンウェイびん(※繰り返し使用するびんは販売店や廃品回収に出すこと)
ペットボトル			ペットボトル  の表示があるもの。(キャップは )
古紙類		紙ひも(十字縛り) 	新聞紙・チラシ、紙パック、段ボール、本・雑誌、その他紙類(空き箱類等)など
燃やせないごみ		袋(赤色に黒字) 	陶器類、ガラス類、金属製品類、小型電気製品(家電リサイクル5品目は除く)、カセットボンベ・スプレー缶、その他(アルコール、金属キャップ、傘の骨組み等)
有害ごみ			電池類、蛍光灯類、水銀体温計など(※極力、販売店へ出すこと) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">※回収ボックスの設置してある場所は、そのまま出すことができる。</div>
粗大ごみ	電話申し込みもしくは直接持込み(いずれも有料)	布団、絨毯、自転車、家具、ガスコンロ、大型ポリ容器、石油ストーブ、電化製品(家電リサイクル5品目及び小型家電除く)、トタンなど	
市で処理できないごみ	家電小売店・回収業者へ依頼	家電リサイクル5品目(テレビ、エアコン、洗濯機、冷凍・冷蔵庫、衣類乾燥機)	
	製造メーカーへ依頼	パソコン	
	購入先や専門業者へ依頼	処理困難物(バッテリー、タイヤ、廃油、農機具、消火器、バイクなど) 医療廃棄物(注射針など) 産業系廃棄物(農業用ビニール、瓦、ブロック、太陽熱温水器、大型楽器、土砂・建築廃材など)	

2) 本計画におけるごみ種類の定義

本計画においては、「収集ごみ」と「直接搬入ごみ」の2種類の区分を用いて、ごみ排出状況の実態を整理しています。

まず、「収集ごみ」とは、本市が委託する収集業者がごみ集積所から収集したごみと定義しております。次に、「直接搬入ごみ」とは、個人や事業者が直接本市の処理施設へごみを搬入するものや、事業所が収集運搬の許可を持つ収集業者に委託して本市の処理施設へ搬入するものの合計値として定義しております。

なお、集団回収及び生ごみ堆肥化事業については、分別収集区分としていない品目が主な資源物となるため、「収集ごみ」や「直接搬入ごみ」以外の区分として位置付けています。

表 3.1.2 ごみ種類の定義

ごみの分別区分	収集ごみ		直接搬入ごみ			店頭回収	集団回収	堆肥化(助成)	排出区分		本計画上の名称
	委託業者	個人持込	委託業者	個人持込	回収業者				生活系	事業系	
もやせるごみ	○	○	○	○	○				○	○	可燃ごみ
プラスチック容器類	○	○	○	○	○				○	○	資源ごみ
空きかん	○	○	○	○	○				○	○	資源ごみ
空きびん	○	○	○	○	○				○	○	資源ごみ
ペットボトル	○	○	○	○	○				○	○	資源ごみ
古紙類	○	○	○	○	○				○	○	資源ごみ
もやせないごみ	○	○	○	○	○				○	○	不燃ごみ
有害ごみ	○	○	○	○	○				○	○	有害ごみ
粗大ごみ	○	○	○	○	○				○	○	粗大ごみ
紙バック						△	○		○	○	集団回収ごみ(表中○のみ:市の助成があるもの)
段ボール類						△	○		○	○	
新聞紙、雑誌							○		○	○	
その他紙製容器							○		○	○	
プラスチックトレイ						△	△		○	○	
空きかん						△	○		○	○	
空きびん						△	○		○	○	
ペットボトル						△	△		○	○	
生ごみ								○	○		堆肥化
災害ごみ	平成 18 年度に粗大ごみとして処理を行っている。								○		粗大ごみ

※日置市クリーンリサイクルセンターにおいて処理できるものについては、直接搬入できる。
平成 22 年度は南薩地区衛生管理組合より試験的に汚泥を搬入し、中間処理(焼却)を行っている。
表中集団回収ごみの“△”は、市からの助成金がないもの。

2 ごみ処理の流れ

本市のごみ処理・処分の流れ(平成 23 年度時点)は以下のとおりです。

本市において排出されたごみは、有害ごみ及び集団回収ごみ以外はすべて「クリーンリサイクルセンター」へ持ち込まれ、クリーンリサイクルセンター内の焼却施設、溶融施設及びリサイクルプラザで中間処理されます。

リサイクルプラザへ搬入されたごみは、破碎・選別の後、資源物は資源化され、残りの不燃性残渣、ガラス残渣は最終処分場に埋立、可燃性残渣はすべてごみ焼却施設にて焼却し、その後焼却灰は溶融され、スラグとして資源化されます。なお、溶融過程で発生する飛灰については山元還元により資源化を行っています。

有害ごみは、委託処理により直接資源化を行っています。

なお、災害ごみについてもリサイクルプラザにおいて処理後、資源化物と焼却物に分け処理をおこなっています。

平成 22 年度においては南薩地区衛生管理組合からの汚泥を搬入し、焼却施設において処理をおこなっています。

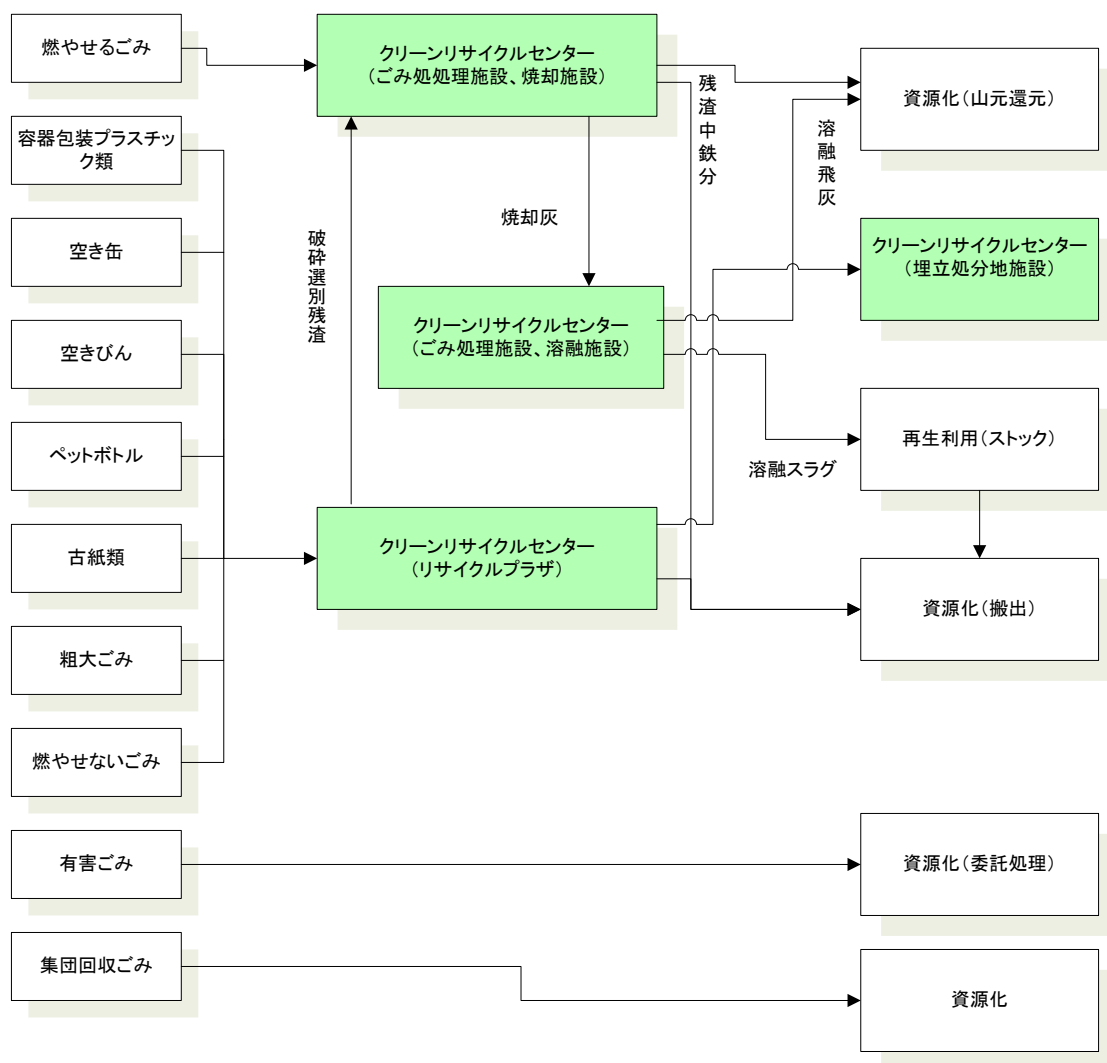


図3.2.1 ごみ処理・処分の流れ

3 ごみ排出量の実態及び性状

1) ごみ総排出量

本市のごみ排出量は、収集ごみが減少傾向、直接搬入ごみは減少傾向が増加に転じつつあります。過去5か年の総排出量としては概ね減少傾向にありますが、平成22年度はやや増加に転じつつある状況です。

一方、1人1日当たり総ごみ排出量は微減傾向であり、平成22年度にはやや増加に転じています。

なお、平成21年度の総ごみ量の全国平均値は994g/人・日、鹿児島県平均値は914g/人・日であり、本市の714.6g/人・日はこれらと比べて低い状況を保っています。

表3.3.1 ごみ総排出量及びごみ排出原単位の推移

区分	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
行政区域内人口(計画収集人口)	人	52,833	52,401	52,148	51,946	51,561
ごみ排出量	t/年	14,607	14,493	13,943	13,548	13,758
収集ごみ ^{※①②を除く}	t/年	10,446	10,431	9,999	10,014	9,960
直接搬入ごみ	t/年	3,672	3,663	3,538	3,172	3,451
集団回収ごみ	t/年	426	399	406	363	338
南薩衛生汚泥 ^{※①}	t/年	0	0	0	0	9
災害ごみ ^{※②}	t/年	62	0	0	0	0
一人一日当たり総ごみ排出量	g/人/日	757.4	757.7	732.5	714.6	731.0
収集ごみ [※]	g/人/日	544.9	545.4	525.3	528.2	529.7
一人一日当たり総ごみ排出量(全国平均)	g/人/日	1,115.0	1,089.0	1,033.0	994.0	
一人一日当たりごみ排出量(県平均)	g/人/日	956.0	924.0	908.0	914.0	

※収集ごみには災害ごみ及び南薩摩衛生汚泥の収集量を含み計算している。

"空白"は現時点では未公表データ。

収集ごみ:「一般廃棄物処理基本計画書(ごみ処理基本計画)平成19年3月」における推計値及び実績値の比較

区分	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一人一日当たりごみ排出量※1	g/人/日	545.0	551.2	556.5	560.5	564.0
一人一日当たりごみ排出量※2	g/人/日	545.0	530.5	514.7	497.6	479.8
一日当たりごみ排出量※3	g/人/日	544.9	545.4	525.3	528.2	529.7

※1: H17年度のまま追加対策を行わない場合

※2: H17年度の実態を踏まえ、追加対策を行う場合

※3: 実績値(H18-22年度)

直接搬入ごみ:「一般廃棄物処理基本計画書(ごみ処理基本計画)平成19年3月」における推計値及び実績値の比較

区分	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一日当たりごみ排出量※1	t/日	11.0	11.4	11.8	12.1	12.4
一日当たりごみ排出量※2	t/日	11.0	10.8	10.4	10.0	9.5
一日当たりごみ排出量※3	t/日	10.1	10.0	9.7	8.7	9.5

※1: H17年度のまま追加対策を行わない場合

※2: H17年度の実態を踏まえ、追加対策を行う場合

※3: 実績値(H18-22年度)

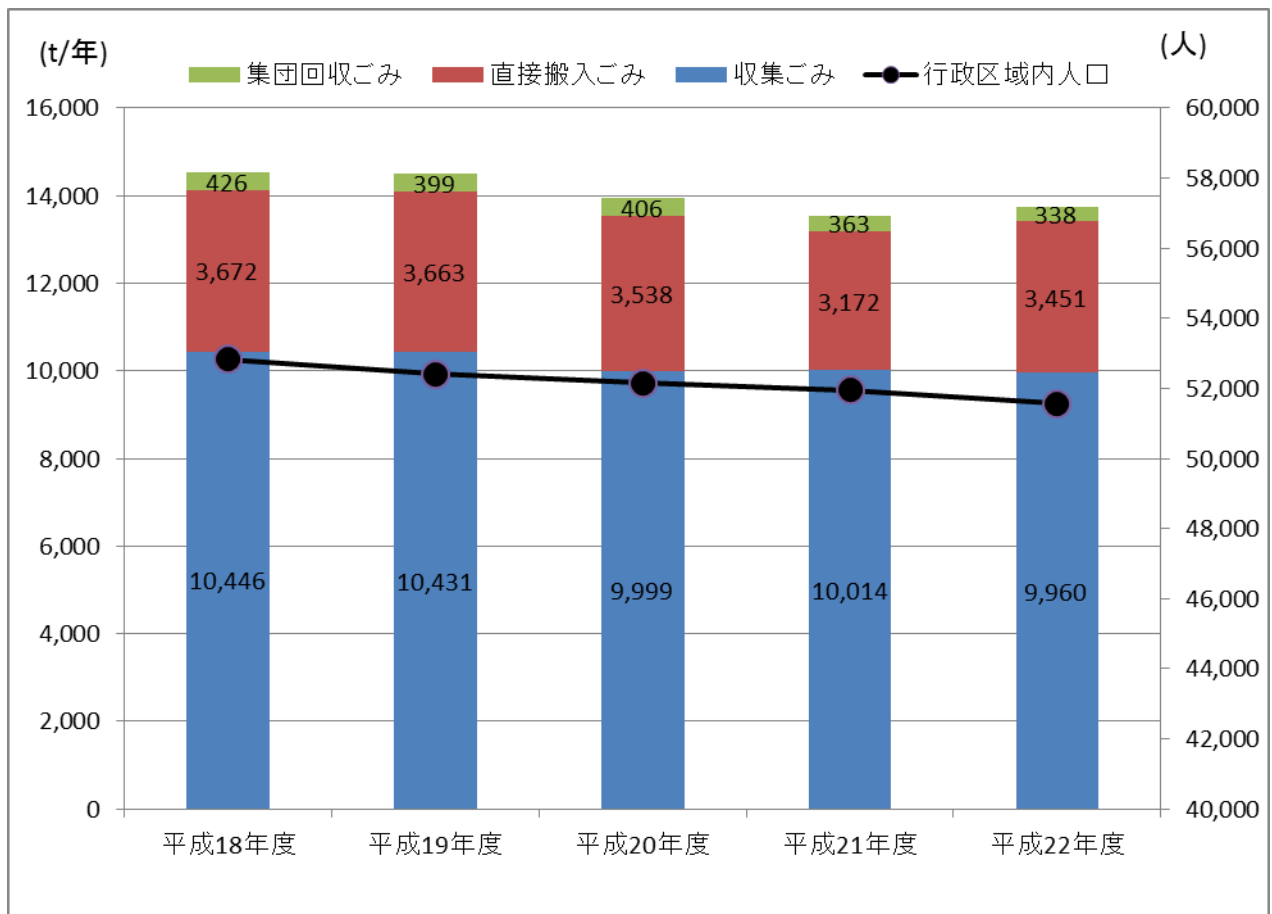


図 3.3.1 ごみ排出量の推移

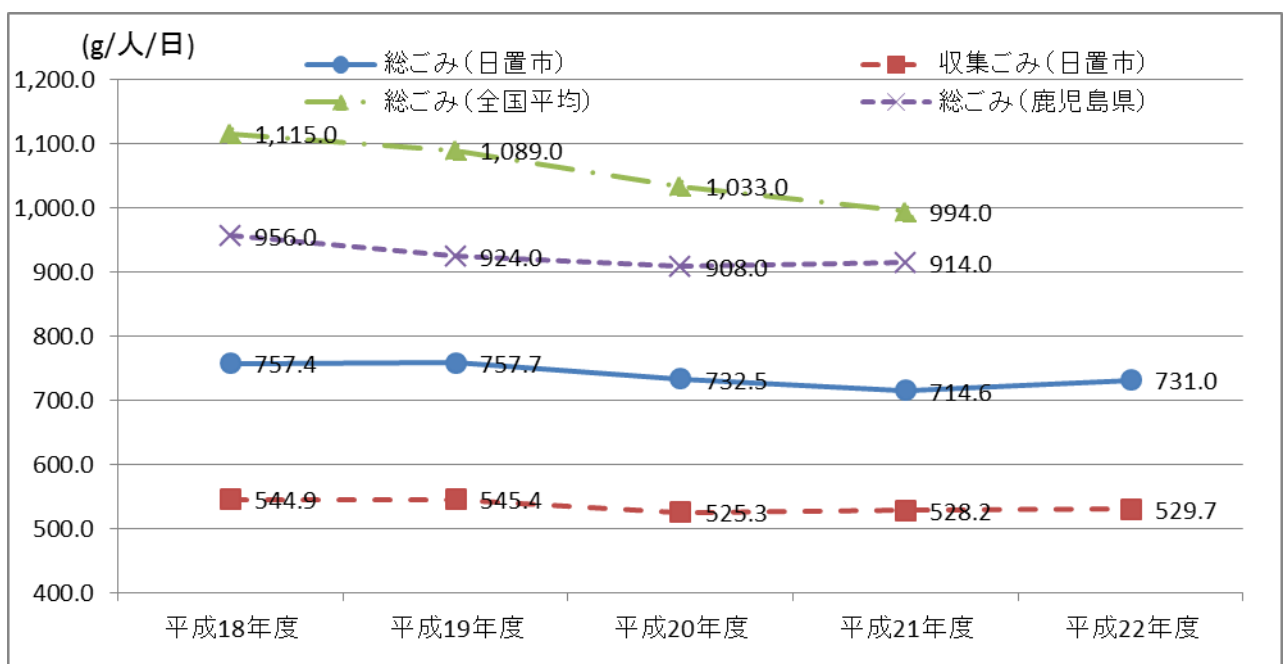


図 3.3.2 1人1日当たりのごみ排出量の推移

2) 可燃ごみ

可燃ごみの排出量については、ごみ総排出量と同様に全体としては減少傾向ですが、平成22年度にはやや増加しています。なお、収集ごみは年々減少しています。

表 3.3.2 もえるごみ排出量の推移

区分	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
行政区域内人口(計画収集人口)	人	52,833	52,401	52,148	51,946	51,561
可燃ごみ(もやせるごみ)	t/年	12,310	12,399	12,004	11,573	11,805
収集ごみ	t/年	9,244	9,290	9,000	9,002	8,926
直接搬入ごみ	t/年	3,065	3,110	3,004	2,571	2,870
南薩摩衛生汚泥	t/年	0	0	0	0	9

※平成22年度実績には試験的に実施した南薩摩衛生汚泥の焼却量を含む

収集ごみ、もやせるごみ:「一般廃棄物処理基本計画書(ごみ処理基本計画)平成19年3月」における推計値及び実績値の比較

区分	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一人一日当たり排出量※1	g/人/日	481.5	488.7	494.6	499.5	503.8
一人一日当たり排出量※2	g/人/日	481.5	469.2	455.0	439.6	423.2
一人一日当たり排出量※3	g/人/日	479.4	485.7	472.9	474.8	474.8

※1: H17年度のまま追加対策を行わない場合

※2: H17年度の実態を踏まえ、追加対策を行う場合

※3: 実績値(H18-22年度)

直接搬入ごみ、もやせるごみ:「一般廃棄物処理基本計画書(ごみ処理基本計画)平成19年3月」における推計値及び実績値の比較

区分	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一日当たり排出量※1	t/日	9.2	9.5	9.8	10.1	10.3
一日当たり排出量※2	t/日	9.2	8.9	8.6	8.3	7.8
一日当たり排出量※3	t/日	8.4	8.5	8.2	7.0	7.9

※1: H17年度のまま追加対策を行わない場合

※2: H17年度の実態を踏まえ、追加対策を行う場合

※3: 実績値(H18-22年度)

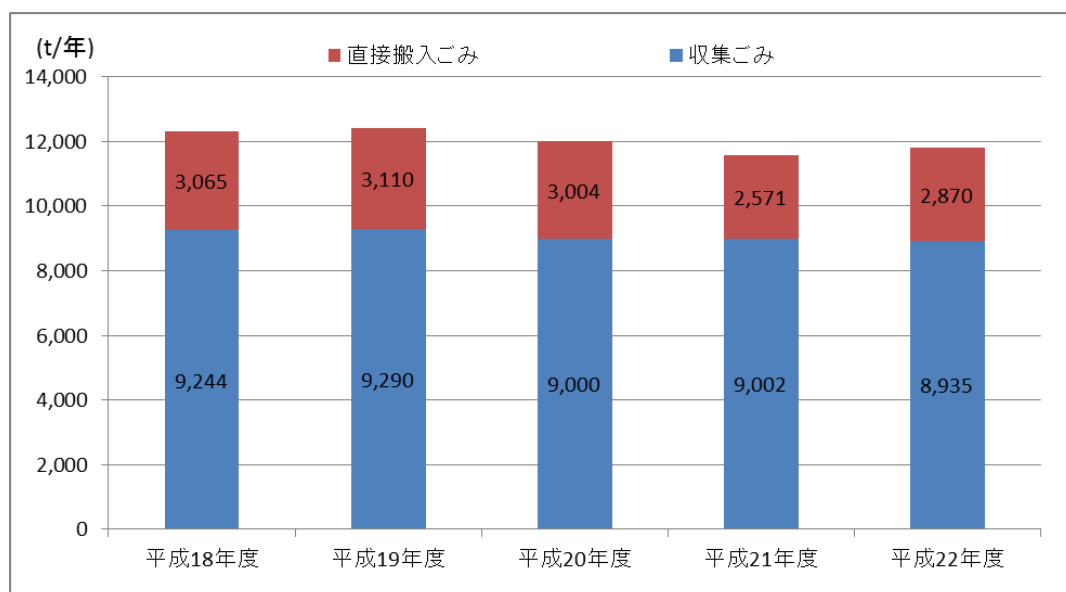


図3.3.3 もえるごみ排出量の推移

3) 資源ごみ

資源ごみの排出量は、収集及び直接搬入ごみともに減少傾向から、平成20年度以降は約650t/年で横ばい傾向となっています。

表 3.3.3 資源ごみ排出量の推移

区分	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
行政区域内人口(計画収集人口)	人	52,833	52,401	52,148	51,946	51,561
資源ごみ	t/年	758	710	643	651	649
収集ごみ	t/年	711	667	618	637	632
直接搬入ごみ	t/年	48	43	25	14	17

※集団回収は除く

収集ごみ、資源ごみ:「一般廃棄物処理基本計画書(ごみ処理基本計画)平成19年3月」における推計値及び実績値の比較

区分	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一人一日当たり排出量※1	g/人/日	38.70	37.70	36.90	36.10	35.50
一人一日当たり排出量※2	g/人/日	38.70	37.70	36.90	36.10	35.50
一人一日当たり排出量※3	g/人/日	36.85	34.86	32.48	33.59	33.57

※1: H17年度のまま追加対策を行わない場合

※2: H17年度の実態を踏まえ、追加対策を行う場合

※3: 実績値(H18-22年度)

直接搬入ごみ、資源ごみ:「一般廃棄物処理基本計画書(ごみ処理基本計画)平成19年3月」における推計値及び実績値の比較

区分	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一日当たり排出量※1	t/日	0.13	0.13	0.13	0.13	0.14
一日当たり排出量※2	t/日	0.13	0.13	0.13	0.13	0.14
一日当たり排出量※3	t/日	0.13	0.12	0.07	0.04	0.05

※1: H17年度のまま追加対策を行わない場合

※2: H17年度の実態を踏まえ、追加対策を行う場合

※3: 実績値(H18-22年度)

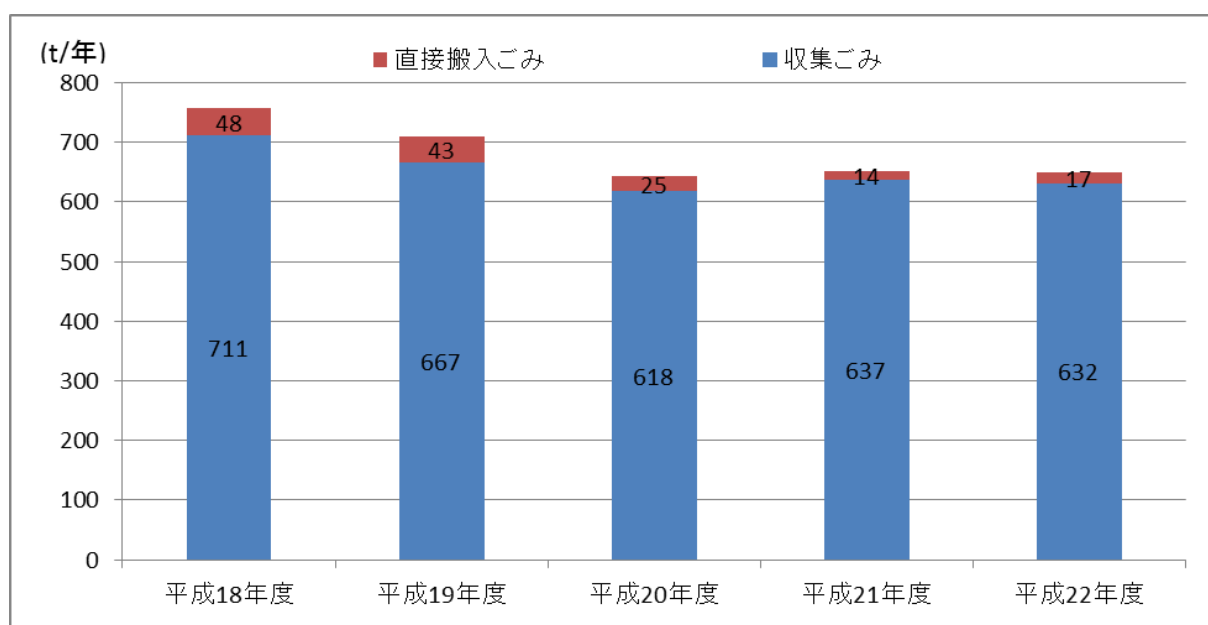


図3.3.4 資源ごみ排出量の推移

5) 粗大ごみ

粗大ごみの排出量は、収集ごみは減少傾向から平成 22 年度に増加傾向に転じています。直接搬入ごみは減少後、約 225t/年で横ばい傾向となっています。したがって、全体としては 5 年前より減少しましたが、ここ最近は約 280t/年で横ばいとなっています。

表 3.3.5 粗大ごみ排出量の推移

区分	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
行政区域内人口(計画収集人口)	人	52,833	52,401	52,148	51,946	51,561
粗大ごみ	t/年	527	420	282	278	287
収集ごみ	t/年	71	63	53	49	65
直接搬入ごみ	t/年	393	357	228	229	222
災害ごみ	t/年	62	0	0	0	0

収集ごみ、粗大ごみ:「一般廃棄物処理基本計画書(ごみ処理基本計画)平成19年3月」における推計値及び実績値の比較

区分	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一人一日当たり排出量※1	g/人/日	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
一人一日当たり排出量※2	g/人/日	3.3	3.2	3.0	2.9	2.8
一人一日当たり排出量※3	g/人/日	6.9	3.3	2.8	2.6	3.5

※1: H17年度のまま追加対策を行わない場合

※2: H17年度の実態を踏まえ、追加対策を行う場合

※3: 実績値(H18-22年度)

直接搬入ごみ、粗大ごみ:「一般廃棄物処理基本計画書(ごみ処理基本計画)平成19年3月」における推計値及び実績値の比較

区分	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一日当たり排出量※1	t/日	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3
一日当たり排出量※2	t/日	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0
一日当たり排出量※3	t/日	1.1	1.0	0.6	0.6	0.6

※1: H17年度のまま追加対策を行わない場合

※2: H17年度の実態を踏まえ、追加対策を行う場合

※3: 実績値(H18-22年度)

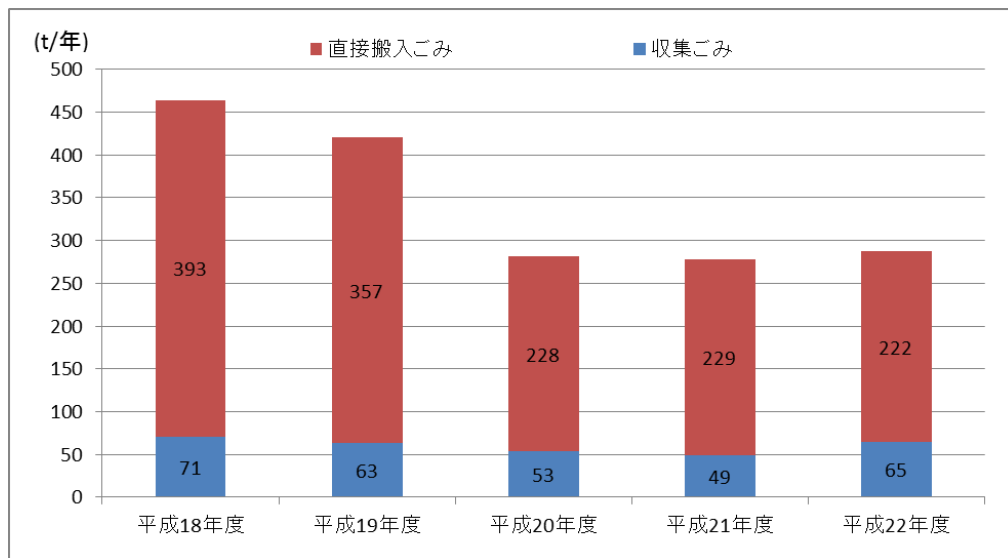


図3.3.6 粗大ごみ排出量の推移

6) 有害ごみ

有害ごみは全体としてごみ量も少なく、概ね 10～20t/年前後で推移している状況が続いています。

表 3.3.6 有害ごみのごみ排出量の推移

区分	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
行政区域内人口(計画収集人口)	人	52,833	52,401	52,148	51,946	51,561
有害ごみ	t/年	22.21	21.76	13.76	15.29	19.17
収集ごみ	t/年	22.14	21.18	13.66	15.10	18.86
直接搬入ごみ	t/年	0.07	0.58	0.10	0.19	0.31

収集ごみ、その他のごみ:「一般廃棄物処理基本計画書(ごみ処理基本計画)平成19年3月」における推計値及び実績値の比較

区分	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一人一日当たり排出量※1	g/人/日	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30
一人一日当たり排出量※2	g/人/日	1.30	1.20	1.20	1.10	1.10
一人一日当たり排出量※3	g/人/日	1.15	1.11	0.72	0.8	1

※1: H17年度のまま追加対策を行わない場合

※2: H17年度の実態を踏まえ、追加対策を行う場合

※3: 実績値(H18-22年度)

直接搬入ごみ、その他のごみ:「一般廃棄物処理基本計画書(ごみ処理基本計画)平成19年3月」における推計値及び実績値の比較

区分	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一日当たり排出量※1	t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
一日当たり排出量※2	t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
一日当たり排出量※3	t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※1: H17年度のまま追加対策を行わない場合

※2: H17年度の実態を踏まえ、追加対策を行う場合

※3: 実績値(H18-22年度)

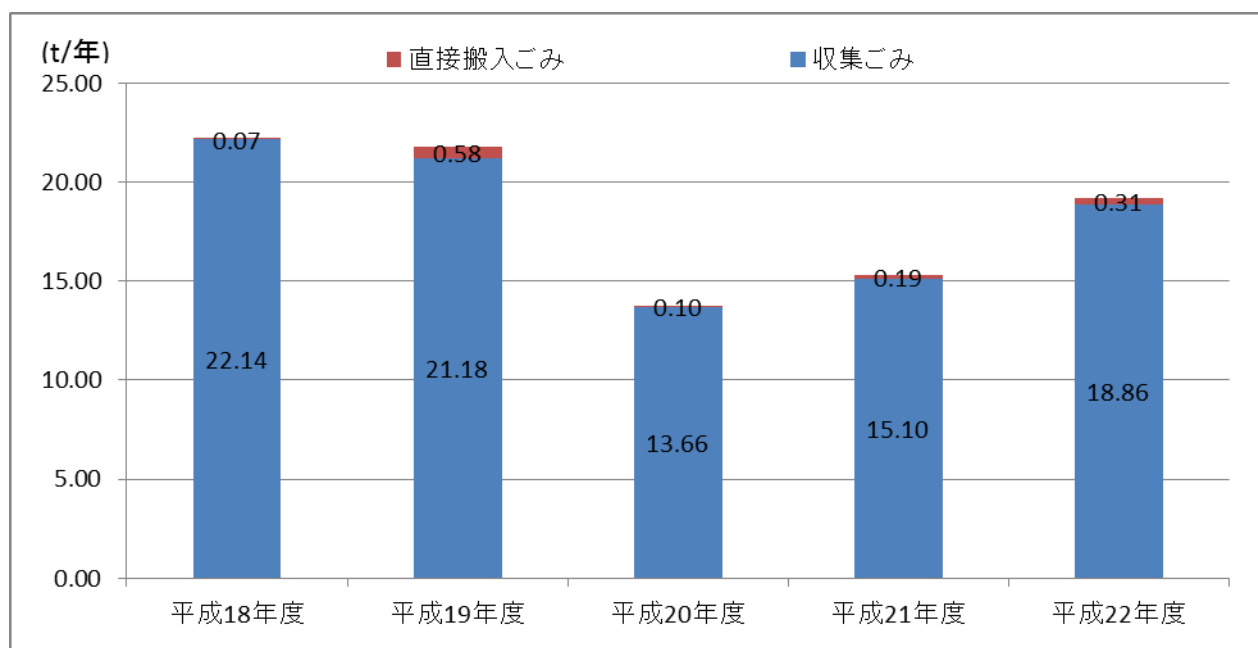


図3.3.7 その他のごみ排出量の推移

4 ごみの性状

本市が運営する「クリーンリサイクルセンター」において1年間に4回の頻度で実施していますごみ組成分析結果は、次のとおりです。

表 3.4.1 ごみ組成分析結果

採取年月日	ごみの種類組成							ごみの3成分			低位発熱量		単位比重
	紙・布類	ビニール、 合成樹脂、 ゴム、 皮革類	木、竹、わ ら類	厨芥類	不燃物	その他	水分	灰分	可燃分	計算値	実測値		
年度 月 日	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	kcal/kg	kcal/kg	kg/m ³
平成18年度	5 24	46.50	22.00	4.40	9.30	0.80	17.80	54.50	4.40	41.10	2220	2110	326
	8 22	28.20	16.00	12.20	27.60	0.00	16.00	66.00	3.00	31.00	1540	1420	335
	10 25	44.20	15.80	25.60	9.30	0.00	5.10	50.50	5.20	44.30	2490	2380	333
	2 14	49.50	20.60	2.10	21.50	3.50	2.80	57.40	3.60	39.00	1880	1760	335
	平均	42.10	18.60	11.08	16.93	1.08	10.43	57.10	4.05	38.85	2032.5	1917.5	332.25
平成19年度	5 30	51.30	21.90	5.50	11.30	2.90	7.10	44.60	6.50	48.90	1930	1840	180
	8 22	55.60	19.60	5.20	6.60	7.00	6.00	50.60	12.00	37.40	1380	1610	320
	11 22	53.00	15.40	4.40	4.80	5.60	16.70	49.70	8.50	41.80	1580	1500	290
	2 5	49.30	17.10	2.60	20.70	1.00	9.30	60.90	5.50	33.60	1150	1040	260
	平均	52.30	18.50	4.43	10.85	4.13	9.78	51.45	8.13	40.43	1510	1497.5	262.5
平成20年度	5 21	51.10	21.40	3.90	15.60	3.40	4.70	56.10	6.00	37.90	1370	1390	320
	8 20	39.00	28.30	15.90	8.80	3.50	4.60	59.70	6.20	34.10	1180	1390	330
	11 27	55.20	11.40	21.40	10.20	0.20	1.80	55.50	4.50	40.00	1470	1550	307
	2 4	46.60	29.00	1.20	20.50	<0.10	2.70	59.60	4.30	36.10	1270	1200	390
	平均	47.98	22.53	10.60	13.78	1.80	3.45	57.73	5.25	37.03	1322.5	1382.5	336.75
平成21年度	5 20	44.40	17.70	16.80	18.60	1.60	0.90	49.80	5.00	45.20	1730	1640	300
	8 12	51.70	24.20	16.90	4.60	0.30	2.30	50.90	5.30	43.80	1670	2030	330
	11 18	49.90	26.10	12.60	9.60	0.60	1.20	55.00	3.80	41.20	1520	2030	320
	2 17	54.10	17.60	1.20	7.00	3.30	16.80	58.20	5.20	36.60	1300	1430	380
	平均	50.03	21.40	11.88	9.95	1.45	5.30	53.48	4.83	41.70	1555	1782.5	332.5
平成22年度	5 20	58.90	23.50	10.10	3.50	1.90	2.10	58.70	5.00	36.30	1280	1640	350
	8 20	44.20	20.80	9.70	10.80	4.80	9.70	51.70	9.20	39.10	1450	1690	303
	11 17	42.20	21.80	7.90	12.30	4.90	10.90	49.10	11.10	39.90	1500	1900	324
	2 23	61.90	21.10	11.60	4.40	0.30	0.70	48.90	4.00	47.10	1830	1860	249
	平均	51.80	21.80	9.83	7.75	2.98	5.85	52.10	7.33	40.60	1515	1772.5	306.5
5カ年	5月	50.44	21.30	8.14	11.66	2.12	6.52	52.74	5.38	41.88	1706	1724	295.2
	8月	43.74	21.78	11.98	11.68	3.12	7.72	55.78	7.14	37.08	1444	1628	323.6
	11月	48.90	18.10	14.38	9.24	2.26	7.14	51.96	6.62	41.44	1712	1872	314.8
	2月	52.28	21.08	3.74	14.82	1.64	6.46	57.00	4.52	38.48	1486	1458	322.8
	平均	48.84	20.57	9.56	11.85	2.29	6.96	54.37	5.92	39.72	1587	1670.5	314.1

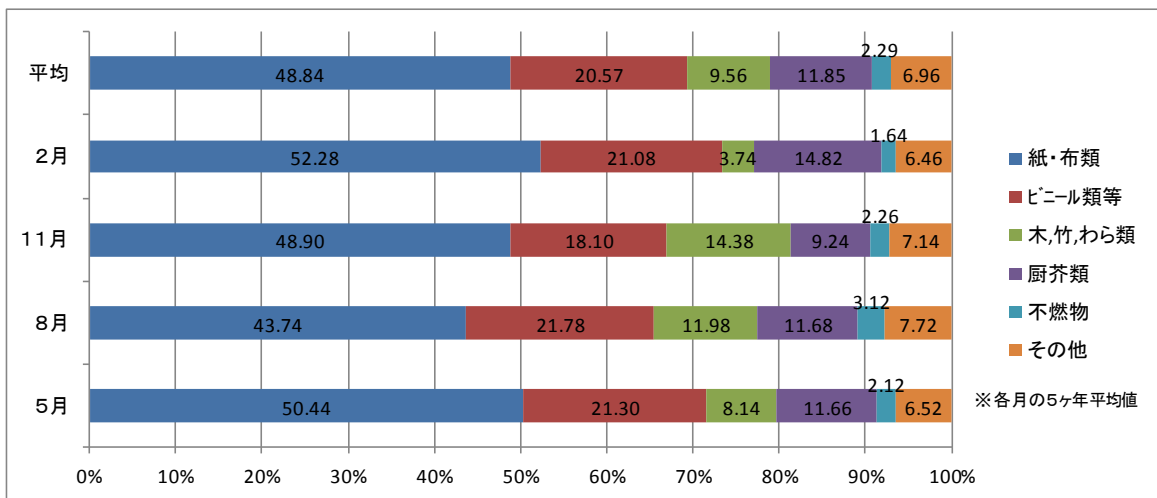
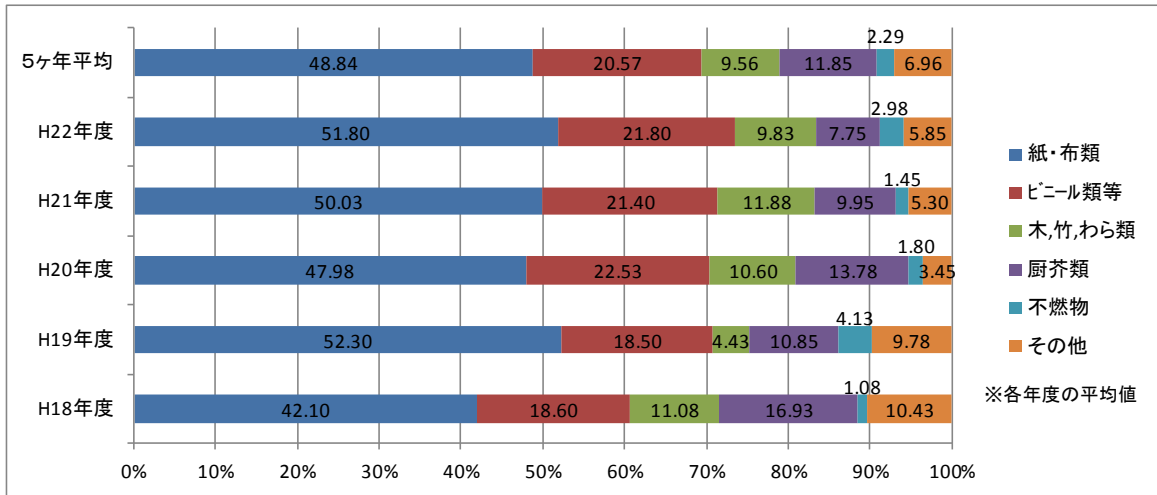
※<0.10は0.10として平均を行った。

資料：クリーンリサイクルセンター資料

低位発熱量：計画値 低質ごみ 3349 KJ/m³、基準ごみ 6698 KJ/m³、高質ごみ 10047 KJ/m³ ※1kcal=4.18065KJ

1) ごみの組成

平成 18 年度～平成 22 年度におけるごみ種類組成調査結果の構成比（5 か年平均値）は、紙・布類の割合が 48.84%と最も高く、次いでビニール等が 20.57%となっており、この2つで全体の 69.41%と約 7 割を占めています。

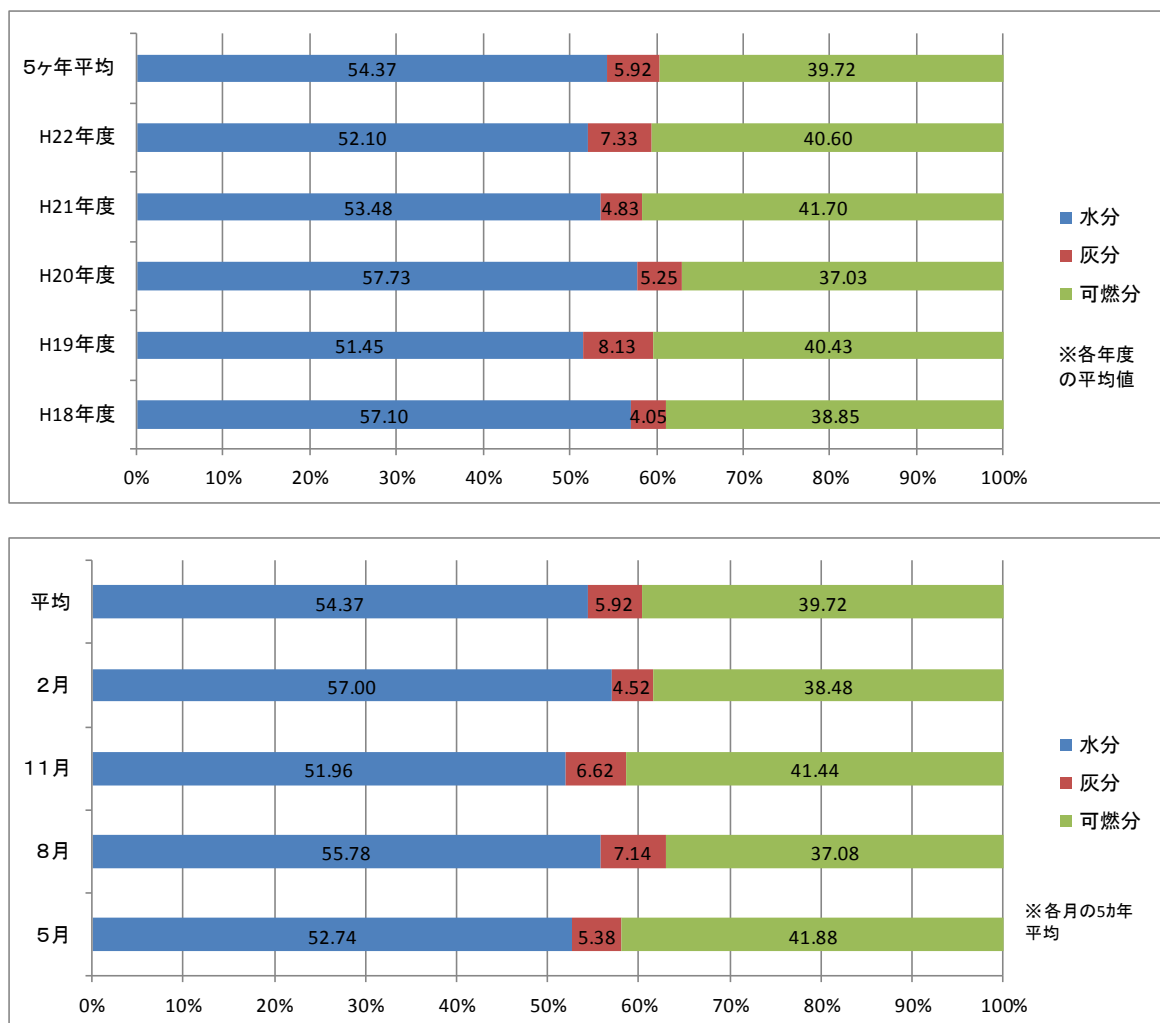


(上図：年度別平均、下図：月別 5 か年平均)

図 3.4.1 ごみの種類組成

2) ごみの三成分

平成 18 年度～平成 22 年度におけるごみの三成分の構成比（5 か年平均値）は、水分が 54.37%、灰分が 5.92%、可燃分が 39.72%となっており、本施設の計画条件（水分：28.0～68.0%、灰分：6.0～16.0%、可燃分：26.0～56.0%）と比較し、灰分がやや少ないものの概ね計画値の範囲内となっています。



(上図：年度別平均、下図：月別 5 か年平均)

図 3. 4. 2 ごみの 3 成分

3) 低位発熱量

平成 18 年度～平成 22 年度における低位発熱量（5 か年平均値）は、4353.5～9962.8kJ/kg で推移しています。本施設の計画条件（低位発熱量：低質ごみ 3,349kJ/kg、基準ごみ 6,698kJ/kg、高質ごみ 10,047kJ/kg）と比較すると、すべて計画値の範囲内において低位発熱量は推移しています。

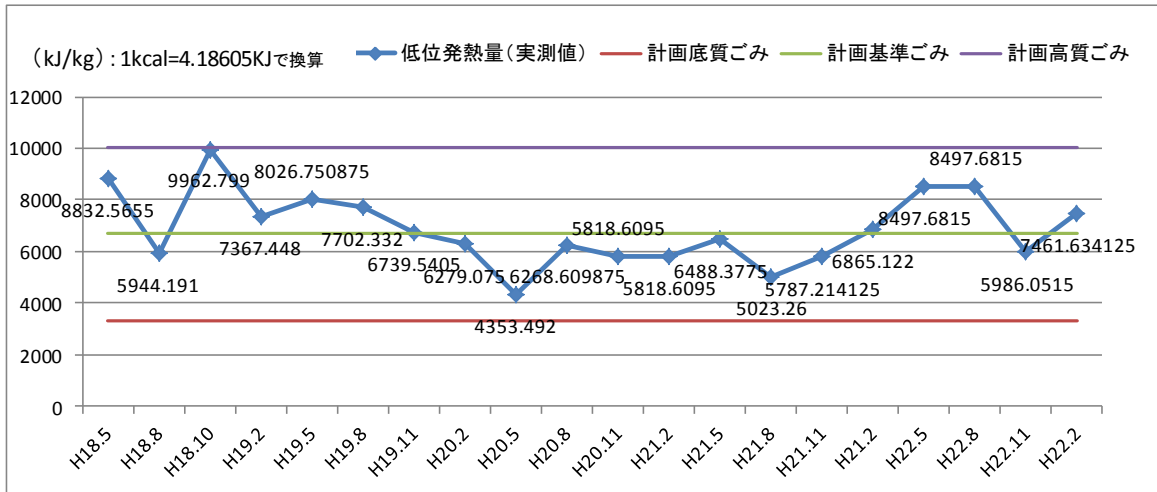


図3. 4. 3 ごみの低位発熱量の推移

5 ごみの減量・再生利用の実績

1) 市民によるごみ減量化・再資源化等

(1) 生ごみ堆肥化

家庭から排出される生ごみの減量化を図るために、本市では「日置市生ごみ堆肥化容器設置事業補助金交付要綱（H17.5.1 告示第 77 号）」に基づき生ごみの堆肥化容器等の購入費に対して補助を実施しています。平成 22 年度現在までの補助基数の累計は 918 基で、全世帯数（22,431 世帯）に対して 4.1%となっています。今後も引き続きごみの減量化を推進することを目的として補助していくこととしています。

表 3.5.1 生ごみ堆肥化容器等補助基数の推移

区 分	単 位	H18	H19	H20	H21	H22
補 助 基 数	基	52	35	78	79	50
累 計 基 数	基	624	711	789	868	918
世 帯 数	世帯	22,161	22,264	22,358	22,424	22,431
普 及 率	%	2.8%	3.2%	3.5%	3.9%	4.1%

(日置市生ごみ堆肥化容器設置事業補助金交付要綱の概要)

補助経費	補助率等
生ごみ堆肥化容器の購入に要する経費	1/2 以内。ただし、電気式の生ごみ堆肥化容器にあつては 1 台につき 25,000 円を、その他の生ごみ堆肥化容器にあつては 1 基につき 2,000 円を限度とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ堆肥化容器の購入に係る補助金の交付については、各世帯ごとに電気式の生ごみ堆肥化容器 1 台、その他の生ごみ堆肥化容器 1 基づつを対象とする。 ・補助金の交付を受けた者は、交付を受けた日の属する年度から 5 年後の年度まで補助金の交付を受けることができない。 	

(2) 資源回収

本市では、地域子ども会、行政区やリサイクルグループ等の市民団体が実施する資源回収活動に対して資源回収事業補助金を交付しています。過去5年間の回収量の推移は以下のとおりで、平成18～22年度は約338～426 t/年で推移し、回収量はやや減少の傾向となっています。中心は古新聞・古雑誌等の古紙回収となっており、ごみの再資源化の推進のために、引き続きごみの減量化・再資源化の施策の一環として集団回収事業の補助を進めていくこととしています。

表 3.5.2 集団回収量の推移

区 分	単位	H18	H19	H20	H21	H22
集 団 回 収 量	t/年	426.4	399.4	405.7	362.7	337.7
紙 類	t/年	426.4	338.2	336.8	302.6	276.4
新 聞	t/年	174.9	211.0	193.9	168.6	155.6
雑 誌	t/年	113.1	98.5	99.8	92.0	81.3
牛 乳 パ ッ ク	t/年	3.7		0.1	0.1	0.2
段 ボ ー ル	t/年	44.9	28.7	34.1	39.3	32.2
そ の 他 紙	t/年	89.8		8.9	2.7	7.1
金 属 類	t/年		5.3	10.7	12.6	12.9
ア ル ミ 缶	t/年		4.3	6.9	8.1	8.6
ス チ ー ル 缶	t/年		1.0	3.9	4.4	4.2
ガ ラ ス 類	t/年		55.9	58.1	47.5	48.5
1.8L以上古びん	t/年		46.0	48.7	39.3	42.0
1.8L以下古びん	t/年		9.9	9.4	8.2	6.5
ペ ッ ト ボ ト ル	t/年					

※平成18年度は伊集院地区、東市来地区の古紙回収のみが集計されている。

(日置市再生資源回収事業補助金交付要綱の概要)

補助対象者	補助金額の算定額	
市民団体：自治会又は市内に住所を有する者を主な構成員とする女性団体、子供会、PTA、高齢者クラブ、スポーツ少年団若しくはこれに類すると市長が認めたもの。	品 目	補助金の算定額
	古紙類	1kg 当り 3 円
	アルミ缶	1kg 当り 2 円
	スチール缶	1kg 当り 1 円
	古瓶	1.8 ^{リットル} 以上 1.8 ^{リットル} 以下
<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付の対象経費は、市民団体が再生資源の回収活動に要する経費。 ・補助金額等は、市民団体が回収した再生資源を回収業者等へ引き渡した当該再生資源の量により算定するものとする。 		

2) 行政によるごみ減量化・再資源化等

(1) 資源化物回収量

本市では、資源ごみの分別収集や施設における選別資源化及び溶融施設におけるスラグ・飛灰の山元還元などを実施しています。ごみ総排出量（集団回収を除く）に対する資源化率（集団回収を除く）は、平成 22 年度で 8.8%となっています。その内訳としては、金属類の回収と飛灰の山元還元が大きな割合を占めています。

平成 18～21 年度の資源化率（集団回収量除く）の全国値は約 15%、鹿児島県全県値は約 16%となっており、本市におけるごみの再資源化割合（約 7～10%）は低く、今後、一層の資源化の推進が必要であると考えられます。

なお、溶融スラグについては、一部場内に一時保管している状況となっています。

表3.5.3 資源化物回収量の推移

区	分	単位	H18	H19	H20	H21	H22
①	ごみ総排出量	t/年	14,606.6	14,493.0	13,943.4	13,548.3	13,757.9
	収集＋直搬	t/年	14,118.0	14,093.6	13,537.7	13,185.7	13,410.9
	集団回収	t/年	426.4	399.4	405.7	362.7	337.7
	南薩衛生汚泥	t/年					9.3
	災害ごみ	t/年	62.2				
②	集団回収を除くごみ排出量	t/年	14,180.2	14,093.6	13,537.7	13,185.7	13,420.2
③	総資源化量	t/年	1,413.5	1,261.0	1,193.8	1,213.8	1,146.0
	紙類	t/年	54.0	46.0	37.0	32.0	33.0
	金属類	t/年	505.0	456.0	352.0	422.0	407.0
	ガラス	t/年	147.0	155.0	134.0	141.0	129.0
	ペットボトル	t/年	76.0	78.0	56.0	62.0	56.0
	容器包装プラスチック類	t/年	205.0	126.0	209.0	194.0	183.0
	有害ごみ	t/年	0.1	0.6	0.1	0.2	0.3
	集団回収	t/年	426.4	399.4	405.7	362.7	337.7
	スラグ	t/年	8.0	88.0	143.0	275.0	91.0
	飛灰山元還元	t/年		281.0	259.0	249.0	276.0
④	集団回収を除くごみ資源化量	t/年	995.1	1,230.6	1,190.1	1,375.2	1,175.3
⑤	行政によるごみ再資源化率 (④÷②)×100	%	7.0%	8.7%	8.8%	10.4%	8.8%
⑥	行政によるごみ再資源化率 (全国)	%	14.6%	15.2%	15.2%	15.4%	
⑦	行政によるごみ再資源化率 (鹿児島県)	%	15.3%	16.8%	15.8%	16.1%	

(2) ごみ溶融処理施設による減量化（減容化）量

本市の家庭及び事業者から排出されたごみは、有害ごみを除き、全て中間処理されており、リサイクルプラザへ搬入された粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ及び選別資源化後に発生する破碎残渣についてもその多くは焼却・溶融処理されています。溶融処理後に発生する溶融飛灰は山元還元され資源化されています。

現在のところ中間処理施設（焼却・溶融施設）で減量化（減容化）された割合は以下のとおりであり、本中間処理により 99%以上が減量化されたうえで、最終処分されています。

なお、溶融スラグについては、一部場内に一時保管している状況となっています。

表3.5.4 中間処理施設（溶融処理施設）における減量化率の推移

区	分	単位	H18	H19	H20	H21	H22
①	ごみ焼却・溶融処理量	t/年	12,774.7	12,827.4	12,420.4	11,994.1	12,268.1
	可燃ごみ	t/年	12,309.7	12,399.4	12,004.4	11,573.1	11,795.8
	破碎選別残渣	t/年	465.0	428.0	416.0	421.0	463.0
	南薩衛生汚泥	t/年					9.3
②	スラグ・飛灰の資源化量	t/年	8.0	369.0	402.0	554.0	367.0
③	焼却溶融施設からの埋立処分量	t/年	69.0	74.0	65.0	58.0	62.0
④	焼却・溶融施設による減量化（減容化）の割合	%	99.5%	99.4%	99.5%	99.5%	99.5%

※焼却・溶融施設による減量化（減容化）割合 = $(1 - (\text{埋立処分量} \div (\text{焼却・溶融量} - \text{資源化量}))) \times 100$

6 ごみ処理・処分の状況

1) 収集・運搬体制

本市の収集サービス等の状況は、下表のとおりとなっています。

現在はすべての地区においてごみの分別種類及び排出方法、収集頻度、料金を統一し運用しています。また、クリーンリサイクルセンターで処理できるすべてのごみは個人による直接持込みもできるようになっています。

なお、家庭ごみの収集は委託業者により収集を行い、事業系のごみは許可業者による収集を行っています。

表 3.6.1 収集サービス等の状況

		収集方式	収集回数	排出容器	指定袋	料金 (円/袋)	収集体制
家庭系ごみ	もやせるごみ (可燃ごみ)	ステーション方式	2回/週	指定ごみ袋 (透明袋に赤字)	大(44 ^{リットル}) 小(32 ^{リットル})	25円/枚 15円/枚	委託
	容器包装プラスチック類		2回/月	指定ごみ袋 (透明袋に青字)	大(52 ^{リットル}) 小(30 ^{リットル})		
	古紙類			紙ひもで十字に縛る	—	—	
	缶			指定ごみ袋 (透明袋に青字)	大(52 ^{リットル}) 小(30 ^{リットル})	25円/枚 15円/枚	
	びん			指定ごみ袋 (透明袋に青字)	大(52 ^{リットル}) 小(30 ^{リットル})		
	ペットボトル			指定ごみ袋 (透明袋に青字)	大(52 ^{リットル}) 小(30 ^{リットル})		
	もやせないごみ (不燃ごみ)		1回/月	指定ごみ袋 (赤袋に黒字)	大(40 ^{リットル}) 小(30 ^{リットル})	25円/枚 15円/枚	
	有害ごみ	2回/月	指定ごみ袋 (赤袋に黒字)	大(40 ^{リットル}) 小(30 ^{リットル})			
粗大ごみ	戸別	1回/月	—	—	—		

事業系ごみの許可業者数は、現在以下のとおりとなっています。

表 3.6.2 許可業者数

許可地域	許可業者数
日置市全域	8
東市来町のみ	4
伊集院町のみ	—
日吉町のみ	—
吹上町のみ	1
合計	13

また、直接搬入（持込）ごみの処理料金は、以下のとおりとしています。

表 3.6.3 直接搬入（持込）ごみの処理料金

区 分		持込み量	料金
自己搬入	もやせるごみ	10kgまで	90 円
		10kg増すごとに	90 円
	もやせないごみ、有害・粗大ごみ	10kgまで	100 円
		10kg増すごとに	100 円
	資源ごみ	10kgまで	100 円
		10kg増すごとに	100 円
小動物の死体	10kgまで	1000 円	
	10kg増すごとに	1000 円	
戸別収集	粗大ごみ	10kgまで	600 円
		10kg増すごとに	100 円

※平成23年度の状況

2) 一般廃棄物処理施設

(1) 施設の設置及び管理運営の経緯

本市の一般廃棄物処理施設は、日置市クリーンリサイクルセンターにごみ処理施設（焼却・溶融施設）、リサイクルプラザ、最終処分場があり、ここですべてのごみを処理しています。

日置市クリーンリサイクルセンターの現在までの経緯は以下のとおりです。

表 3.6.4 クリーンリサイクルセンターの経緯

平成 9 年 7 月 16 日	日置地区塵芥処理組合（構成市町：東市来町、伊集院町、松元町、郡山町、日吉町、吹上町、いずれも旧町名）の広域処理施設として着工
平成 11 年 3 月 19 日	竣工 所在地：鹿児島県日置郡松元町入佐 2319 番地（旧住所表記）
平成 11 年 4 月 1 日	稼働
平成 17 年 5 月 1 日	市町村合併により組合解散。 日置市クリーンリサイクルセンターとして日置市（東市来町、伊集院町、日吉町、吹上町、いずれも旧町名）が管理運営し、日置市内のごみのみを処理。（平成 16 年 11 月 1 日：松元町及び郡山町は鹿児島市と合併） 所在地：鹿児島県鹿児島市入佐町 2319（現住所表記）
現在に至る	—

上記の経緯から、日置市クリーンリサイクルセンターは日置市が管理運営する施設ですが、その位置は現在、鹿児島市域となっています。なお、旧松元町及び旧郡山町は鹿児島市のごみ処理施設において処理を行っています。

(2) ごみ処理施設（焼却・溶融施設）

ごみ処理施設は、稼働後 12 年を経過し、平成 19 年度に実施した精密機能検査から当該ごみ処理施設は、定期的補修により施設の性能維持は図られているが、引き続き施設の適切な維持のうえで、必要な補修を行う必要性が提言されています。

また、施設維持管理面において、溶融施設の費用が施設全体の維持管理費の中で突出して多いことも指摘されています。

(3) ごみ処理施設（リサイクルプラザ）

リサイクルプラザも同時期に竣工・稼働されており、かん、びん、容器包装プラスチック類、古紙類、ペットボトルなどが処理されています。

(4) 最終処分場

最終処分場も同時期に竣工・稼働されており、最終処分は溶融飛灰のみを埋立てていることから、現在の埋立て残容量は 26,346.63m³(平成 23 年 10 月 1 日現在)とまだ当面の埋立容量は充分確保されています。

表 3.6.5 中間処理施設及び最終処分場の概要

施設名称	日置市クリーンリサイクルセンター
所在地	鹿児島県鹿児島市入佐町 2319
事業主体	日置市（竣工当時：日置地区塵芥処理組合）
全体敷地面積	約 140,988 m ²
着工・竣工	ごみ溶融処理施設 着工：平成 9 年 7 月 竣工：平成 11 年 3 月 リサイクルプラザ 着工：平成 9 年 7 月 竣工：平成 11 年 3 月 最終処分場 着工：平成 9 年 7 月 竣工：平成 11 年 3 月
運営管理体制	委託（一部直営）
ごみ焼却施設	
処理方式	焼却（ストーカ方式）
能力	81 t/日（40.5 t/16 h×2 炉）
受入供給設備	ピット&クレーン方式
排ガス処理設備	乾式有害ガス除去装置＋ろ過式集塵装置（高反応除去剤＋活性炭）
灰処理設備	乾式搬送→貯留→溶融処理
余熱利用	白煙防止、燃焼空気、給湯、暖房
灰溶融炉施設	
能力	16 t/日（8 t/24 h×2 炉）
処理対象物	焼却灰、焼却飛灰、リサイクル残渣
再燃焼室	ガス滞留時間 2 秒以上、10m ³
ガス冷却室	水噴霧式 16m ³
余熱利用	白煙防止、バーナ燃焼空気、給湯、暖房
溶融飛灰処理	セメント＋キレート処理、平成 15 年 10 月から山元還元
スラグバンカ	2 日分貯留 18m ³
リサイクルプラザ	
能力	25 t/日（1 日 5 時間稼動）
処理対象	粗大ごみ、ビン、カン、可燃性粗大ごみ、紙製容器、ペットボトル、容器包装プラスチック類、不燃ごみ
選別設備	手選別コンベヤ、磁力選別機、アルミ選別機、ガラス自動色選別装置、風力選別機
再生設備	鉄缶圧縮機、アルミ缶圧縮機、金属圧縮機、ペット・紙製容器圧縮梱包機
最終処分場	
埋立対象物	溶融飛灰、溶融スラグ、不燃残渣、ガラス残渣、焼却鉄残渣、平成 15 年 10 月より溶融飛灰は外部処理（山元還元）
埋立開始年	平成 11 年 4 月
埋立面積・容量	13,450 m ² ・35,000 m ³
遮水工	表面 2 重遮水シート工法＋遮光マット
浸出水処理施設	50 m ³ /日（無放流方式：処理水は焼却施設内噴霧）
浸出水処理方式	生物処理→凝集沈殿→砂ろ過→活性炭処理→キレート処理→消毒→焼却施設プラント用水として利用

3) ごみ処理・処分量

過去5か年の中間処理率は集団回収・直接資源化のごみを除くすべてで全排出量の96%以上となっています。また、資源化量は概ね全排出量の9.9~11.5%、埋立処分量は2.7~3.2%の状況となっています。

表 3.6.6 ごみ処理・処分量の推移

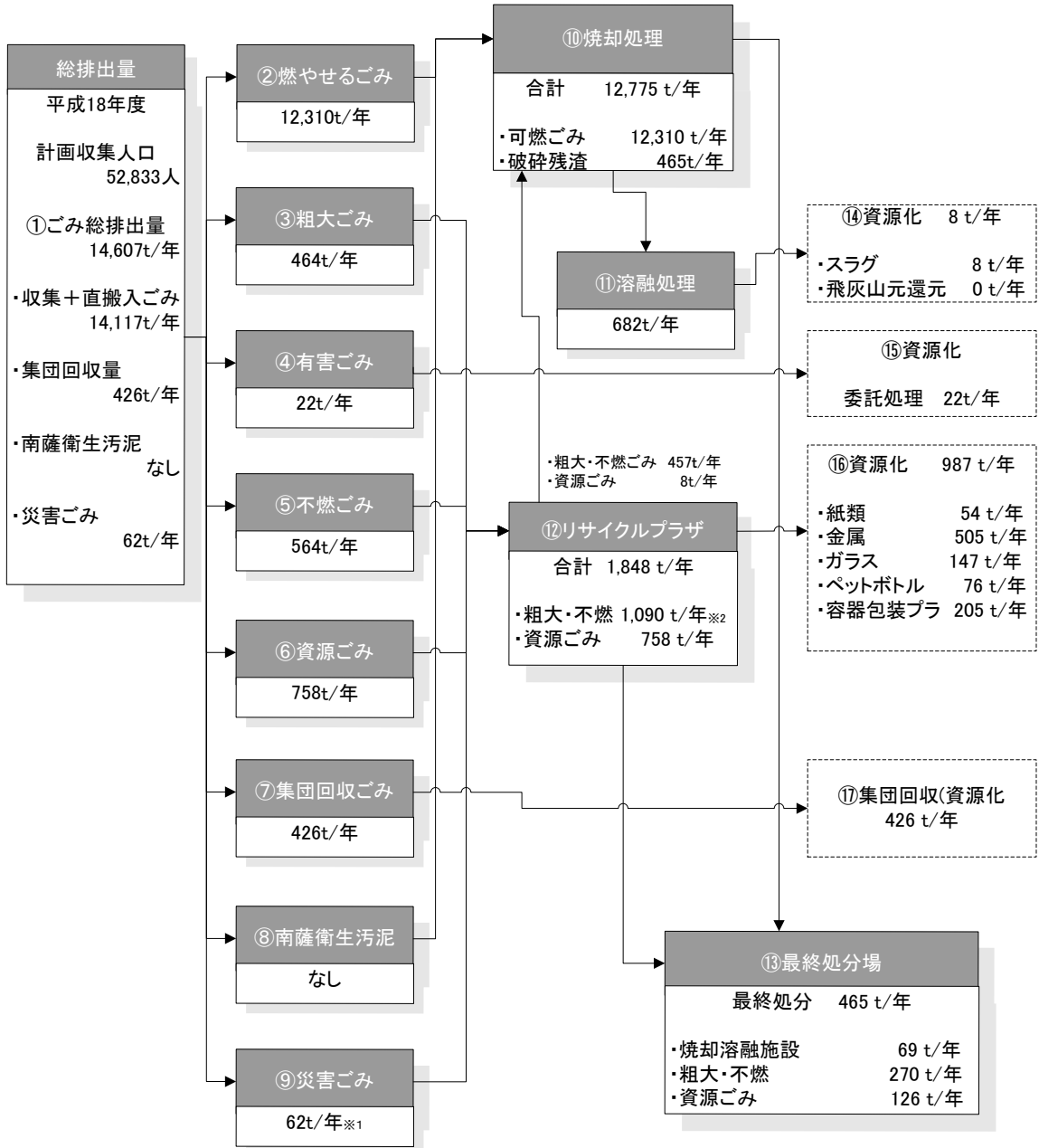
区分	単位	H18	H19	H20	H21	H22	備考		
1	ごみ排出量	①ごみ総排出量	t/年	14,607	14,493	13,943	13,548	13,758	Σ 2~9
2		可燃ごみ	t/年	12,310	12,399	12,004	11,573	11,796	市実績データ
3		粗大ごみ	t/年	464	420	282	278	287	市実績データ
4		有害ごみ	t/年	22	22	14	15	19	市実績データ
5		不燃ごみ	t/年	564	542	595	668	660	市実績データ
6		資源ごみ	t/年	758	710	643	651	649	市実績データ
7		集団回収	t/年	426	399	406	363	338	市実績データ
8		南薩衛生汚泥	t/年					9	市実績データ
9		災害ごみ	t/年	62					市実績データ
10	中間処理	②焼却・溶融処理量	t/年	12,775	12,827	12,420	11,994	12,268	11
11		②-1焼却処理量		12,775	12,827	12,420	11,994	12,268	Σ 12~13
12		直接焼却量	t/年	12,310	12,399	12,004	11,573	11,805	Σ 2.8
13		破碎選別残渣量	t/年	465	428	416	421	463	Σ 21,22
14		②-2溶融処理量	t/年	682	809	701	665	762	15
15		焼却灰・焼却残渣	t/年	682	809	701	665	762	市実績データ
16		②-3資源化量		8	369	402	305	367	Σ 17~18
17		スラグ	t/年	8	88	143	30	91	廃棄物処理実態調査
18		飛灰山元還元	t/年		281	259	275	276	廃棄物処理実態調査
19		④リサイクルプラザ	t/年	1,848	1,672	1,519	1,598	1,595	Σ 20,23,26
20		④-1破碎選別残渣量(焼却)		465	428	416	421	463	Σ 21~22
21		粗大・不燃ごみ	t/年	457	419	393	398	440	廃棄物処理実態調査
22		資源ごみ	t/年	8	9	23	23	23	廃棄物処理実態調査
23		④-2破碎選別残渣量(埋立)		396	383	315	326	324	Σ 24~25
24		粗大・不燃ごみ	t/年	270	195	209	221	220	廃棄物処理実態調査
25		資源ごみ	t/年	126	188	106	105	104	廃棄物処理実態調査
26		④-3資源化量		987	861	788	851	808	Σ 27~31
27		紙類	t/年	54	46	37	32	33	廃棄物処理実態調査
28	金属	t/年	505	456	352	422	407	廃棄物処理実態調査	
29	ガラス	t/年	147	155	134	141	129	廃棄物処理実態調査	
30	ペットボトル	t/年	76	78	56	62	56	廃棄物処理実態調査	
31	容器包装プラチック類	t/年	205	126	209	194	183	廃棄物処理実態調査	
32	直接資源化	⑤直接資源化量	t/年	449	421	419	378	357	Σ 33~34
33		⑤-1有害ごみ(委託)	t/年	22	22	14	15	19	4
34		⑤-2集団回収	t/年	426	399	406	363	338	7
35	最終処分	⑥最終処分量(埋立)	t/年	465	457	380	384	386	Σ 36~38
36		⑥-1焼却施設	t/年	69	74	65	58	62	廃棄物処理実態調査
37		⑥-2リサイクルプラザ(粗大・不燃)	t/年	270	195	209	221	220	24
38		⑥-3リサイクルプラザ(資源)	t/年	126	188	106	105	104	25
39	中間処理率	%	96.9%	97.1%	97.0%	97.2%	97.4%	(12+19)÷1×100	
40	資源化率	%	9.9%	11.4%	11.5%	11.3%	11.1%	(16+26+32)÷1×100	
41	最終処分量	%	3.2%	3.2%	2.7%	2.8%	2.8%	35÷1×100	

※(19)=(3)+(5)+(6)+(9)となる。

直接埋立は行っていない。

小数点以下は、四捨五入で表示している。

平成18年度 ごみ処理の流れと内訳

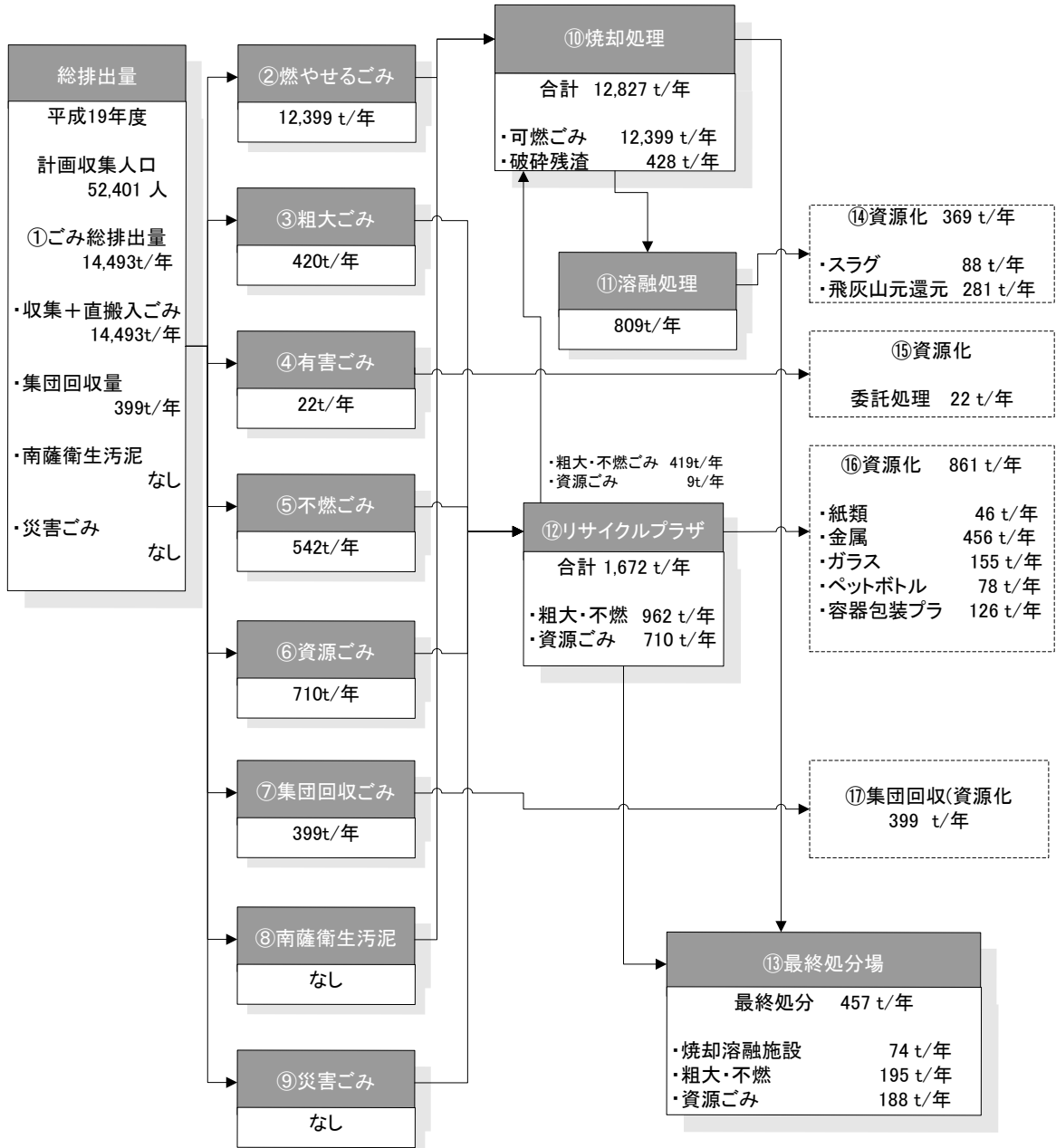


※1: 数字は少数点以下を整理し、整数としてとりまとめている。
 ※2: 災害ごみは可燃性粗大ごみとして処理を行っている。
 ※3: スラグ場内保管量740t(年度末累計保管量4,485t)は資源化率、最終処分率には算入していない。

資源化率 : $9.9\% (\sum (⑭ \sim ⑰) \div ① \times 100)$
 最終処分率: $3.2\% (⑬ \div ① \times 100)$

図 3.6.1 ごみ処理の流れ (平成18年度)

平成19年度 ごみ処理の流れと内訳

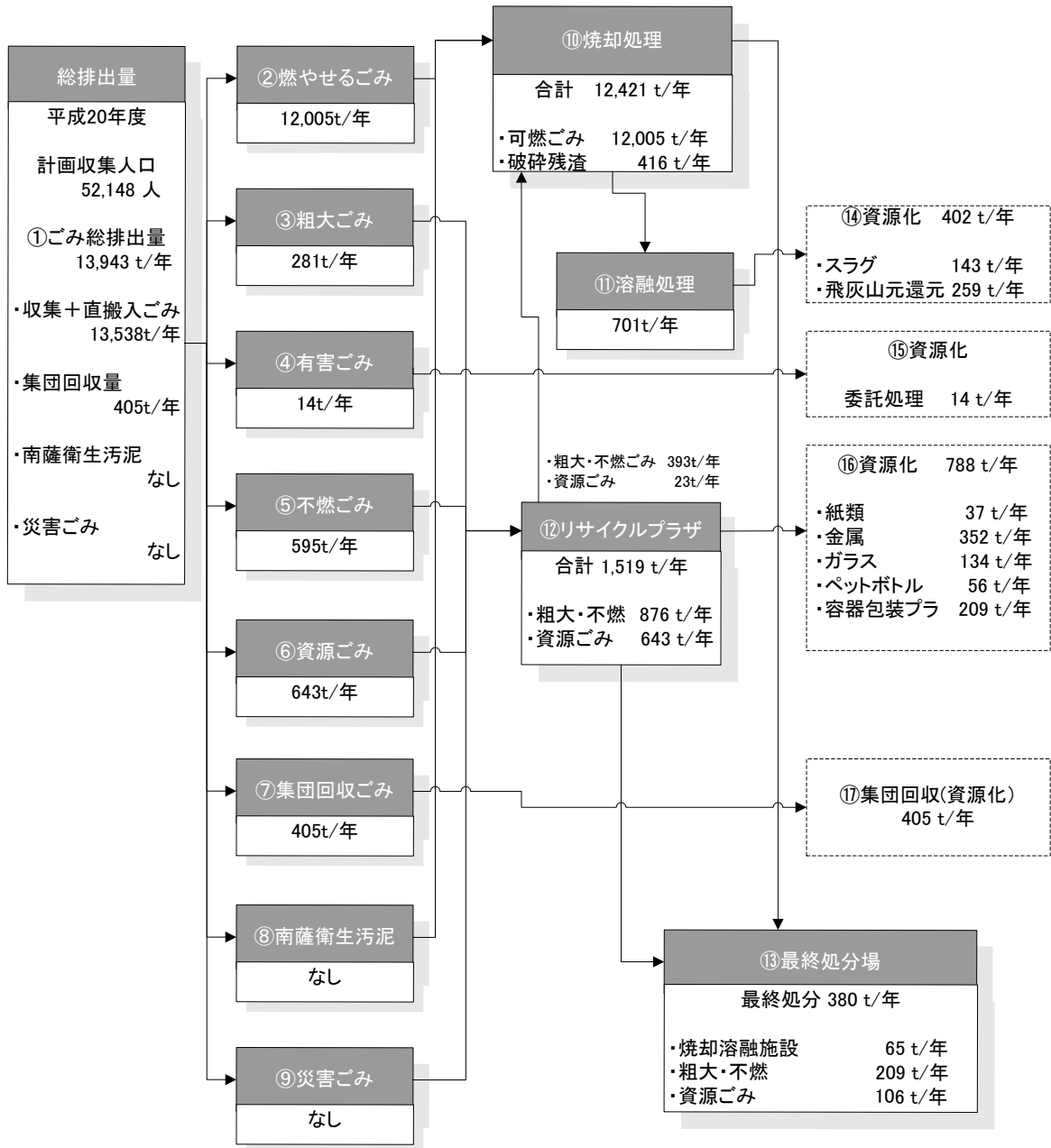


※1: 数字は少数点以下を整理し、整数としてとりまとめている。
 ※2: スラグ場内保管量734t(年度末累計保管量5,219t)は資源化率、査収処分率には算入していない。

資源化率 : 11.4% ($\sum (⑭ \sim ⑰) \div ① \times 100$)
 最終処分率 : 3.2% ($⑬ \div ① \times 100$)

図 3.6.2 ごみ処理の流れ (平成19年度)

平成20年度 ごみ処理の流れと内訳

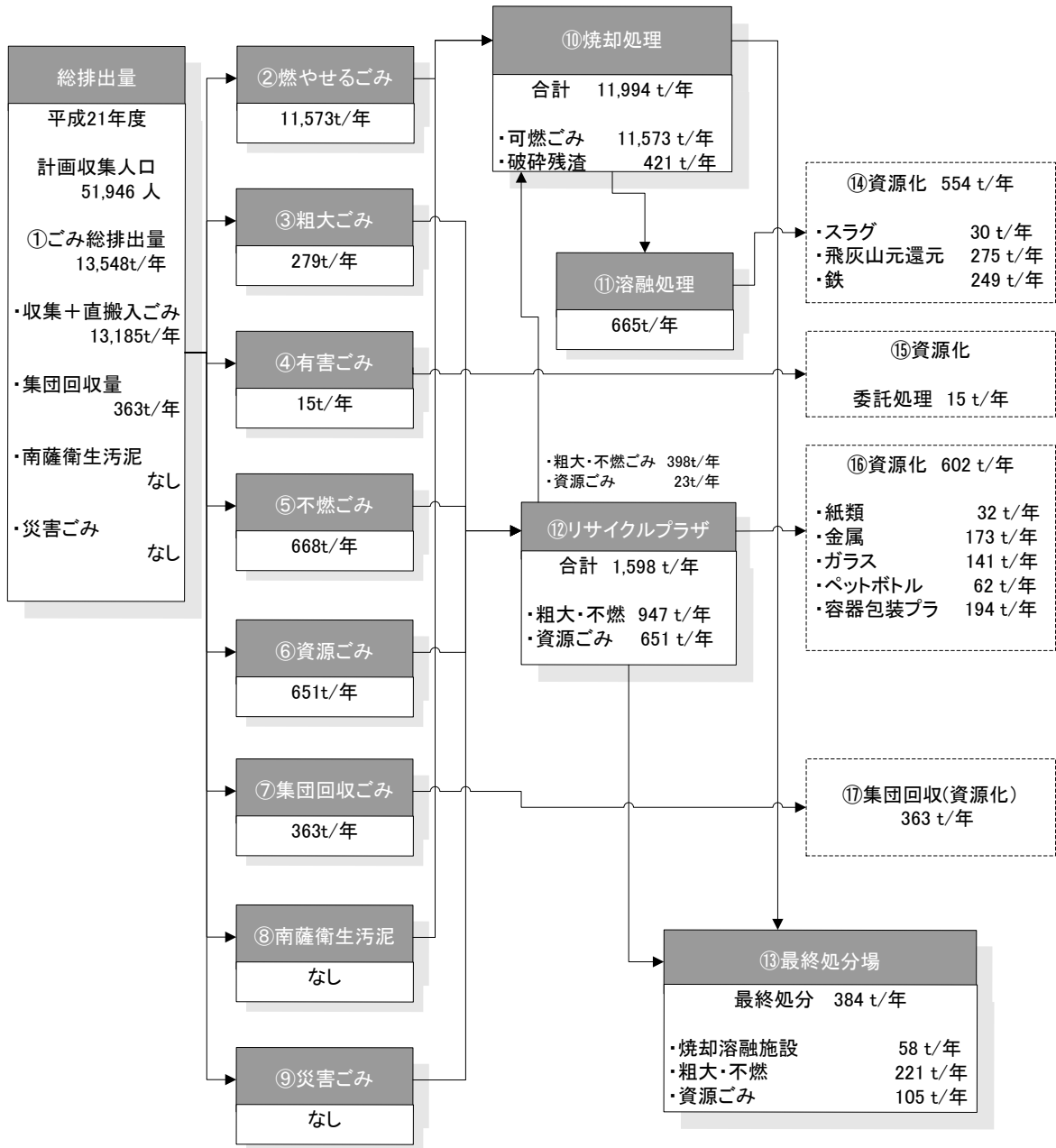


※数字は少数点以下を整理し、整数としてとりまとめている。
 ※2:スラグ場内保管量59t(年度末累計保管量5,816t)は資源化率、最終処分率には算入していない。

資源化率 : 11.5% (\sum (⑭~⑰) ÷ ① × 100)
 最終処分率: 2.7% (⑬ ÷ ① × 100)

図 3. 6. 3 ごみ処理の流れ (平成 20 年度)

平成21年度 ごみ処理の流れと内訳

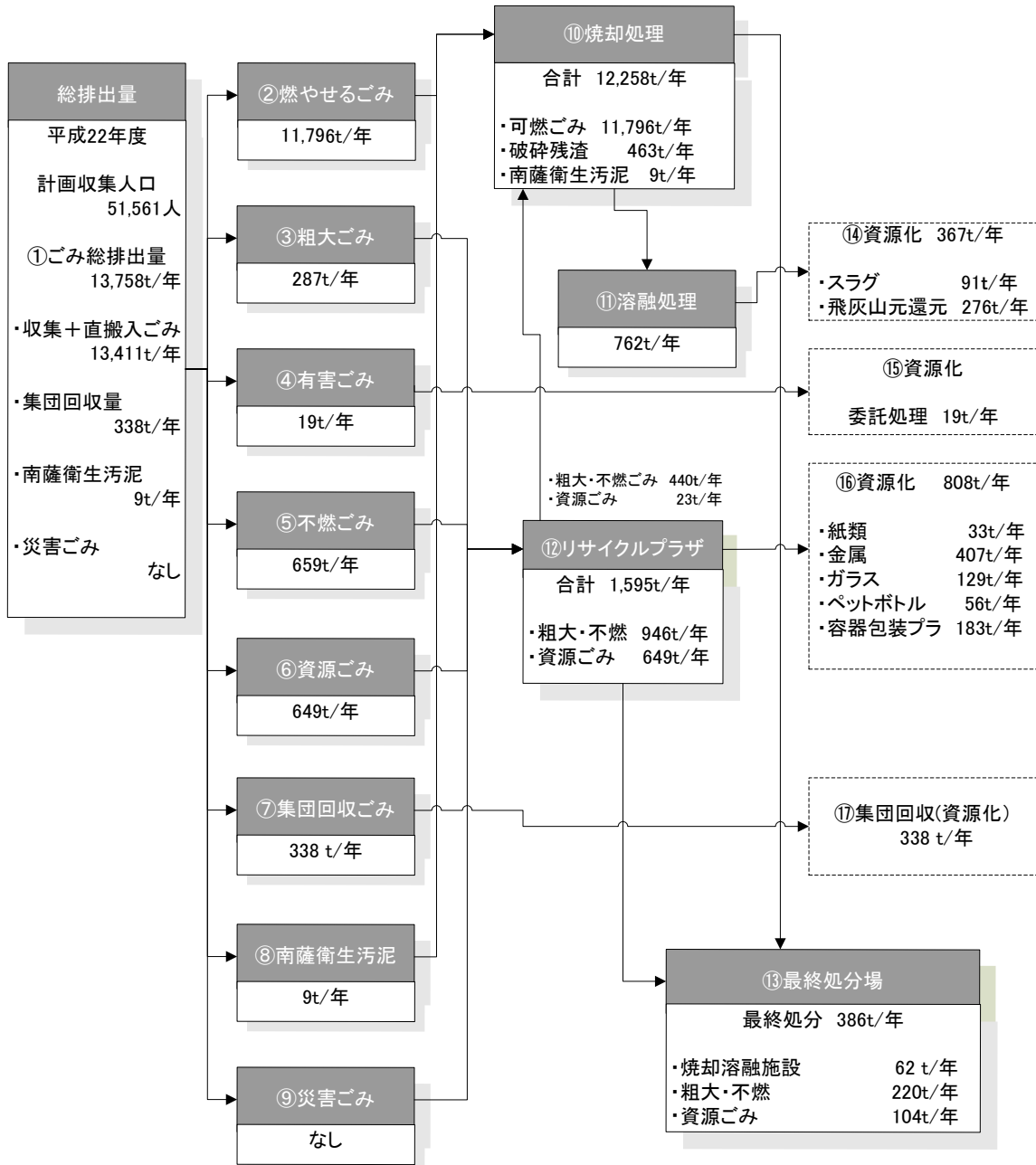


※1: 数字は少数点以下を整理し、整数としてとりまとめている。
 ※2: スラグ場内保管量658t(年度末累計保管量6,474t)は資源化率、最終処分率に算入していない。

資源化率 : 11.3% ($\sum (⑭ \sim ⑰) \div ① \times 100$)
 最終処分率 : 2.8% ($⑬ \div ① \times 100$)

図 3.6.4 ごみ処理の流れ (平成 21 年度)

平成22年度 ごみ処理の流れと内訳



※1: 数字は少数点以下を整理し、整数としてとりまとめている。
 ※2: スラグ場内保管量57t(年度末累計保管量7,045t)は資源化率、最終処分率に算入していない。

資源化率 : 11.1% ($\sum (⑭ \sim ⑰) \div ① \times 100$)
 最終処分率 : 2.8% ($⑬ \div ① \times 100$)

図 3.6.5 ごみ処理の流れ (平成 22 年度)

4) エネルギー回収量及び温室効果ガス排出状況

ごみ焼却施設によるごみ中間処理に伴う温暖化ガスの排出量の算出結果は下表のとおりで、年間 6,612 t-CO₂/年～7,051 t-CO₂/年で推移しています。

表 3.6.7 地球温暖化ガス排出量の推移

区 分	単位	H18	H19	H20	H21	H22
① 一般廃棄物焼却	t-CO ₂ /年	3,643	4,014	4,073	4,077	4,335
② 中間処理燃料使用(A重油)	t-CO ₂ /年	1667	926	904	882	948
③ 中間処理電気使用	t-CO ₂ /年	877	887	833	824	840
④ 一般廃棄物収集運搬(燃料)	t-CO ₂ /年	(865)	(863)	(828)	(829)	824
⑤ 合計	t-CO ₂ /年	7,051	6,690	6,637	6,612	6,948

※地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版 平成22年8月 環境省による算出方法
 プラスチック類比率は、各年度のごみ組成調査結果の年平均値（ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類）を用いた。
 合成繊維は、マニュアルに基づき全国平均合成繊維比率を用いた。
 運搬に伴う排出量はH22年度実績以外は不明のため、H18-19年度はH22年度の収集ごみの搬入実績値から按分した推定値を示した。（ ）内の数字

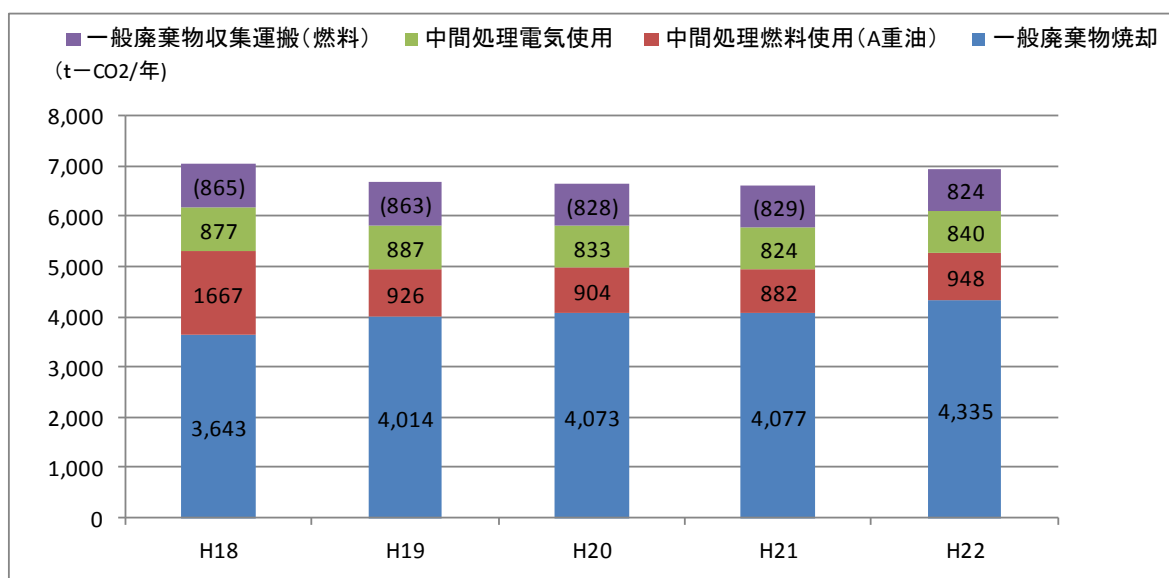


図 3.6.6 二酸化炭素等排出量の推移

7 ごみ処理体制及びごみ処理経費

1) ごみ処理体制

本市におけるごみ処理等に関する組織体制は、次のとおりとなっています。

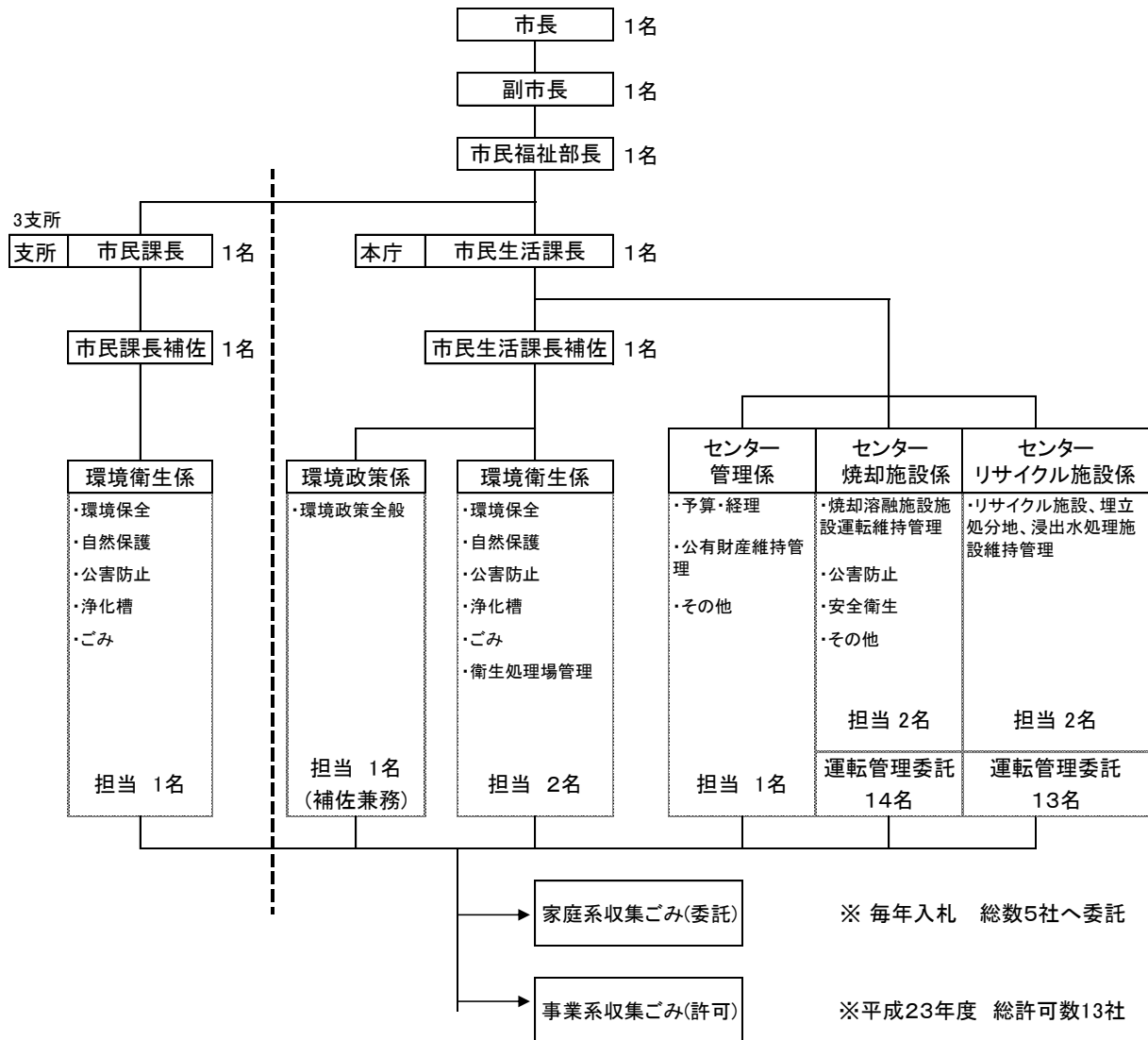


図3.7.1 組織体制

2) ごみ処理経費

本市における収集運搬及びごみ処理・処分費用は、次頁のとおりとなっています。

ごみ総排出量（集団回収を除く）は過去5か年で減少していますが、ごみ処理に関する処理・維持管理費は増加しています。

したがって、人口1人当りの費用についても平成18年度から増加しており、平成22年度では9,221円/人となっています。また、同じく、ごみ排出量1t当たりの費用についても増加しており、平成22年度では35,798円/tとなっています。

これら経費は鹿児島県値及び全国値と比較しても高くなっています。

表 3.7.1 ごみ処理・維持管理費の推移

区 分		単位	H18	H19	H20	H21	H22
①	行政区域内人口	人	52,833	52,401	52,148	51,946	51,561
②	ごみ総排出量(集団回収除く)	t/年	14,180.21	14,093.62	13,537.72	13,185.69	13,420.15
③	建設費	千円					
処理・維持管理費用等	④ 人件費	千円	68,190	55,884	51,129	41,006	41,283
	一般	千円	-	55,884	51,129	41,006	41,283
	収集運搬	千円	-				
	中間処理	千円	-				
	最終処分	千円	-				
	⑤ 処理費	千円	925	273,090	230,175	284,748	280,909
	収集運搬費	千円	925				
	中間処理費	千円		270,676	228,598	283,213	279,374
	最終処分費	千円		2,414	1,577	1,535	1,535
	⑥ 車両等購入費	千円					
	⑦ 委託費	千円	255,344	234,330	163,191	203,051	158,221
	収集運搬費	千円	84,867	79,458			
	中間処理費	千円	162,878	154,072	162,357	202,278	157,538
	最終処分費	千円	7,599	800	834	773	683
その他	千円						
⑧ 処理・維持管理費合計	千円	324,459	563,304	444,495	528,805	480,413	
⑨	一人当り処理・維持管理費	円/人	6,141	10,750	8,524	10,180	9,317
⑩	排出量当り処理・維持管理費	円/t	22,881	39,969	32,834	40,104	35,798
⑪	一人当り処理・維持管理費(全県)	円/人	6,141	6,344	6,501	7,154	-
⑫	排出量当り処理・維持管理費(全県)	円/t	17,771	18,930	19,799	21,613	-
⑬	一人当り処理・維持管理費(全国)	円/人	9,431	9,631	9,550	9,452	-
⑭	排出量当り処理・維持管理費(全国)	円/t	24,601	25,694	26,949	27,710	-

※表中(―)は不明、空白は0である。

排出量当り処理・維持管理費は集団回収除くごみ総排出量に対する費用である。

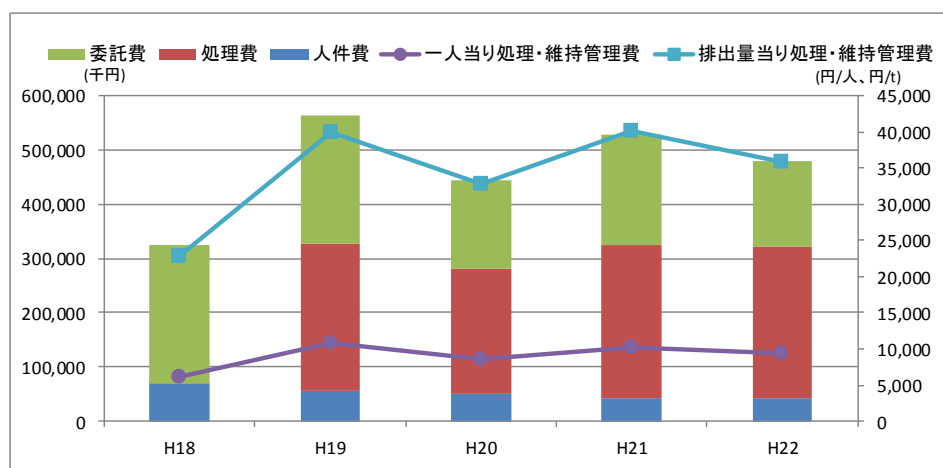


図3.7.2 日置市における処理・維持管理費の推移

8 ごみ処理の評価

一般廃棄物処理システムの分析比較については「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成19年6月）及び「ごみ処理基本計画策定指針」（平成20年6月）において検討の必要性や評価項目（表3.9.1参照）が示されており、地域事情に応じた評価項目を選択することとなっています。

よって、本市の一般廃棄物処理に関する実績を基に、地域事情に応じた評価項目を選択し評価を実施しました。

評価の結果は、図3.8.1に示すとおりで廃棄物の発生及び最終処分の割合については鹿児島県の実績平均値を基準値として評価した場合、基準値より少なく良好な結果となっています。ただし、資源化割合については基準値より少なく、資源化率の向上が今後の課題となります。

一方、廃棄物処理・維持管理経費、最終処分経費は鹿児島県の実績平均値より大きくなっており、さらなる経費削減に配慮する必要があります。

温室効果ガス排出量については、廃棄物処理に係る国の目標値（出典：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針 平成19年6月）を基準値として評価した結果、これを上回っており、さらなる温暖化ガスの削減に努める必要があります。

なお、本評価は、本市において初めて実施したものであり、現段階では十分な評価は実施できていないものの、今後のごみ減量化や資源化を図っていく上で重要な評価指標となることから、今後、活用に向けて調査・研究を行っていく予定です。

表3.8.1 標準的な評価項目（例）

視点	指標	名称
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率
	エネルギー回収・利用	廃棄物からのエネルギー回収量
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合
地球温暖化防止	温室効果ガスの排出	廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口一人一日当たり排出量
公共サービス	廃棄物処理サービス	住民満足度
経済性	費用対効果	人口一人当たり年間処理経費
		資源回収に要する費用
		エネルギー回収に要する費用
		最終処分減量に要する費用

出典）ごみ処理基本計画策定指針（平成20年6月）

表3.8.2 本市における一般廃棄物処理システムの評価項目と算出方法

評価項目	算出方法
廃棄物の発生	ごみ総排出量÷総人口÷365日
廃棄物の再生利用	総資源化量÷(ごみ処理量+集団回収量)
最終処分	最終処分量÷ごみ総排出量
温室効果ガスの排出	廃棄物焼却等に関する温室効果ガス排出量÷総人口÷365日
人口一人当たり年間処理経費	処理及び維持管理費に要する総費用÷計画収集人口
処分量当たり最終処分経費	最終処分に要する費用(車両購入費除く)÷最終処分量

表3.8.3 本市における評価項目算出結果

評価項目	単位	H18	H19	H20	H21	H22	最大値	平均値	最小値
廃棄物の発生	kg/人・日	0.757	0.758	0.733	0.715	0.731	0.758	0.739	0.715
廃棄物の再生利用	t/t	0.099	0.114	0.115	0.113	0.111	0.115	0.111	0.099
最終処分	t/t	0.032	0.032	0.027	0.028	0.028	0.032	0.029	0.027
温室効果ガスの排出	kg-CO ₂ /人・日	0.366	0.350	0.349	0.349	0.369	0.369	0.356	0.349
人口一人当たり年間処理経費	円/人・年	6,141	10,750	8,524	10,180	9,317	10,750	8,982	6,141
処分量当たり最終処分経費	円/t・年	16,342	7,033	6,345	6,010	5,746	16,342	8,295	5,746

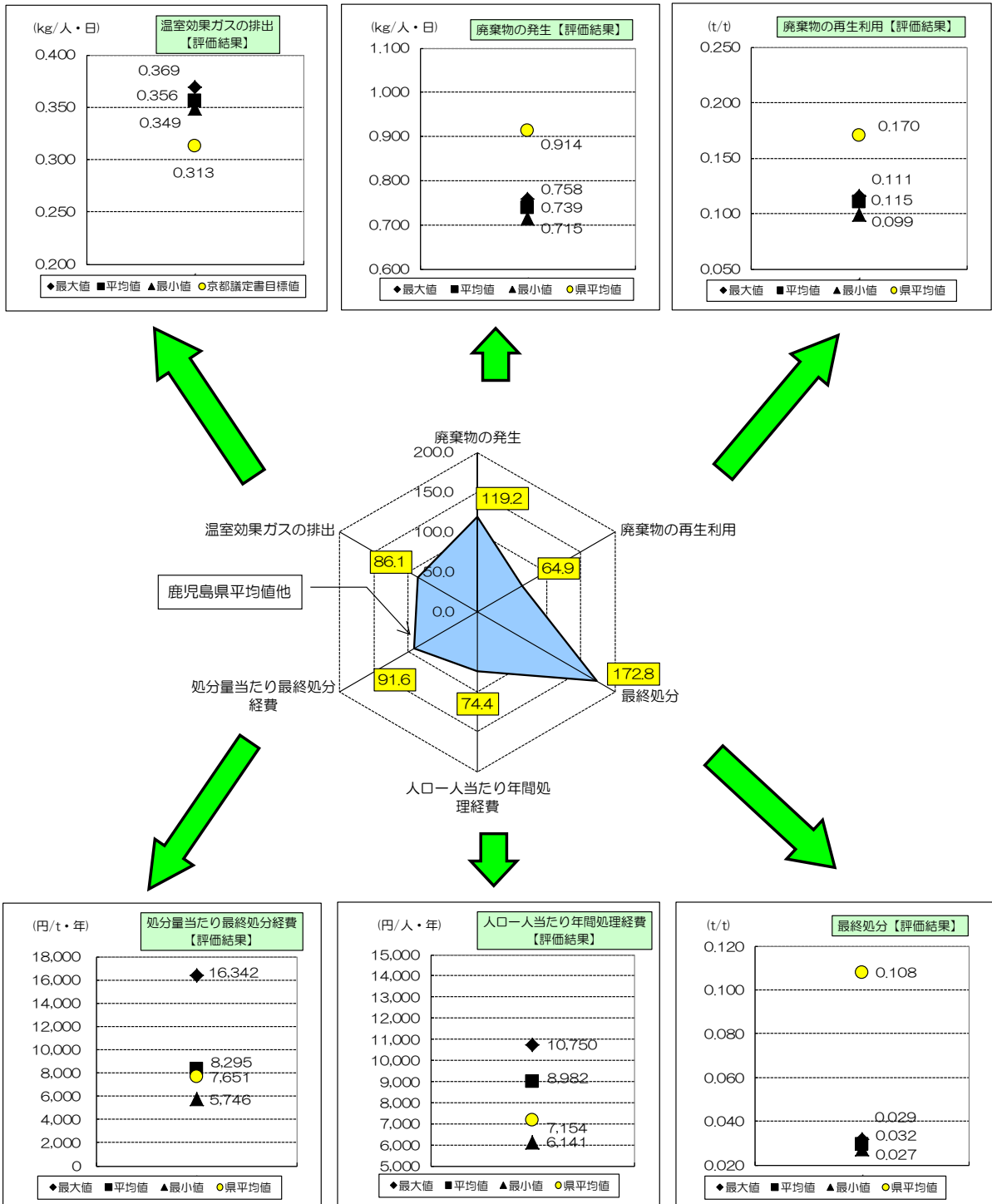
表3.8.4 評価項目(指標)の評価と指数の算出方法

指 標	指数化の方法
人口一人一日当たりごみ総排出量	$(1 - [\text{平均値} - \text{基準値}] \div \text{基準値}) \times 100$
廃棄物からの資源回収率	$\text{平均値} \div \text{基準値} \times 100$
廃棄物のうち最終処分される割合	$(1 - [\text{平均値} - \text{基準値}] \div \text{基準値}) \times 100$
廃棄物処理に伴う温室効果ガスの人口一人一日当たり排出量	$(1 - [\text{平均値} - \text{基準値}] \div \text{基準値}) \times 100$
人口一人当たり年間処理経費	$(1 - [\text{平均値} - \text{基準値}] \div \text{基準値}) \times 100$
処分量当たり最終処分経費	$(1 - [\text{平均値} - \text{基準値}] \div \text{基準値}) \times 100$

表3.8.5 指数の算出結果

指 標	単位	平均値	基準値	指数
廃棄物の発生	kg/人・日	0.739	0.914	119.2
廃棄物の再生利用	t/t	0.111	0.170	64.9
最終処分	t/t	0.029	0.108	172.8
温室効果ガスの排出	kg-CO ₂ /人・日	0.356	0.313	86.1
人口一人当たり年間処理経費	円/人・年	8,982	7,154	74.4
処分量当たり最終処分経費	円/t・年	8,295	7,651	91.6

※ 基準値：平成21年度鹿児島県実績平均値、温室効果ガスは京都議定書目標値



- ① 「廃棄物の発生」に関するチャートグラフの値 : 指数が高いほどごみの排出量が「少ない」という指標となる。
- ② 「廃棄物の再生利用」に関するチャートグラフの値 : 指数が大きいほど資源回収率が「高い」という指標となる。
- ③ 「最終処分」に関するチャートグラフの値 : 指数が大きいほど最終処分量が「少ない」という指標となる。
- ④ 「人口一人当たり年間処理経費」に関するチャートグラフの値 : 指数が大きいほど処理経費は「少ない」という指標となる。
- ⑤ 「処分量当たり最終処分経費」に関するチャートグラフの値 : 指数が大きいほど処理経費は「少ない」という指標となる。
- ⑥ 「温室効果ガスの排出」に関するチャートグラフの値 : 指数が大きいほど温室効果ガス排出量は「少ない」という指標となる。

※ 県平均値：平成21年度実績

図 3.8.1 本市の一般廃棄物処理システム比較分析表

9 ごみ処理行政の動向

1) わが国におけるごみ処理関係法令の歴史

わが国におけるごみ処理関係法令の歴史は、以下のようになっています。

表 3.9.1 ごみ処理関係法令の歴史 (その1)

西暦	元号	年	ごみ関係法令の歴史	
1877	明治	10		コレラ、全国的に大流行
1880	明治	13	「清掃法施行」	
1887	明治	20	警察令をもって「塵芥取締規則」交付	各戸に塵芥容器を備えさせ塵芥排出業者の手によって収集処分を行う
1900	明治	33	「汚物掃除法」施行	汚物清掃は市町村の義務となる
1910	明治	43	「汚物掃除法施行規則」改正	
1916	大正	5	「汚物掃除法」の一部改正	
1930	昭和	5	「汚物掃除法施行規則」改正	ごみの清掃は市町村の義務となる ごみの焼却についても義務化される
1941	昭和	16	「汚物掃除法」規則一部改正	ごみは可燃、不燃、厨芥の3分類で収集するようにし、ごみの焼却義務を外す
1954	昭和	29	「汚物掃除法」が廃止され、「清掃法」が制定される	
1963	昭和	38	「生活環境施設整備緊急措置法」公布	ごみ施設への国庫補助決まる
1965	昭和	40	「清掃法」一部改正	
1967	昭和	42	「清掃施設整備緊急措置法」公布	
			「公害対策基本法」制定	
1986	昭和	43	「大気汚染防止法」制定	
1970	昭和	45	「清掃法」を改定し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」公布	
1971	昭和	46	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行	
1972	昭和	47	「廃棄物処理施設整備緊急措置法」公布	
1976	昭和	51	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物処理整備緊急措置法」の一部改正法公布	事業者の産業廃棄物の処理責任を明確化
1977	昭和	52	厚生省「廃棄物施設構造指針」通知	
1981	昭和	56	「広域臨海環境整備センター法」公布	
1991	平成	3	「再資源の利用の促進に関する法律」(リサイクル法)の制定	
			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)改正	排出抑制、再生利用を含む大型改正
			「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」制定	

表 3.9.1 ごみ処理関係法令の歴史（その2）

西暦	元号	年	ごみ関係法令の歴史	
1995	平成	7	「容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」公布 「環境基本法」制定	
1997	平成	9	「廃棄物処理法」改正	廃棄物の減量・再生利用、施設の設置、維持管理、マニフェスト、廃棄物処理推進センター指定など
			「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）施行	
1998	平成	10	「家電リサイクル法」閣議決定	
1999	平成	11	「ダイオキシン対策法」制定	
			「PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）」制定	
			「PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）」 「ダイオキシン類対策特別措置法」公布	
2000	平成	12	「ダイオキシン類対策特別措置法」施行	
			「循環型社会形成推進基本法」成立	循環型循環型社会形成推進基本計画策定
			「容器包装リサイクル法」全面施行 「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」	名称変更
			「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」公布	
2001	平成	13	「循環型社会形成促進基本法」完全施行	
			「家電リサイクル法」完全施行	
			「グリーン購入法」完全施行	
			「食品リサイクル法」完全施行	
2002	平成	14	「建設リサイクル法」完全施行	
			「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」制定	
2003	平成	15	「循環型社会形成推進基本計画」閣議決定	
2004	平成	16	「海洋汚染防止法」改正	廃棄物の船舶からの海洋投入処分許可制の創設、廃棄物の海域における焼却の禁止等
2006	平成	17	「第三次環境基本計画」閣議決定	
2008	平成	18	「第二次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定	

2) 廃棄物・リサイクル関連の法制度

循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています。

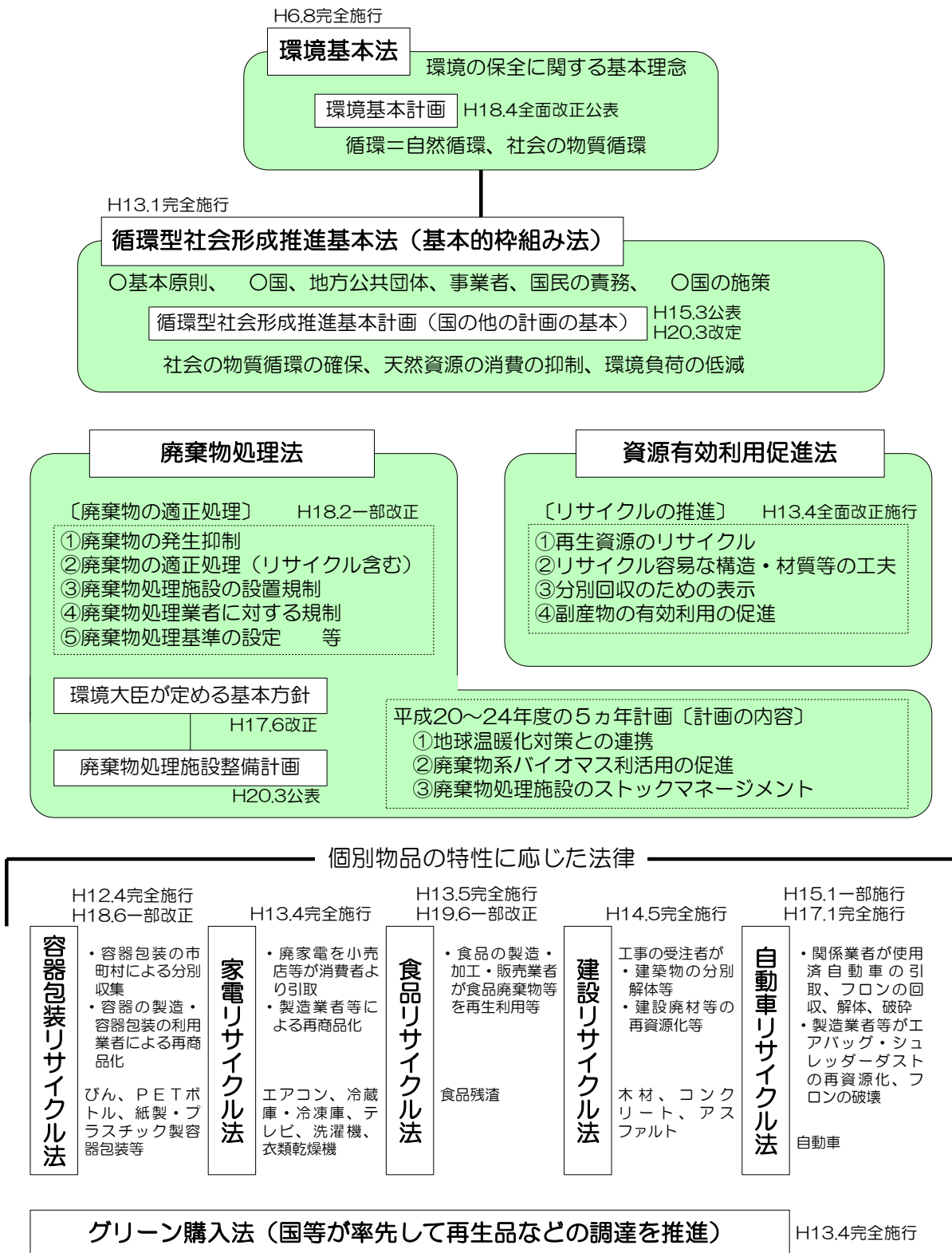


図 3.9.1 循環型社会の形成と推進のための法制度

3) 国の廃棄物処理の目標

(1) 廃棄物処理施設整備計画

平成 11 年 9 月に設定した「廃棄物の減量化の目標量」の考え方を踏まえて、平成 13 年 5 月に「環境大臣が定める基本方針」（環境省告示第 34 号）が閣議決定されました。この中では、平成 22 年度を目標年度として、平成 9 年度に対してごみの排出量を 5%削減し、再生利用量を約 11%から約 24%に増加させ、最終処分量をおおむね半分に削減することが定められています。

表 3.9.2 廃棄物の減量化の目標量

(単位：百万トン/年)

区 分	平成9年度	平成17年度	平成22年度
排出量	53	51	49
再生利用量	5.9 (11%)	10 (20%)	12 (24%)
中間処理による減量	35 (66%)	34 (67%)	31 (63%)
最終処分量	12 (23%)	7.7 (15%)	6.4 (13%)

※1 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※2 括弧内は、各年度の排出量を 100 としたときの割合を示します。

この基本方針を受けて、平成 20 年 3 月に廃棄物処理施設整備計画が閣議決定され、目指す目標及び指標が示されています。

表 3.9.3 廃棄物処理施設整備計画で目指す目標及び指標

目 標	指 標
ごみの発生量を減らし、循環的な利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する。	①ごみ排出量 約 5,200 万 t (H19 見込み) →約 5,000 万 t (H24) ②ごみのリサイクル率 20% (H19 見込み) →25% (H24) ③ごみ減量処理率 98% (H19 見込み) →概ね 100% (H24) ④最終処分場の残余年数 平成 19 年度の水準 (15 年分) を維持する。
焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に可能な限り発電を実施し、サーマルリサイクルを推進する。	ごみ焼却施設の総発電能力 約 1,630 MW (H19 見込み) →約 2,500 MW (H24)
し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る。	浄化槽処理人口普及率 9% (H19 見込み) →12% (H24)

(2) 循環型社会形成推進基本計画

平成 20 年 3 月に策定された「循環型社会形成推進基本計画」の中で、「循環型社会の形成推進に当っては、常に持続可能な社会の構築に向けた視点を持ち、低炭素社会に向けた取組や自然共生社会に向けた取組と統合した取組を進めることが重要である」とされ、循環型社会の形成に向けた取組の進展度を図る指標として以下のような取組指標が設定されています。

表 3.9.4 循環型社会形成推進基本計画における減量化目標

区 分	平成 12 年度（実績）	平成 27 年度（目標年度）
1 人 1 日当たりの ごみ排出量	約 1,185 g	約 1,067 g (平成 12 年度比で約 10%減)
家庭から排出される 1 人 1 日平均排出量	約 660 g ^{※2}	約 528 g (平成 12 年度比で約 20%減)
事業所から排出される 排出量	約 1,799 万 t	約 1,439 万 t (平成 12 年度比で約 20%減)

※1 計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物量を 1 人 1 日当たりに換算

※2 ※1 から事業系ごみ、資源物などを除いた値

4) 鹿児島県廃棄物処理計画

鹿児島県では、国が策定した「第2次循環型社会形成推進基本計画」、鹿児島県が策定した「かごしま将来ビジョン」「鹿児島県環境基本計画」等を受けて、平成23年3月に、廃棄物処理に関する基本施策をとりまとめた「鹿児島県廃棄物処理計画」が策定されています。一般廃棄物処理計画に関する概要を以下に示します。

表3.9.5 鹿児島県廃棄物処理計画の概要

【計画名称】	鹿児島県廃棄物処理計画（平成23年3月）
【目標期間】	平成23年度～平成27年度までの5年間
【基本的考え方】	<p>●全体的考え方</p> <p>①できる限り廃棄物の発生を抑制します。</p> <p>②廃棄物となったものについては、不適正処理防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ再使用、再生利用、熱回収するなど循環的利用を行います。</p> <p>③これらが行われないものについては、適正な処分を行います。</p> <p>●一般廃棄物に関する考え方</p> <p>④排出抑制、減量化、リサイクルの推進</p> <p>⑤適正処理及び施設整備の推進</p> <p>⑥一般廃棄物処理施設に関する普及啓発及び情報公開の推進</p>
【処理の現状と予測】	<p>The flowchart illustrates the waste management process starting from a total emission of 549,000 tons (100.0%). It branches into four main paths: 1) Group collection (5,000 tons, 0.9%) leading to resource recovery (95,000 tons, 17.3%). 2) Direct resource recovery (13,000 tons, 2.4%) leading to resource recovery (77,000 tons, 14.0%). 3) Intermediate treatment (516,000 tons, 94.0%) which further divides into resource recovery (77,000 tons, 14.0%), reduction (396,000 tons, 72.2%), and landfill (43,000 tons, 7.8%). 4) Direct landfill (15,000 tons, 2.7%) leading to final landfill (58,000 tons, 10.5%). Additionally, there is a small amount of household waste (0.2, 0.1%) leading to household waste management (0.2, 0.1%).</p>
一般廃棄物処理に関する課題	
ごみの排出抑制、減量化、リサイクルの推進	平成20年度の県民一人一日当たりの排出量は、全国平均の1,033gに対し908gと全国平均と比較して少ない。県内では全国平均を上回る市町村もあることから、今後とも一層の排出抑制を進める必要がある。 リサイクル率は、全国平均の20.3%に対し16.8%と全国平均を上回っており、今後ともリサイクルの推進とリサイクル関連施設の整備を一層促進する。
ごみの適正処理の推進	粗大ごみなどの不法投棄が山林や林道等に、また、空き缶等の散乱ごみも道路、河川等の公共の場所にみられ、これらの回収と処理は、市町村の大きな負担となっている。 このため、市町村の一般廃棄物処理基本計画に基づく廃棄物の適正な処理を確保するため、今後とも住民の意識啓発を図る。
ごみ処・施設の広域的整備	廃棄物の適正処理が行われるよう、熱回収推進施設を含む焼却施設やリサイクルセンター、ストックヤードなどの広域的整備を促進する。 また、コスト削減を図りながら、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を促進する。 一方、地球温暖化防止の観点から、エネルギーの有効活用を図るための高効率のごみの発電施設等の整備についても検討する。

表 3.9.6 鹿児島県廃棄物処理計画の目標値（一般廃棄物処理に関する事項のみ）

目標値の種類	平成 22 年度 推計値	平成 27 年度 予測値	平成 27 年度 目標値	備考
排出量（千トン）	549	499	491	10.6%削減
一人一日当たり排 出量（g）	880	826	813	7.6%削減
リサイクル率(%)	17.3	17.6	21.0	3.7ポイント増加
最終処分量 （千トン）	58	49	47	19.0%削減

表 3.9.7 鹿児島県廃棄物処理計画における施策展開（一般廃棄物に関する事項）

ごみの排出抑制、減量化、リサイクルの推進	排出抑制の推進	鹿児島県ごみ減量化・リサイクル推進協議会や鹿児島県地球にやさしい県民運動推進会議等と連携しながら、マイバッグキャンペーン等の取り組みにより、ごみの排出抑制の普及啓発に努める。
	リサイクル製品の積極的活用	一般廃棄物のリサイクルのための技術開発を促進するとともに、リサイクル製品の積極的な活用に努め、市町村と連携し、県民・事業者への普及啓発を行う。
	容器包装リサイクルの促進	容器包装リサイクル法の円滑な運用を図るため、市町村は分別収集計画に基づきごみの分別に努め、県は、市町村に対する助言や情報提供を行うとともに、リサイクル関連施設の整備を促進する。
	家電リサイクルの促進	市町村、関係団体と連携し、家電リサイクル法の適正で円滑な運用を促進する。（離島地域関連は省略）
	自動車リサイクルの促進	市町村、関係団体と連携し、自動車リサイクル法の適正で円滑な運用を促進する。また、不適正保管や違法処理については、早期発見に努め、適切に対応する。（離島地域関連は省略）
	生ごみなどのリサイクルの促進	家庭から排出される生ごみについては、分別して堆肥化するなど、有効利用を促進する。廃食用油については、バイオディーゼル燃料への有効利用を促進し、二酸化炭素の排出削減を図る。
	食品リサイクルの促進	食品廃棄物のリサイクルを促進するため、食品廃棄物のリサイクル施設の整備を促進するとともに、国と連携して食品関連業者の取り組みを支援し、食品リサイクル法の円滑な運用を図る。
	リユースびんの普及促進	環境省と連携し、特に焼酎の 900ml リユースびんの普及促進を図る。
	広域認定制度による各種リサイクルの促進	廃パソコン、廃自動二輪車、廃 FRP 船、廃消火器など、広域認定制度により処理される品目については、それぞれのリサイクルシステムにより適正な処理を促進する。
	レアメタル等の回収促進	携帯電話、電子機器及び次世代自動車の製造等に欠かせないレアメタルや貴金属の回収については、国の実証事業等の成果を踏まえ、回収促進を図る。
その他品目のリサイクルの促進	容器包装リサイクル法対象外の廃プラスチック等のリサイクルについての確かな情報の把握に努める。	
整備 廃棄物処理体制の	ごみの広域処理の推進	熱回収を行う廃棄物焼却施設や、リサイクル拠点となるリサイクルセンター及び最終処分場の計画的整備を進める。また、コスト削減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を活用していくため、ストックマネジメントの手法導入により、施設の計画的かつ効率的維持管理や更新を促進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
	一般廃棄物処理施設の維持管理の徹底	一般廃棄物の処理施設によるごみ処理について、適正な処理を推進するため、廃棄物処理法の規定に基づく維持管理が行われるよう必要な助言・振動を行う。

表 3.9.8 その他一般廃棄物に関する施策の展開の概要（離島の内容は省略）

不法投棄	<p>【課題】 家電については、投棄者の特定が困難、投棄場所が回収困難な場所に多い、処理に財政的支出を伴うなどの課題がある。 使用済み自動車については、過去の不法投棄及び不適正保管の事案が残されているとともに、新たな事案が発生している。</p> <p>【施策展開】 不法投棄防止に係る市町村の条例制定、先進事例の情報提供に努める、廃家電 4 品目について市町村等の義務外品回収体制の促進を図ることにより、不法投棄を防止する。また、地域において自主的な活動を実施している地域環境衛生団体などの活動を支援する。</p>
災害廃棄物の処理対策	<p>市町村における災害廃棄物処理計画等の策定に対して助言等を行う。 また、大規模な災害に対し、被災市町村が他市町村や関係業者からの応援を迅速かつ円滑に受けられるよう、県及び市町村相互の災害応援態勢の整備など広域連携体制を確立するとともに、必要に応じて、業界団体と応援協定を締結するなど、相互協力体制を確立する。</p>
地域循環圏の構築	<p>地域の特性を活かし、かつ、循環資源の性質に応じて最適な規模の「地域循環圏」の形成を推進し、地域活性化につなげる。 一定の地域内で発生したり腐敗しやすい等の特徴を持つバイオマス系循環資源は地域内で、高度な処理技術が必要とする循環資源はなるべく地域内で循環させる。 一定地域内でリサイクル困難なものは、循環の環を広域化させていく「地域循環圏」の考え方にに基づき、地域間での連携を図りつつ、低炭素社会や自然共生社会とも統合された持続可能な地域づくりを推進する。</p>
漂着ごみ対策	<p>平成 21 年 7 月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）」が施行された。法に基づき、以下の施策展開を図るものとする。</p> <p>①地域計画の策定：海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容や関係者の役割分担及び相互協力に関する事項等を定め、総合的かつ効果的に対策を推進する。</p> <p>②円滑処理：法により海岸漂着物は海岸管理者等が処理責任を負い、市町村は、海岸管理者等の処理に、必要に応じ協力しなければならないとされたため、地域実情に応じ、海岸管理者が市町村と連携を図り、円滑な処理を行うものとする。また、処理に関しては民間団体や地域住民との協力も必要なことから、併せて連携を図る。</p> <p>③発生抑制：不法投棄対策や廃棄物排出抑制・リサイクル等の推進により海岸漂着物の発生を抑制する。</p>

表 3.9.9 鹿児島県廃棄物処理計画における市町村の役割（一般廃棄物に関する事項）

排出抑制、リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の排出抑制の取組の促進 ・分別収集の実施によるリサイクルの推進
適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設については燃焼管理の適正化に努め、ダイオキシン類の発生を抑制する。 ・不法投棄等の不適正処理の防止のため、県と連携し、日常的な監視活動を行う。
散乱ごみ防止	<ul style="list-style-type: none"> ・空き缶類等のごみの散乱防止のため、各種キャンペーンを実施する。
処理施設の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の広域的処理施設の整備に努める。
処理施設に関する普及啓発・情報公開推進	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理の状況、廃棄物の処理に関する施策等について、県と連携を図りながら地域住民に周知し、理解と協力が得られるよう努める。

5) 日置市の計画

(1) 第1次日置市総合計画（後期基本計画：平成23年4月）

本市の上位計画である総合計画（後期計画）”計画期間：2011～2015年”の概要（一般廃棄物に関する事項を中心として）を下表に示します。

表3.9.10 総合計画の概要

総合計画（後期計画）の概要	
総合計画（後期計画）の理念及び基本方針	
【基本理念】	地理的特性と歴史や自然との調和を生かしたふれあいあられる健やかな都市づくり
【基本方針】	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を生かしたふれあいと安らぎのある健やかなまちづくり ・地理的特性を生かした魅力あるまちづくり ・古のロマンが織りなす歴史と伝統、風土を生かした教育・文化のまちづくり ・地域資源のもつ可能性を生かした個性ある産業振興のまちづくり
【生活環境に関する振興方向】	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境と調和する豊かな暮らしづくり
【生活環境に関する日置市創生プロジェクト】	<ul style="list-style-type: none"> ・Project6 環境にやさしいまち推進プロジェクト
ごみ処理に関する基本計画の概要	
●生活環境	<p>「快適生活環境：資源循環型社会の構築と生活環境の保全」</p> <p>ごみ処理については、分別収集の徹底によるごみ排出量の削減に努めるとともに、リサイクルセンターによる再資源化を推進する。</p> <p>主要施策：再生資源回収事業、生ごみ堆肥化容器購入補助事業、クリーンリサイクルセンター施設運営事業</p>
●Project 6：環境にやさしいまち推進プロジェクト	<p>「市民一体となったごみのリサイクルの推進」</p> <p>ごみの分別を徹底し、「ごみの排出を抑制する」「繰り返し使用する」「ごみを資源として再生利用する」などを実践することで、ごみとして処分する量を減らし、モノが循環する社会を目指す。</p>

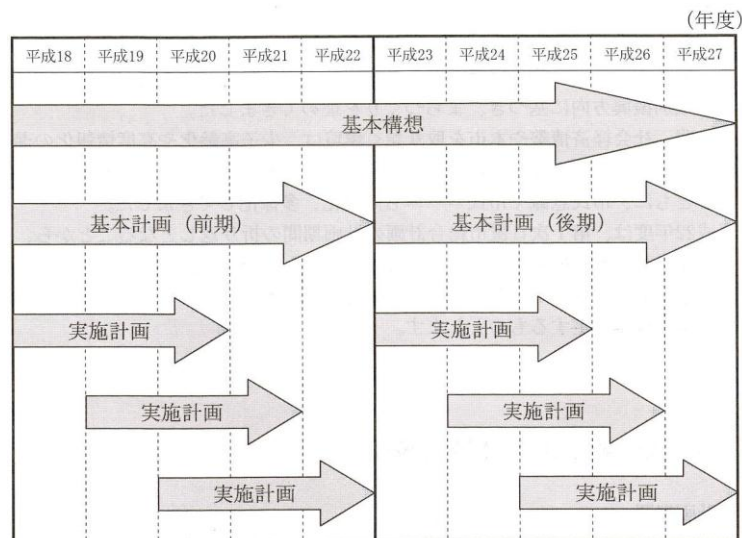


図 3.9.2 第1次日置市総合計画（後期基本計画）の計画期間

(2) 日置市環境基本計画

本市では、平成 21 年 3 月に、環境の保全に関する施策の総合的・体系的な推進を図り、市民や事業者がそれぞれの立場で、環境の保全に向けた取組を進める際の指針となる「日置市環境基本計画」を策定しました。当計画の概要を以下に示します。

表3.9.11 環境基本計画の概要

【計画名称】 日置市環境基本計画（平成 21 年 3 月）	
【目標期間】 平成 21 年度～平成 30 年度までの 10 年間	
【めざす環境の姿】 水と緑と笑顔があふれる都市・ひおき	
【環境目標】	
自然環境 : 日本三大砂丘・吹上浜をはじめとした、優れた固有の自然を守り・はぐくむ	
生活環境 : 環境負荷の少ない暮らしを實踐し、循環型社会を構築する	
地球環境 : エネルギーを有効に利用し、低炭素社会づくりを目指す	
快適環境 : 多彩で豊かな歴史や文化資源を活かし、心地良いまちを創る	
環境保全体制 : 環境を守り、育てる人をはぐくみ、水と緑と笑顔があふれる都市にする	
→ ●生活環境の保全（環境目標）	
市内のごみが増えています。	
現在の私たちの暮らしの中では、ごみは必ず発生します。しかし、かの小松帯刀が生きた江戸時代には、再使用や再生利用などによってごみはほとんど発生せず、循環型社会が形成されていたといわれています。	
私たちは先人の知恵を活かしつつ、資源の有効利用を通じた循環型社会を構築していく必要があります。	
施策の基本方針 ⇒ ・ごみ減量 ・ごみ適正処理 ・資源の有効活用	
主な取組み	担当課
4R【Refuse(リフューズ:断る)、Reduce(リデュース:排出抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再生利用)】運動を推進します。	日置市 市民生活課
生ごみ堆肥化容器設置事業補助等による生ごみの発生抑制及び再資源化を推進します。	
マイバッグ持参を推進し、レジ袋の削減に向けた取り組みを協働により推進します。	
資源ごみ持ち去り禁止条例（日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）に基づき、資源ごみの適正処理に努めます。	
ごみの不法投棄の防止に向けて、協働によるパトロールの強化や通報体制の構築を行います。	
ごみのポイ捨て防止やペットのふんの放置防止に向けて、啓発看板の設置等によりマナーの向上を図ります。	
ごみの分別方法や出し方を徹底するよう努めていきます。	
多量排出事業者に対して、ごみ減量化計画策定の指導を徹底します。	
河川愛護事業や道路愛護事業、日置市クリーン作戦など協働による地域美化活動を推進します。	
再生資源回収事業やクリーン・リサイクルセンター及びリサイクルプラザ施設運営事業を推進します。	クリーン・リサイクル センター
※生ごみ処理機購入への助成 対象者 : 日置市の居住者 助成上限 : 電気式 : 25,000円 その他 : 2000円	

表 3.9.12 環境基本計画における目標値（廃棄物処理に関する事項のみ）

環境指標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
ポイ捨てなどの散乱ごみを不満に感じる市民の割合	43.6% (平成 21 年度)	27.0% (平成 30 年度)
ごみ排出量	14,171 t (平成 17 年度)	11,735 t (平成 28 年度)
リサイクル率	11.8% (平成 17 年度)	13.7% (平成 28 年度)
最終処分量	490 t (平成 17 年度)	410 t (平成 28 年度)

※不満に感じる市民の割合（現況値）は「かなり不満」と「やや不満」と回答した人の割合で、目標値は「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した場合の割合。ごみ排出量、リサイクル率、最終処分量の現況値、目標値は「一般廃棄物処理基本計画（H19.3）より。

表 3.9.13 環境基本計画における市民・事業者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 R 運動を推進します。 ・ マイバッグやマイはしの持参、生ごみ堆肥化などごみ減量に努めます。 ・ 過剰包装は断るようになります。 ・ 決められたごみの分別を行い、ごみだしルールを守ります。 ・ 外出時のごみは持ち帰って分別します。 ・ ポイ捨て防止運動を推進し、気付いた時はすぐにごみを拾います。 ・ 自治会等の協力を得ながらポイ捨て・不法投棄防止パトロールを行います。 ・ 日置市クリーン作戦などの地域美化活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 R 運動を推進します。 ・ 飲食店では割り箸を置かず、洗浄し繰り返し使用します。 ・ レジ袋の削減や簡易包装に取り組みます。 ・ 決められたごみの分別を行い、ごみ出しルールを守ります。 ・ 廃棄生ごみを削減し、リサイクルを推進します。 ・ ごみ減量等に関する消費者への啓発を行います。 ・ 不法投棄発見の際の通報に協力します。 ・ 事業所周辺の清掃を行います。 ・ 日置市クリーン作戦などの地域美化活動に参加します。

10 課題の整理

本市におけるごみ処理行政に関する課題は、次のとおりです。

1) ごみの減量化

市のごみ排出量は人口減少に伴い減少傾向にあり、県の1人1日平均排出量 914g/人/日（平成 21 年度）、県目標値 813g/人/日（平成 27 年度）と比べ 731g/人/日（平成 22 年度）と低い水準を保っています。

今後ともさらなる減量化に努め、1人1日当たりのごみ排出量の減少を目指し、ごみの排出抑制に向けた各種施策を展開していく必要があります。特に、生ごみの堆肥化容器等の補助制度の認知を高めごみの減量化に努める必要があります。

2) ごみの資源化

ごみの資源化率はここ数年約 11%程度の水準で横ばいの状況にあります。県計画によると平成 27 年度において 17.6%のリサイクル率が推計され、これに対し同年において 21.0%の目標値が掲げられております。したがって、市においても現状の資源化率の向上を目指し、行政のみならず、市民及び事業者の協同のもと、資源化に取り組む必要があります。特に、ごみ組成の調査でも顕著なとおり、ごみ組成の約7割を占める紙・布類及びビニール等のプラスチック類の回収・資源化に取り組む必要があります。

3) 啓発活動の強化

地域子ども会や行政区及びリサイクルグループによる資源回収活動が減少傾向にあります。したがって、市民によるごみの再資源化活動の大きな柱として、集団回収への積極的取組について広報又は啓発していく必要があります。

4) ごみの分別排出

実施しているごみの分別区分の周知徹底を図り、分別排出をより積極的に実施するよう啓発し、現在停滞しているごみの資源化率を向上させていく必要があります。

また、店頭回収や拠点回収による資源化物回収をより積極的に活用することも必要と考えられます。

5) 中間処理

現在のごみ焼却及び灰溶融施設は最終処分量の削減に大きな効果を上げております。一方で処理及び維持管理費は、人口一人当たりのごみ処理費が県平均値より高くなっています。中でも中間処理に関する経費が平成 22 年度では全体の 58%となっており、中間処理経費の削減を含めたごみの焼却及び灰溶融処理について検討する必要があります。

リサイクルプラザについては、現在の分別区分に対応した設備構成となっており、現段階では支障なく選別資源化処理がなされています。しかしながら、中間処理体制の見直しに伴い、効率的運用について再度検討する必要があります。

6) 最終処分

中間処理体制の見直し検討に伴う埋立処分量の変化について検討を行い、今後の埋立終了期間を見直す必要があります。ただし、最終処分場は極力長期にわたり利用が可能となるよう配慮する必要があります。

また、現在場内に保管中となっているスラグの処理についても検討する必要があります。

7) 温室効果ガス削減に対する課題

地球温暖化に対する取り組みを推進する立場から、容器包装を含むプラスチック系のごみ量等の削減または回収・資源化に努める必要があります。また、収集運搬・施設稼働に伴う温暖化ガスの排出を極力抑制するために効率的な処理について検討する必要があります。

8) ごみ処理経費の低減

市のごみ処理の特色としてはごみ処理経費（中間処理費、最終処分費）が県平均値と比較し高いことがあげられます。逆に一般廃棄物の最終処分量は県平均と比較し少なくなっております。これは、ごみの中間処理過程において最終処分を行うべき廃棄物の減容化が積極的に行われていることを示すものですが、その分経費がかかっていることを表しています。したがって、最終処分量を極力増やさないよう留意しつつ、処理経費をさらに低減するよう努力する必要があることを示しています。

第4章 ごみ処理基本計画

1 基本方針

我が国では平成12年度に循環型社会形成推進基本法（法律第110号）が制定され、廃棄物・リサイクル対策として、廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、廃棄物の再使用（Reuse：リユース）、廃棄物の再生利用（Recycle：リサイクル）、熱回収、循環利用できない廃棄物を適正に処分という優先順位をつけ、「循環型社会の構築」が進められています。

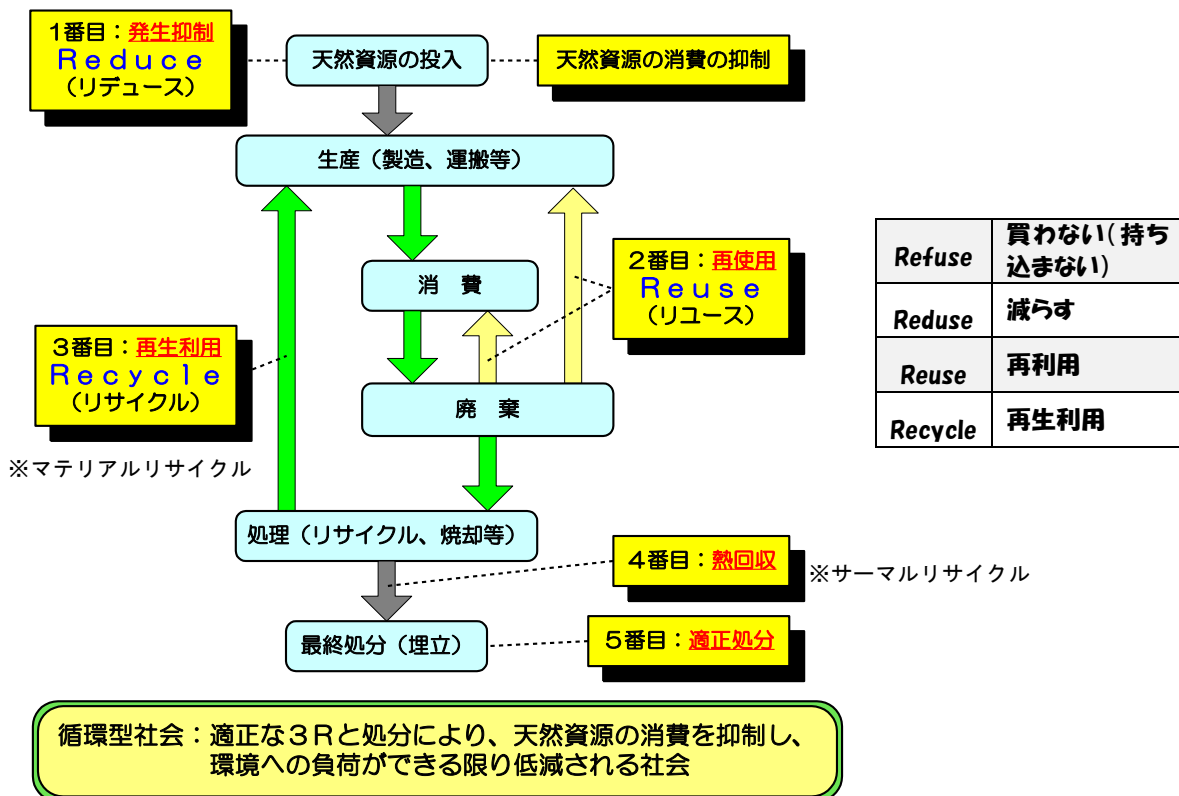


図4.1.1 循環型社会に向けた処理の優先順位（環境白書より）

また、本計画では3Rに加え、不要な物資、用品の購入を回避し、ごみの発生原因そのものを減らす **Refuse（発生回避）を加えた4Rを基本方針に据える**ものとし、ます。

本計画における「発生抑制（Refuse:リフーズ, Reduse:リデュース）」及び「排出抑制（Recycle:リサイクル, Reuse:リユース）」のイメージを図4.1.2に示します。

「発生抑制」は「ごみになる可能性がある不用なものをなるべく生じさせないこと」、「排出抑制」は「不用になってしまったものは再利用、再生利用を図り、なるべくごみとして出さないこと」とし、ごみの発生過程の観点から段階的に、それぞれを位置付けています。

ごみの発生抑制とは？



マイバッグ持参でレジ袋を削減



過剰包装を断る



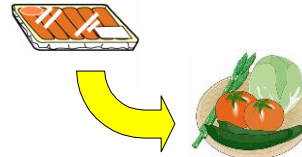
無駄な買い物をしない



リターナブルびんを活用



マイはしを持参



容器包装のないものを購入

【ごみとなるものを家庭や事業所に持込まない取り組み】

ごみの排出抑制とは？



トレイなどは店頭回収を活用



食べ残しを少なくする！



食べ残しは堆肥化



リサイクルショップの活用



フリーマーケットの活用



修理して長く物を使う



資源物回収活動



民間企業の資源化

【家庭や事業所に持込まれたものをごみとしない取り組み】

図4.1.2 「発生抑制」及び「排出抑制」に対するイメージ

こうした状況の中で、「循環型社会の構築」の一翼を担う、容器包装リサイクル法を始めとする各種リサイクル法の制定や「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（環境省告示第34号）の改正（平成17年5月）などにより、廃棄物を取り巻く社会情勢は転換期にきています。また、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計

画的な推進を図るための基本的な方針」では、廃棄物の減量化に向けた基本的な減量目標値、他市町村との連携等による広域的な取り組みの実施、一般廃棄物の処理に関する事業コスト及び情報の提供の実施、一般廃棄物処理の有料化の推進などの基本方針が示されています。

こうした国の施策状況や社会情勢を踏まえた上で、ごみ処理に関する基本方針を以下のように決めました。

基本方針1：市民・事業者・行政が連携する4R運動の推進

「発生抑制」を主体とする4R運動（Refuse：リフューズ、Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）を、市民・事業者・行政の3者が連携して実施することにより、一歩進んだ循環型社会の構築を目指していくものとします。

基本方針2：ごみの減量化と資源化の促進

ごみの減量化目標を定め、市民に分かりやすい形でのスローガンにより意識啓発を行うとともに、分別収集の徹底による再資源化を行っていくものとします。特に、可燃ごみ中の容器包装廃棄物類の分別排出を重点的に行っていくものとします。

基本方針3：収集・運搬・処理・処分の適正化及び効率化の実施

安全かつ適正なごみの収集・運搬・処理・処分を行います。

あわせて、現在の中間処理体制の見直しを行い、適正処理・処分とあわせて処理経費についてもより一層の低減努力を図るものとします。

基本方針4：不法投棄への対応

不法投棄対策の取締りの強化を進めていくために、市民・事業者・本市の3者協働で情報ネットワーク構築を進めるものとします。

基本方針5：地球温暖化防止への対応

世界的な環境問題となっている地球温暖化防止に向けて、廃棄物事業の観点から温室効果ガス（CO₂など）の排出抑制に向けた取り組みを行います。

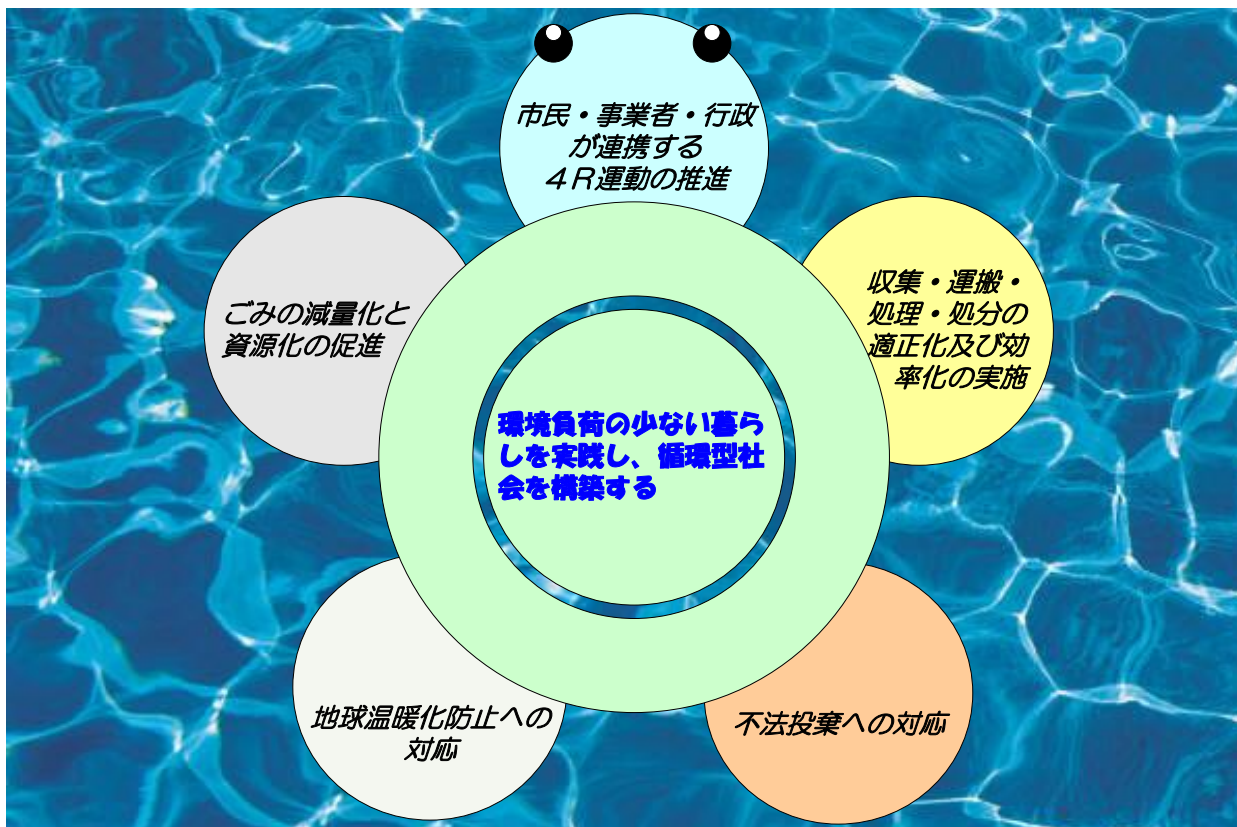


図4.1.3 基本方針のイメージ

2 計画目標年度

第1章で示しましたように、本計画は長期的視点に立脚した検討が必要であることから、「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき本計画の目標年度を10年後の平成33年度とし、今後10年間のごみ処理に関する基本施策を設定するものとします。同時に、本計画は概ね5年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に変動があった場合にも見直しを行うものとします。

なお、本計画の対象地域は、本市全域とします。

- 計画対象地域：本市全域
- 計画期間：平成24年度～平成33年度（10年間）
- 基準年度：平成22年度
- 計画目標年次：平成33年度
- 中間目標年度：平成28年度

3 ごみ排出量及び処理量の見込み

1) 将来推計の方法

将来人口については、「一般廃棄物処理基本計画書（生活排水処理基本計画）第1次日置市長期総合計画 H22.3」において行政区域内人口が推計されていますが、現在の人口との相違が生じているため、本計画において新たに人口推計を見直し、この推計人口にてごみ量の将来を推計します。推計方法は、「ごみ処理施設構造指針解説」にて示されている方法に基づき行います。

表 4.3.1 推計式の概要

推 計 式	概 要	特 性
一次傾向線 $Y = a + bX$	最も一般的な式であり使用頻度の高い式です。過去の実績値が漸増・漸減している場合等に良く適合するという経験則があり、採用されるケースが多くなっています。	① 傾向を直線に置き換えたときの推計式です。 ② 式のbはこの直線の勾配の値で、b正符号のとき上昇傾向となり、bが負符号のとき下降傾向となります。 ③ 見積りが少なく出る傾向があります。
二次傾向線 $Y = a + bX + cX^2$	本推計式は、増減の大きな傾向曲線を示す場合が多く、実績値によっては、傾向曲線の中に極値を含み、増減の逆転が生じる場合もあります。したがって、人口推計の場合、あまり整合性が良くありませんが、ごみ量の推計では、採用されることがあります。	① 傾向を放物線に置き換えたときの推計式です。 ② 逡増的・逡減的な増加または減少を示す曲線であります。 ③ 人口推定ではあまり整合性は良くありませんが、ごみ量の推計では用いられることがあります。
一次指数曲線 $Y = a \times b^X$	過去のデータが等比級数的な傾向の時に整合性が良いといわれています。したがって、発展性の強い都市以外では、推定値が大きくなる場合があります。	① 過去のデータの伸びを一定の比率で逡増または逡減させる推計式です。 ② 増加あるいは減少傾向は急激になります。 ③ 過去のデータが等比級数的な傾向のときに整合性が良いといわれています。
べき曲線 $Y = c + b(X - 1)^a$	比較的整合性が良く、多くの都市の人口推定に適用できます。しかし、推定値が過大となるおそれもあるので十分な配慮が必要となります。	① 過去のデータの伸びを徐々に増加させる推計式です。 ② 実績値が増加し続ける条件で、最も整合性が良いとされています。 ③ 多くの都市の人口推定に適用できます。
ロジスティック曲線 $Y = c \div \{1 + e^{(b-ex)}\}$	本推計式は、人口増加の法則の研究から導かれたものであり、一定年後に増加率が、最大となりその後増加率が減少して無限年後に飽和に達するような曲線式をもとにする方法で、大規模な都市の人口を推計する場合によく適用されます。	① 前半は加速度的に増加率が増加し、後半は次第に増加率が鈍化して、無限年数に飽和に達するような傾向を表わす推計式です。 ② S字曲線で表現することができます。

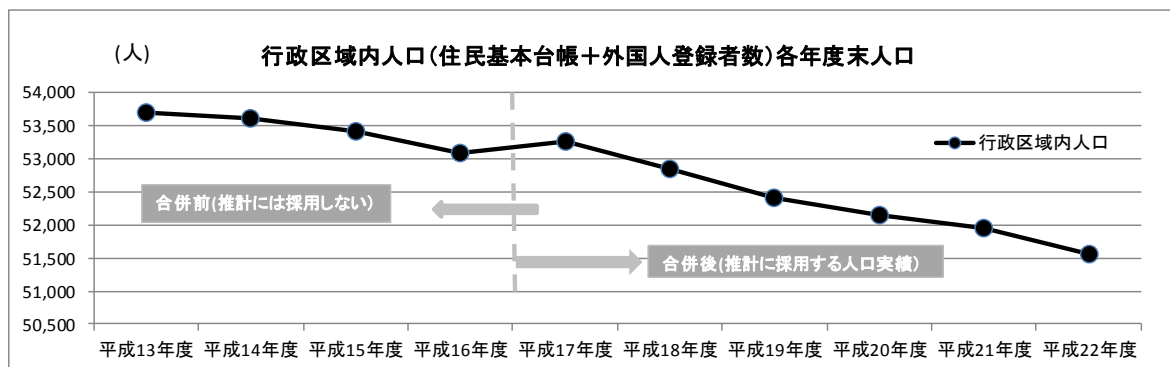
※表に示す各推計式による人口推計値は資料-1のとおりとなっています。

2) 人口及びごみ排出量の推計結果

(1) 将来人口

行政区域内人口の推計結果を図 4.3.2、表 4.3.2 に示します。

なお、推計には図 4.3.1 のとおり平成 17 年度の合併前と合併後人口に例年では見られていない人口増加がみられることから、推計には合併後人口を用いて将来人口を推計しました。



年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人口※	53,684	53,595	53,412	53,075	53,263	52,833	52,401	52,148	51,946	51,561

※各年度末人口(住民基本台帳+外国人登録者数)。平成17年度以前は合併前の4町を合算したもの。

図 4.3.1 日置市の過去 10 年間の人口の推移

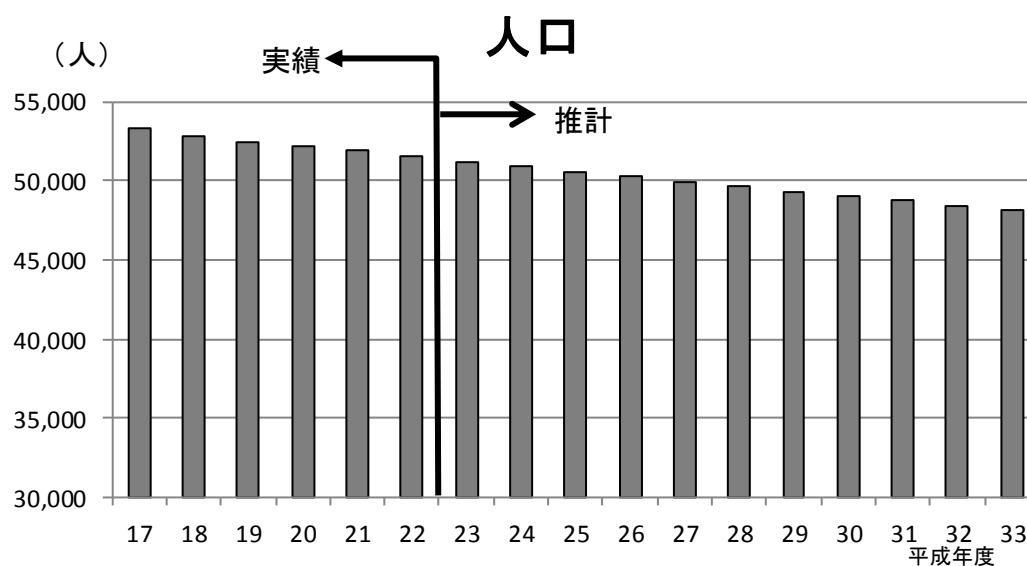


図 4.3.2 人口推計結果

表 4.3.2 人口推計結果 (各年度末人口、外国人登録者数を含む)

平成	人口(人)	平成	人口(人)	平成	人口(人)
17年度	53,263	23年度	51,185	29年度	49,316
18年度	52,833	24年度	50,856	30年度	49,019
19年度	52,401	25年度	50,537	31年度	48,725
20年度	52,148	26年度	50,225	32年度	48,433
21年度	51,946	27年度	49,918	33年度	48,143
22年度	51,561	28年度	49,615		

(2) ごみ排出量の推計 (減量化・資源化対策なしの場合)

ごみ排出量の推計結果は以下のとおりであり、人口の減少に伴いごみの総排出量は年々減少していくものと推計され、中間目標年度(平成 28 年度)では 12,918t/年、目標年度では 12,400t/年と推測されます。

表 4.3.3 ごみ排出量の推計結果(減量化・資源化対策なし)

(単位:t/年)

平成	収集ごみ	直接搬入ごみ	集団回収ごみ	合計		
実績	18年度	10,508	3,672	426	14,607	
	19年度	10,431	3,663	399	14,493	
	20年度	9,999	3,538	406	13,943	
	21年度	10,014	3,172	363	13,548	
	22年度	9,969	3,451	338	13,758	
推計値	23年度	9,828	3,385	335	13,548	
	24年度	9,747	3,331	333	13,412	
	25年度	9,671	3,279	331	13,281	
	26年度	9,598	3,228	329	13,155	
	27年度	9,530	3,178	327	13,034	
	28年度	9,465	3,128	325	12,918	中間目標年度
	29年度	9,404	3,080	323	12,806	
	30年度	9,345	3,032	321	12,699	
	31年度	9,290	2,986	319	12,595	
	32年度	9,239	2,940	317	12,496	
	33年度	9,190	2,895	315	12,400	目標年度

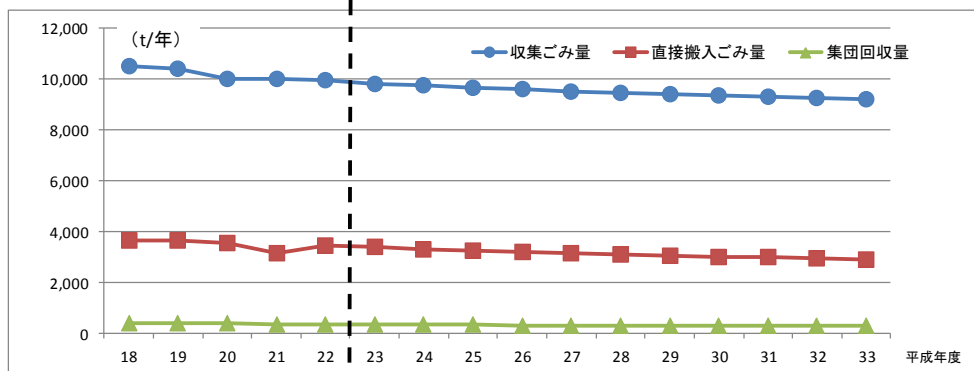
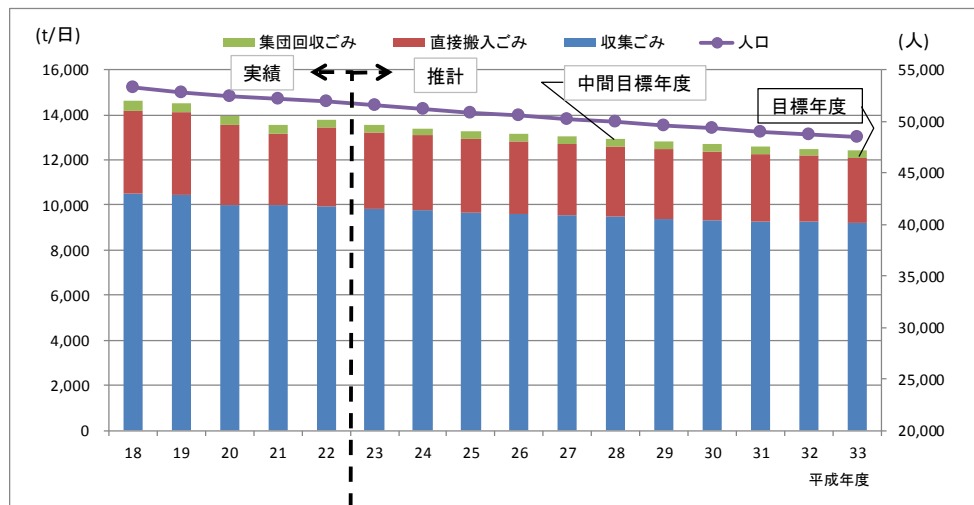


図 4.3.3 ごみ排出量の推計値 (減量化、資源化対策なし)

また、1人1日ごみ排出量の結果は以下のとおりであり、徐々に減少し中間目標年度（平成28年度）で713.3g/人/日、目標年度（平成33年度）で705g/人/日と推計されます。

表 4.3.4 1人1日ごみ排出量の推計結果（減量化・資源化対策なし）

(単位:g/人/日)

平成	実績	収集ごみ	直接搬入ごみ	集団回収ごみ	合計	
18年度		548.1	190.4	22.1	760.7	
19年度		545.4	191.5	20.9	757.7	
20年度		525.3	185.9	21.3	732.5	
21年度		528.2	167.3	19.1	714.6	
22年度		530.2	183.4	17.9	731.5	
23年度		526.0	181.2	17.9	725.2	
24年度		525.1	179.5	17.9	722.5	
25年度		524.3	177.8	17.9	720.0	
26年度		523.6	176.1	17.9	717.6	
27年度		523.0	174.4	17.9	715.4	
28年度		522.7	172.7	17.9	713.3	中間目標年度
29年度		522.4	171.1	17.9	711.5	
30年度		522.3	169.5	17.9	709.8	
31年度		522.4	167.9	17.9	708.2	
32年度		522.6	166.3	17.9	706.9	
33年度		523.0	164.8	17.9	705.7	目標年度

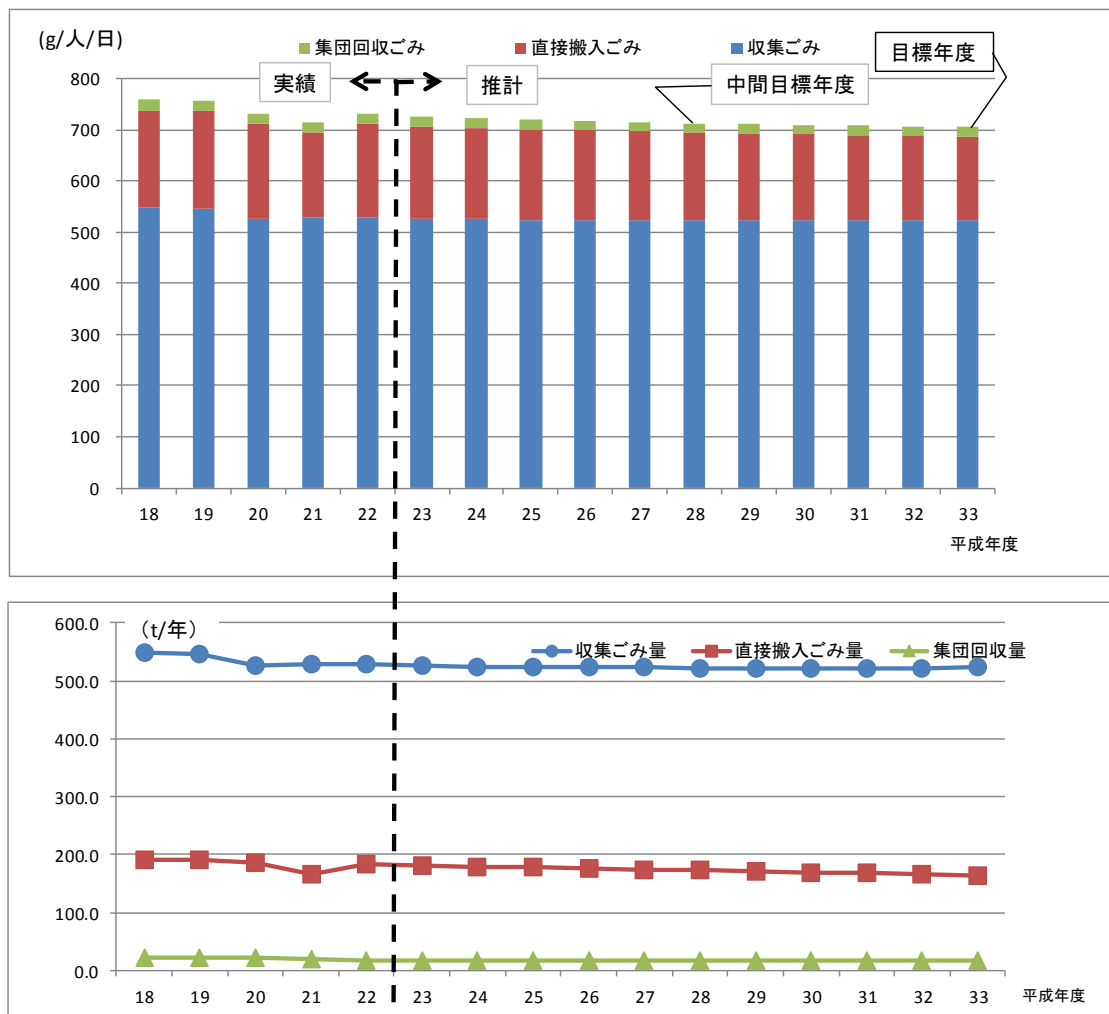


図 4.3.4 1人1日ごみ排出量の推計結果（減量化・資源化対策なし）

表 4.3.5 本市のごみ排出量の実績及び見通し（減量化・資源化対策なし）

中間年度

目標年度

項目区分	単位	実績値					推計値											備考	
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33		
1	総人口	人	52,833	52,401	52,148	51,946	51,561	51,185	50,856	50,537	50,225	49,918	49,615	49,316	49,019	48,725	48,433	48,143	2 + 3
2	計画収集人口	人	52,738	52,326	52,051	51,840	51,453												住民基本台帳(各年3月末)
3	外国人人口	人	95	75	97	106	108												"
4	ごみ総排出量	t/年	14,606.60	14,493.01	13,943.38	13,548.35	13,757.86	13,547.79	13,411.61	13,280.87	13,155.27	13,034.45	12,918.20	12,806.47	12,698.82	12,595.39	12,495.93	12,400.36	5 + 20 + 35 + 37
5	収集ごみ	t/年	10,445.70	10,430.93	9,999.43	10,013.69	9,959.57	9,827.88	9,747.12	9,670.73	9,598.43	9,529.91	9,464.98	9,403.60	9,345.38	9,290.45	9,238.59	9,189.75	6 + 9 + 12 + 13 + 14
6	可燃ごみ	t/年	9,244.24	9,289.80	9,000.37	9,002.06	8,925.64	8,810.70	8,724.89	8,644.01	8,567.48	8,494.90	8,426.05	8,360.86	8,298.94	8,240.42	8,185.06	8,132.83	Σ 7 ~ 8
7	可燃ごみ	t/年	9,244.22	9,289.76	9,000.36	9,002.04	8,925.63	8,810.68	8,724.87	8,643.99	8,567.46	8,494.88	8,426.03	8,360.84	8,298.92	8,240.40	8,185.05	8,132.81	市データ
8	動物	t/年	0.02	0.04	0.01	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	"
9	粗大ごみ	t/年	70.87	63.05	53.32	48.97	64.99	47.27	46.96	46.67	46.38	46.10	45.82	45.54	45.27	45.00	44.73	44.46	"
10	不燃性粗大ごみ	t/年	40.65	38.84	25.77	23.43	16.78	16.63	16.52	16.42	16.32	16.22	16.12	16.02	15.92	15.83	15.73	15.64	"
11	可燃性粗大ごみ	t/年	30.22	24.21	27.55	25.54	48.21	30.64	30.44	30.25	30.06	29.88	29.70	29.52	29.34	29.17	28.99	28.82	"
12	有害ごみ	t/年	22.14	21.18	13.66	15.10	18.86	17.94	17.82	17.71	17.60	17.49	17.39	17.28	17.18	17.07	16.97	16.87	"
13	不燃ごみ	t/年	397.89	390.05	313.74	310.73	318.34	318.29	320.33	322.38	324.42	326.45	328.45	330.43	332.38	334.30	336.18	338.04	"
14	資源ごみ	t/年	710.56	666.85	618.34	636.83	631.74	633.68	637.12	639.96	642.55	644.97	647.28	649.49	651.61	653.67	655.64	657.55	Σ 15 ~ 19
15	カン	t/年	96.99	72.61	55.47	75.51	69.79	69.29	70.44	70.98	71.25	71.37	71.40	71.36	71.27	71.15	70.99	70.82	"
16	ビン	t/年	322.43	316.23	281.46	284.89	281.94	282.54	282.48	282.46	282.46	282.47	282.47	282.48	282.48	282.47	282.46	282.44	"
17	ペットボトル	t/年	77.08	75.67	59.29	59.45	58.33	57.92	57.54	57.18	56.83	56.48	56.14	55.80	55.46	55.13	54.80	54.47	"
18	古紙類	t/年	0.27	0.08		0.06	0.19	0.19	0.19	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	"
19	容器包装プラスチック類	t/年	213.79	202.26	222.12	216.92	221.49	223.76	226.46	229.15	231.83	234.47	237.09	239.67	242.22	244.73	247.21	249.65	"
20	直接搬入ごみ	t/年	3,672.27	3,662.69	3,538.29	3,172.00	3,451.30	3,384.75	3,331.48	3,279.22	3,227.96	3,177.67	3,128.34	3,079.94	3,032.46	2,985.89	2,940.20	2,895.37	21 + 24 + 27 + 28 + 29
21	可燃ごみ	t/年	3,065.48	3,109.63	3,004.03	2,570.99	2,870.15	2,804	2,751	2,698	2,647	2,597	2,547	2,499	2,451	2,405	2,359	2,314	Σ 22 + 23
22	可燃ごみ	t/年	3,065.27	3,109.50	3,003.97	2,570.80	2,870.00	2,803.63	2,750.36	2,698.10	2,646.84	2,596.55	2,547.22	2,498.82	2,451.34	2,404.77	2,359.08	2,314.25	市データ
23	動物	t/年	0.21	0.13	0.06	0.19	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	"
24	粗大ごみ	t/年	393.44	357.36	228.25	229.19	222.22	221.92	221.92	221.92	221.92	221.92	221.92	221.92	221.92	221.92	221.92	221.92	Σ 25 ~ 26
25	不燃性粗大ごみ	t/年	178.23	120.56	52.04	51.51	23.49	23.36	23.36	23.36	23.36	23.36	23.36	23.36	23.36	23.36	23.36	23.36	市データ
26	可燃性粗大ごみ	t/年	215.21	236.80	176.21	177.68	198.73	198.56	198.56	198.56	198.56	198.56	198.56	198.56	198.56	198.56	198.56	198.56	"
27	有害ごみ	t/年	0.07	0.58	0.10	0.19	0.31	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26	"
28	不燃ごみ	t/年	165.64	151.95	280.76	357.32	341.16	341.28	341.28	341.28	341.28	341.28	341.28	341.28	341.28	341.28	341.28	341.28	"
29	資源ごみ	t/年	47.64	43.17	25.15	14.31	17.46	17.52	17.52	17.52	17.52	17.52	17.52	17.52	17.52	17.52	17.52	17.52	Σ 30 ~ 34
30	カン	t/年	17.69	14.21	8.34	3.45	3.21	3.29	3.29	3.29	3.29	3.29	3.29	3.29	3.29	3.29	3.29	3.29	市データ
31	ビン	t/年	12.21	9.23	6.04	3.62	5.04	5.11	5.11	5.11	5.11	5.11	5.11	5.11	5.11	5.11	5.11	5.11	"
32	ペットボトル	t/年	5.87	5.92	1.57	1.44	1.52	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46	"
33	古紙類	t/年	4.12	5.65	5.46	3.07	5.57	5.48	5.48	5.48	5.48	5.48	5.48	5.48	5.48	5.48	5.48	5.48	"
34	容器包装プラスチック類	t/年	7.75	8.16	3.74	2.73	2.12	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	2.19	"
35	集団回収量	t/年	426.39	399.39	405.66	362.66	337.71	335.16	333.01	330.92	328.88	326.87	324.88	322.93	320.98	319.06	317.14	315.25	"
36	南薩衛生汚泥(収集・可燃ごみ)	t/年					9.28												市データ
37	災害ごみ(収集・可燃性粗大ごみ)	t/年	62.24																市データ

表 4.3.6 本市の1人1日ごみ排出量の実績及び見通し（減量化・資源化対策なし）

中間年度

目標年度

項目区分	単位	実績値					推計値											備考		
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33			
1	総人口	人	52,833	52,401	52,148	51,946	51,561	51,185	50,856	50,537	50,225	49,918	49,615	49,316	49,019	48,725	48,433	48,143	2 + 3	
2	計画収集人口	人	52,738	52,326	52,051	51,840	51,453												住民基本台帳(各年3月末)	
3	外国人人口	人	95	75	97	106	108												"	
38	一人一日当たり総ごみ排出量	g/人/日	757.44	757.71	732.54	714.55	731.01	725.16	722.51	719.99	717.61	715.39	713.34	711.46	709.75	708.22	706.86	705.68	39 + 56 + 57	
39	一人一日当たり排出量	g/人/日	544.92	545.37	525.34	528.15	529.69	526.05	525.10	524.27	523.59	523.04	522.65	522.41	522.32	522.39	522.60	522.97	40 + 43 + 46 + 47 + 48	
40	収集ごみ	可燃ごみ	g/人/日	479.37	485.70	472.86	474.78	474.27	471.60	470.03	468.61	467.35	466.24	465.28	464.48	463.84	463.35	463.01	462.82	Σ 41 ~ 42
41		可燃ごみ	g/人/日	479.37	485.70	472.86	474.78	474.27	471.60	470.03	468.61	467.35	466.24	465.28	464.48	463.84	463.34	463.01	462.82	7 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1
42		動物	g/人/日	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	8 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1
43		粗大ごみ	g/人/日	3.68	3.30	2.80	2.59	3.45	2.53	2.53	2.53	2.53	2.53	2.53	2.53	2.53	2.53	2.53	2.53	Σ 44 ~ 45
44		不燃性粗大ごみ	g/人/日	2.11	2.03	1.35	1.24	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	10 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1
45		可燃性粗大ごみ	g/人/日	1.57	1.27	1.45	1.35	2.56	1.64	1.64	1.64	1.64	1.64	1.64	1.64	1.64	1.64	1.64	1.64	11 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1
46		有害ごみ	g/人/日	1.15	1.11	0.72	0.80	1.00	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	12 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1
47		不燃ごみ	g/人/日	20.63	20.39	16.48	16.39	16.92	17.04	17.26	17.48	17.70	17.92	18.14	18.36	18.58	18.80	19.02	19.24	13 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1
48		資源ごみ	g/人/日	36.85	34.86	32.48	33.59	33.57	33.92	34.32	34.69	35.05	35.40	35.74	36.08	36.42	36.75	37.09	37.42	Σ 49 ~ 53
49		カン	g/人/日	5.03	3.80	2.91	3.98	3.71	3.71	3.79	3.85	3.89	3.92	3.94	3.96	3.98	4.00	4.02	4.03	15 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1
50		ビン	g/人/日	16.72	16.53	14.79	15.03	14.98	15.12	15.22	15.31	15.41	15.50	15.60	15.69	15.79	15.88	15.98	16.07	16 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1
51		ペットボトル	g/人/日	4.00	3.96	3.11	3.14	3.10	3.10	3.10	3.10	3.10	3.10	3.10	3.10	3.10	3.10	3.10	3.10	17 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1
52		古紙類	g/人/日	0.014	0.004		0.003	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	18 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1
53		容器包装プラスチック類	g/人/日	11.09	10.57	11.67	11.44	11.77	11.98	12.20	12.42	12.65	12.87	13.09	13.32	13.54	13.76	13.98	14.21	19 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1
54	南薩衛生汚泥	g/人/日					0.48												36 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1	
55	災害ごみ	g/人/日	3.23																37 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1	
56	集団回収ごみ	g/人/日	22.11	20.88	21.31	19.13	17.94	17.94	17.94	17.94	17.94	17.94	17.94	17.94	17.94	17.94	17.94	17.94	35 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1	
57	直接搬入ごみ	一日当たり排出量	t/日	10.060	10.03	9.69	8.69	9.46	9.27	9.13	8.98	8.84	8.71	8.57	8.44	8.31	8.18	8.06	7.93	58 + 65
58		可燃ごみ	t/日	8.399	8.52	8.23	7.04	7.86	7.68	7.54	7.39	7.25	7.11	6.98	6.85	6.72	6.59	6.46	6.34	Σ 59 ~ 64
59		可燃ごみ	t/日	8.398	8.52	8.23	7.04	7.86	7.68	7.54	7.39	7.25	7.11	6.98	6.85	6.72	6.59	6.46	6.34	22 ÷ 365日
60		動物	t/日	0.00058	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	23 ÷ 365日
61		粗大ごみ	t/日	1.078	0.98	0.63	0.63	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	Σ 62 ~ 63
62		不燃性粗大ごみ	t/日	0.488	0.33	0.14	0.14	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	25 ÷ 365日
63		可燃性粗大ごみ	t/日	0.590	0.65	0.48	0.49	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54	26 ÷ 365日
64		有害ごみ	t/日	0.00019	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	27 ÷ 365日
65		不燃ごみ	t/日	0.454	0.42	0.77	0.98	0.94	0.94	0.94	0.94	0.94	0.94	0.94	0.94	0.94	0.94	0.94	0.94	28 ÷ 365日
66		資源ごみ	t/日	0.129	0.12	0.07	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	Σ 67 ~ 71
67		カン	t/日	0.048	0.04	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	30 ÷ 365日
68		ビン	t/日	0.033	0.03	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	31 ÷ 365日
69		ペットボトル	t/日	0.016	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	32 ÷ 365日
70		古紙類	t/日	0.011	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	33 ÷ 365日
71	容器包装プラスチック類	t/日	0.021	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	34 ÷ 365日	

(3) ごみ処理・処分の内容（減量化・資源化策なし）

ごみ処理・処分の内容の推計結果は以下のとおりであり、ごみの総排出量は年々減少していきませんが、中間処理率、資源化率、最終処分率に大きな変化はありません。

表 4.3.6 ごみ処理・処分の内訳推計（減量化・資源化施策なし）

区分	単位	実績					推計											
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
ごみ排出量	①ごみ総排出量	t/年	14,607	14,493	13,943	13,548	13,758	13,548	13,412	13,281	13,155	13,034	12,918	12,806	12,699	12,595	12,496	12,400
	可燃ごみ	t/年	12,310	12,399	12,004	11,573	11,796	11,614	11,475	11,342	11,214	11,092	10,973	10,860	10,750	10,645	10,544	10,447
	粗大ごみ	t/年	464	420	282	278	287	269	269	269	268	268	268	267	267	267	267	266
	有害ごみ	t/年	22	22	14	15	19	18	18	18	18	18	18	18	17	17	17	17
	不燃ごみ	t/年	564	542	595	668	660	660	662	664	666	668	670	672	674	676	677	679
	資源ごみ	t/年	758	710	643	651	649	651	655	657	660	662	665	667	669	671	673	675
	集団回収	t/年	426	399	406	363	338	335	333	331	329	327	325	323	321	319	317	315
	南薩衛生汚泥	t/年					91											
	災害ごみ	t/年	62															
中間処理	②焼却・溶融処理量	t/年	12,775	12,827	12,420	11,994	12,268	12,069	11,931	11,799	11,672	11,550	11,433	11,320	11,211	11,107	11,007	10,911
	②-1焼却処理量	t/年	12,775	12,827	12,420	11,994	12,268	12,069	11,931	11,799	11,672	11,550	11,433	11,320	11,211	11,107	11,007	10,911
	直接焼却量	t/年	12,310	12,399	12,004	11,573	11,805	11,614	11,475	11,342	11,214	11,092	10,973	10,860	10,750	10,645	10,544	10,447
	破碎選別残渣量	t/年	465	428	416	421	463	455	456	457	457	458	459	460	461	462	463	463
	②-2溶融処理量	t/年	682	809	701	665	762	750	741	733	725	717	710	703	696	690	684	678
	焼却灰	t/年	682	809	701	665	762	750	741	733	725	717	710	703	696	690	684	678
	②-3資源化量	t/年	8	369	402	305	367	361	357	353	349	346	342	339	335	332	329	326
	スラグ	t/年	8	88	143	30	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	82	81
	スラグ(場内保管)	t/年																
	飛灰山元還元	t/年		281	259	275	276	272	268	265	263	260	257	255	252	250	248	245
	④リサイクルプラザ	t/年	1,848	1,672	1,519	1,598	1,595	1,582	1,588	1,592	1,596	1,601	1,605	1,609	1,612	1,616	1,620	1,623
	④-1破碎選別残渣量(焼却)	t/年	465	428	416	421	463	455	456	457	457	458	459	460	461	462	463	463
	粗大・不燃ごみ	t/年	457	419	393	398	440	432	432	433	434	435	436	436	437	438	439	440
	資源ごみ	t/年	8	9	23	23	23	23	23	23	23	23	24	24	24	24	24	24
	④-2破碎選別残渣量(埋立)	t/年	396	383	315	326	324	323	323	324	325	326	327	328	328	329	330	330
	粗大・不燃ごみ	t/年	270	195	209	221	220	218	219	219	219	220	220	221	221	221	222	222
	資源ごみ	t/年	126	188	106	105	104	104	105	105	106	106	106	107	107	108	108	108
④-3資源化量	t/年	987	861	788	851	808	805	808	811	814	816	819	821	823	825	827	829	
紙類	t/年	54	46	37	32	33	33	33	33	33	33	33	34	34	34	34	34	
金属	t/年	505	456	352	422	407	406	407	409	410	411	412	414	415	416	417	418	
ガラス	t/年	147	155	134	141	129	129	129	130	130	130	131	131	131	132	132	132	
ペットボトル	t/年	76	78	56	62	56	56	56	56	56	57	57	57	57	57	57	57	
容器包装プラチック類	t/年	205	126	209	194	183	182	183	184	184	185	185	186	186	187	187	188	
直接資源化	⑤直接資源化量	t/年	449	421	419	378	357	353	351	349	347	345	343	340	338	336	334	332
	⑤-1有害ごみ(委託)	t/年	22	22	14	15	19	18	18	18	18	18	18	18	17	17	17	17
	⑤-2集団回収	t/年	426	399	406	363	338	335	333	331	329	327	325	323	321	319	317	315
最終処分	⑥最終処分量(埋立)	t/年	465	457	380	384	386	381	381	382	382	382	382	382	383	383	383	383
	⑥-1焼却施設	t/年	69	74	65	58	62	61	60	60	59	58	58	57	57	56	56	55
	⑥-2リサイクルプラザ(粗大・不燃)	t/年	270	195	209	221	220	216	217	217	217	218	218	219	219	219	219	220
	⑥-3リサイクルプラザ(資源)	t/年	126	188	106	105	104	104	105	105	106	106	106	107	107	108	108	108
中間処理率	中間処理率	%	96.9%	97.1%	97.0%	97.2%	97.4%	97.4%	97.4%	97.4%	97.4%	97.4%	97.4%	97.4%	97.3%	97.3%	97.3%	
	資源化率	%	9.9%	11.4%	11.5%	11.3%	11.1%	11.2%	11.3%	11.4%	11.5%	11.6%	11.6%	11.7%	11.8%	11.9%	11.9%	12.0%
最終処分率	最終処分量	t/年	465	457	380	384	386	381	381	382	382	382	382	382	383	383	383	383
	最終処分率	%	3.2%	3.2%	2.7%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.9%	2.9%	2.9%	3.0%	3.0%	3.0%	3.1%	3.1%	

※整数表示のため(19)÷(3)+(5)+(6)+(9)となる。

直接埋立は行っていない。

4 減量化・資源化及び処理・処分に関する目標の設定

1) 減量化及び資源化に関する目標の設定

ごみの減量化及び資源化の目標については、国または県による計画、市総合計画及び環境基本計画に基づき次のように設定します。

減量化目標値は、既に国及び県の目標水準に達しているため、市環境基本計画に示すごみ排出量目標値を達成することを中間目標として設定し、国及び県の目標値を含め達成することとします。その後は、その減量化した排出量を維持し、一人一日当りごみ排出量が増加に転じることがないものとしてします。

一方、資源化率は県目標値の21%に達していないことから、資源化率を経年的に引き上げ中間目標年度において18.0%、目標年次において20.0%とし県目標値に近づけることを目標とします。

これらの方針に基づき、以下のとおり目標値を定めました。

表 4.4.1 ごみ減量化及び資源化に関する目標

区 分	実績値 (平成 22 年度)	中間目標年度 (平成 28 年度)	目標年度 (平成 33 年度)
ごみ排出量	13,758 t (集団回収含む)	11,988 t (集団回収量含む) 対平成 22 年度比 12.9%減	11,631 t (集団回収量含む) 対平成 22 年度比 15.5%減
		参考【減量化・資源化対策なしの場合】	
		12,918 t	12,400 t
1 人 1 日 当たりの ごみ排出量	731g/人/日	662g/人/日 対平成 22 年度比 9.3%減	662g/人/日 対平成 22 年度比 9.3%減
		参考【減量化・資源化対策なしの場合】	
		713g/人/日	706g/人/日
リサイクル 量	1,532 t	2,162 t 対平成 22 年度比 41.1%増	2,329 t 対平成 22 年度比 52.0%増
		参考【減量化・資源化対策なしの場合】	
		1,503 t	1,488 t
リサイクル 率	11.1%	18.0% 対 22 年度比 6.9%増	20.0% 対平成 22 年度比 8.9%増
		参考【減量化・資源化対策なしの場合】	
		11.6%	12.0%

※市環境基本計画は集団回収量を含まないごみ排出量として11,735t/年（H28年度）として目標値を設定していますが、集団回収量を含む量は12,016t/年のため、これを達成するための中間目標値としました。

2) 処理・処分に関する目標の設定

本市におけるごみ減量化及び資源化に関する目標は前記したとおりであります、排出されたごみは現在と同様に適正に処理・処分しなければなりません。

現在、本市の中間処理及び最終処分は、「日置市クリーンリサイクルセンター」で適正に処理・処分を実施しています。

施設の運用により最終処分量は少ない反面、課題にもありますように施設の維持管理経費の削減が課題でもあります。また、資源化率についても国及び県が掲げる目標値に達していない状況がみられます。

最終処分については、県目標値が排出量 491 千 t（平成 27 年度）に対し、最終処分量を 47 千トン(平成 27 年度)としていることから、県目標の最終処分率 9.5%を上回らないものとし、中間目標年度及び最終目標年度においても埋立処分率 5%以下を維持するものとし、極力最終処分場の長期運用を図るものとししました。

これらのことから、以下のとおり処理・処分に関する目標を設定しました。

表 4.4.2 中間処理の内訳

区 分	目 標	処理施設 (処理方法)	選別割合・排出割合
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 焼却灰の熔融処理（スラグ化）の停止 飛灰の山元還元の継続 動物処理の中止 	<ul style="list-style-type: none"> 焼却施設による中間処理 焼却灰のセメント原料化（資源化） 飛灰の外部処理による資源化 	<ul style="list-style-type: none"> 焼却灰及び飛灰（資源化量：焼却量の 4.0%） 飛灰（資源化量：焼却量の 2.2%）
し尿汚泥	<ul style="list-style-type: none"> し尿汚泥処理の焼却は行わない 		
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・現行どおり 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルセンター（破碎・選別・資源化） 	<ul style="list-style-type: none"> ・残渣焼却量（粗大・不燃ごみの 46.5%） ・埋立量（粗大・不燃ごみの 23.5%） ・資源化量（粗大・不燃ごみの 30.0%）
不燃ごみ			<ul style="list-style-type: none"> ・焼却量（資源ごみの 3.5%） ・埋立量（資源ごみの 16.1%） ・資源化量（資源ごみの 80.4%）
資源ごみ			<ul style="list-style-type: none"> ・資源化量 100%
有害ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・委託処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化量 100%
災害ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルセンター（破碎・選別・資源化） 	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみと同様

※ 排出・選別割合は、平成 22 年度実績に基づき設定しました。

表 4.4.3 最終処分の目標

区 分	中間目標（平成 28 年度）	目標年度（平成 33 年度）
最終処分率	総ごみ排出量に対し 5%以下	総ごみ排出量に対し 5%以下

5 減量化・資源化施策実施後の推計結果

1) ごみ排出量の推計

減量化・資源化施策実施後のごみ量の推計結果は以下のとおりとなります。

表 4.5.1 ごみ排出量の推計結果（減量化・資源化施策実施後）

		(単位:t/年)					
平成		収集ごみ	直接搬入ごみ	集団回収ごみ	合計	参考値	
実績	18年度	10,508	3,672	426	14,607	減量化・資源化対策なしの場合の推計値	減量された量
	19年度	10,431	3,663	399	14,493		
	20年度	9,999	3,538	406	13,943		
	21年度	10,014	3,172	363	13,548		
	22年度	9,969	3,451	338	13,758		
推計値	23年度	9,828	3,385	335	13,548	13,548	-0
	24年度	9,573	3,329	333	13,236	13,412	-176
	25年度	9,319	3,274	331	12,924	13,281	-357
	26年度	9,064	3,219	329	12,612	13,155	-544
	27年度	8,810	3,163	327	12,300	13,034	-735
	28年度	8,555	3,108	325	11,988	12,918	-930
	29年度	8,504	3,092	323	11,919	12,806	-888
	30年度	8,453	3,074	321	11,848	12,699	-851
	31年度	8,402	3,055	319	11,777	12,595	-819
	32年度	8,351	3,037	317	11,706	12,496	-790
	33年度	8,301	3,015	315	11,631	12,400	-769

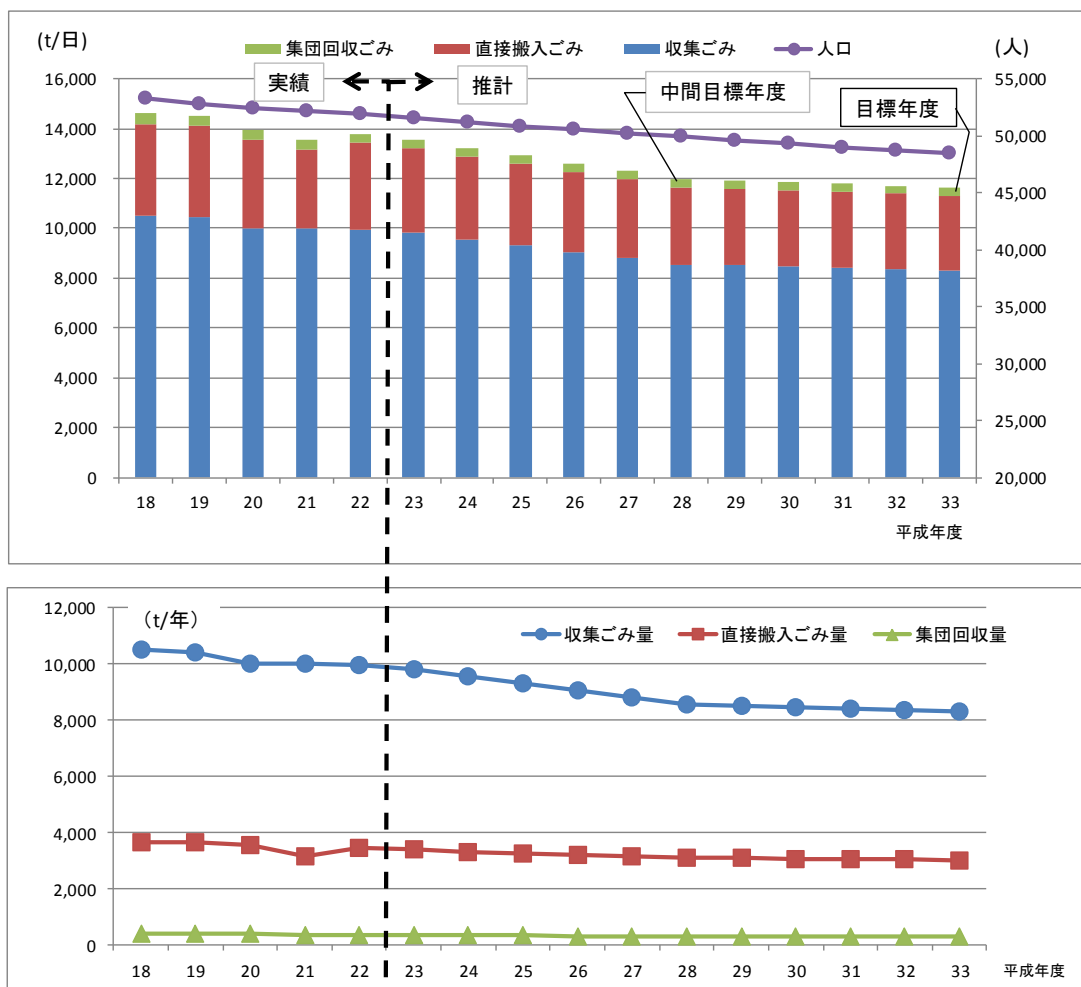


図 4.5.1 ごみ排出量の推計結果（減量化・資源化施策実施後）

1人1日当たりのごみ量の推計結果は以下のとおりとなります。

表 4.5.2 ごみ排出量の推計結果（減量化・資源化施策実施後）

(単位:g/人/日)

平成	収集ごみ	直接搬入ごみ	集団回収ごみ	合計	参考値		
実績	18年度	548.1	190.4	22.1	760.7	減量化・資源化対策なしの場合の推計値	排出抑制された量
	19年度	545.4	191.5	20.9	757.7		
	20年度	525.3	185.9	21.3	732.5		
	21年度	528.2	167.3	19.1	714.6		
	22年度	530.2	183.4	17.9	731.5		
推計値	23年度	526.0	181.2	17.9	725.1	725.2	-0
	24年度	515.7	179.4	17.9	713.0	722.5	-9
	25年度	505.2	177.5	17.9	700.6	720.0	-19
	26年度	494.4	175.6	17.9	688.0	717.6	-30
	27年度	483.5	173.6	17.9	675.1	715.4	-40
	28年度	472.4	171.6	17.9	662.0	713.3	-51
	29年度	468.9	171.8	17.9	658.6	711.5	-53
	30年度	465.3	171.8	17.9	655.0	709.8	-55
	31年度	461.6	171.8	17.9	651.4	708.2	-57
	32年度	457.9	171.8	17.9	647.7	706.9	-59
	33年度	454.2	171.6	17.9	643.7	705.7	-62

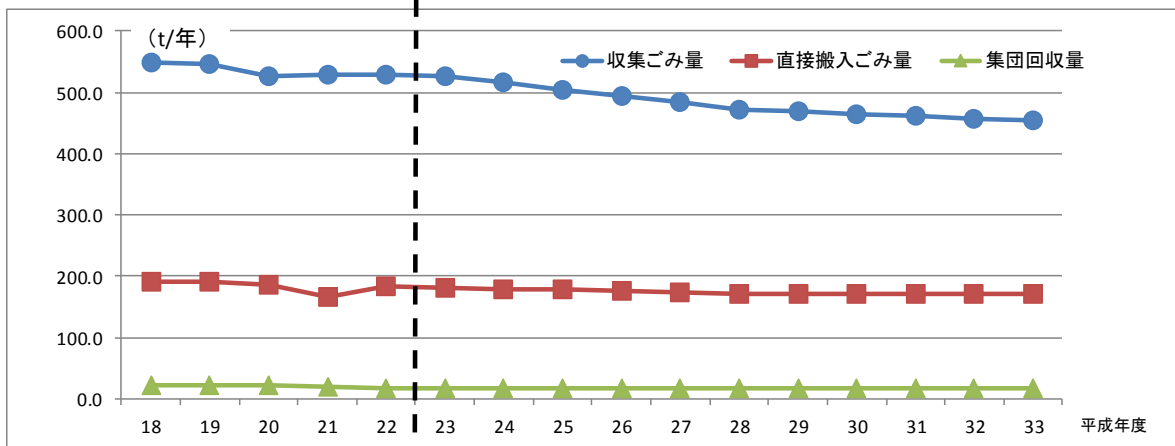
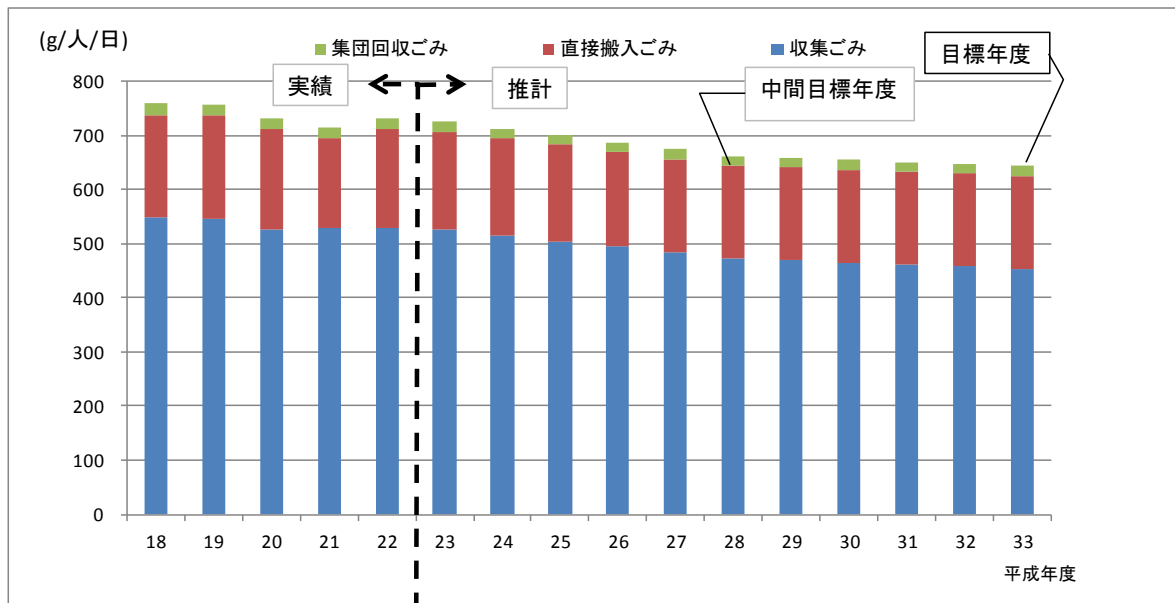


図 4.5.2 ごみ排出量の推計結果（減量化・資源化施策実施後）

2) 推計結果のまとめ

前述した減量化及び資源化後の本市におけるごみ排出量の推計結果の総括表を表4.5.3、表4.5.4及び図4.5.3に示します。

減量化・資源化施策の実施により、本市のごみ排出量を減少させ、資源化施策により資源化率を向上させることで、目標の達成を図ることとします。

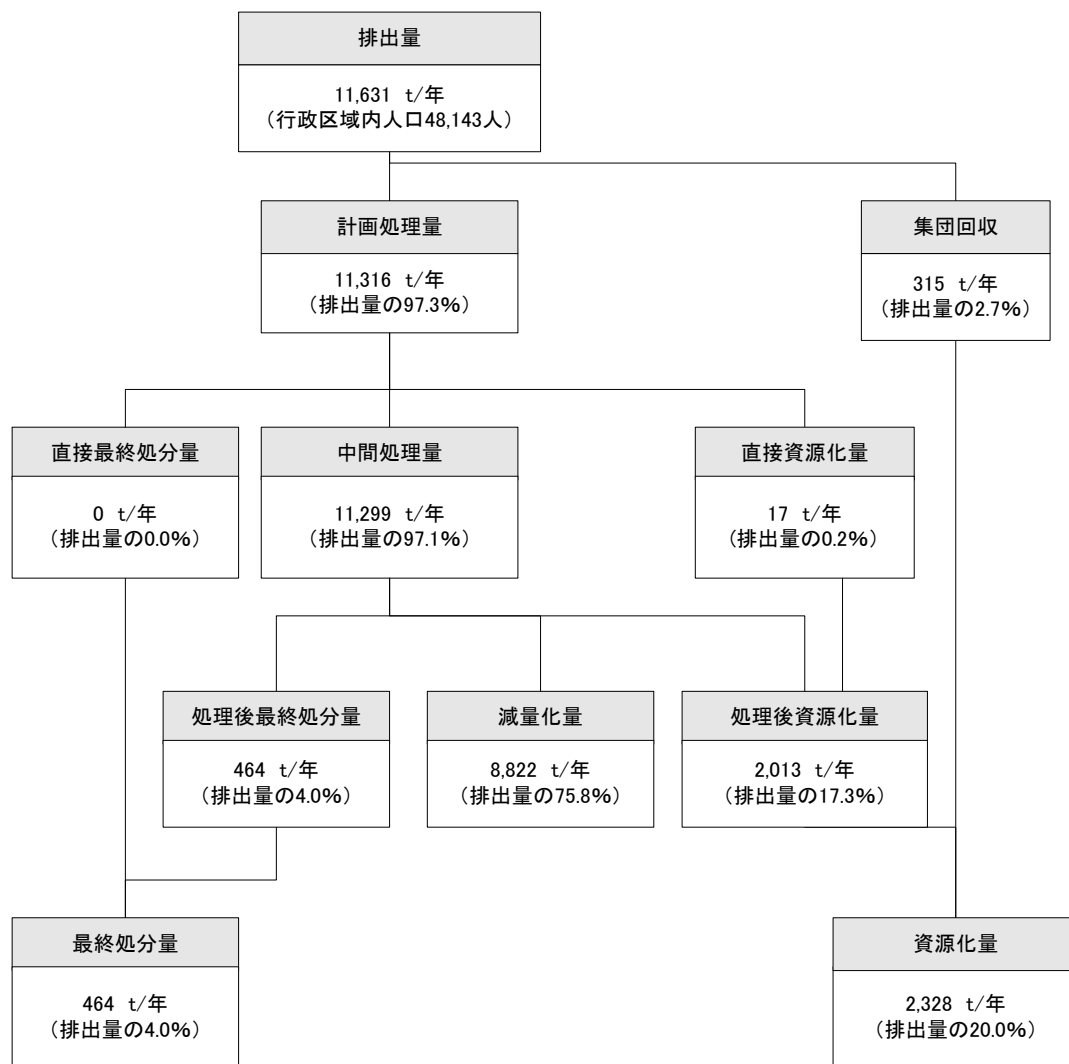


図 4.5.3 目標年度（平成 33 年度）における処理・処分フロー

表 4.5.3 本市のごみ排出量の実績及び見通し（減量化・資源化施策実施後）

項目区分	単位	実績値					推計値											備考	
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33		
1	総人口	人	52,833	52,401	52,148	51,946	51,561	51,185	50,856	50,537	50,225	49,918	49,615	49,316	49,019	48,725	48,433	48,143	2 + 3
2	計画収集人口	人	52,738	52,326	52,051	51,840	51,453												
3	外国人人口	人	95	75	97	106	108												"
4	ごみ総排出量	t/年	14,606.60	14,493.01	13,943.38	13,548.35	13,757.86	13,547.6	13,235.5	12,923.5	12,611.6	12,299.7	11,987.9	11,918.6	11,847.6	11,776.6	11,705.7	11,631.2	5 + 20 + 35 + 37
5	収集ごみ	t/年	10,445.70	10,430.93	9,999.43	10,013.69	9,959.57	9,827.9	9,573.3	9,318.7	9,064.2	8,809.7	8,555.2	8,503.9	8,453.0	8,402.2	8,351.5	8,300.8	6 + 9 + 12 + 13 + 14
6	可燃ごみ	t/年	9,244.24	9,289.80	9,000.37	9,002.06	8,925.64	8,810.7	8,466.3	8,121.9	7,777.6	7,433.2	7,088.8	6,982.8	6,876.7	6,770.7	6,664.6	6,558.6	Σ 7 ~ 8
7	可燃ごみ	t/年	9,244.22	9,289.76	9,000.36	9,002.04	8,925.63	8,810.7	8,466.3	8,121.9	7,777.6	7,433.2	7,088.8	6,982.8	6,876.7	6,770.7	6,664.6	6,558.6	
8	動物	t/年	0.02	0.04	0.01	0.02	0.01												
9	粗大ごみ	t/年	70.87	63.05	53.32	48.97	64.99	47.3	47.0	46.7	46.4	46.1	45.8	45.5	45.3	45.0	44.7	44.5	
10	不燃性粗大ごみ	t/年	40.65	38.84	25.77	23.43	16.78	16.6	16.5	16.4	16.3	16.2	16.1	16.0	15.9	15.8	15.7	15.6	
11	可燃性粗大ごみ	t/年	30.22	24.21	27.55	25.54	48.21	30.6	30.4	30.3	30.1	29.9	29.7	29.5	29.3	29.2	29.0	28.8	
12	有害ごみ	t/年	22.14	21.18	13.66	15.10	18.86	17.9	17.8	17.7	17.6	17.5	17.4	17.3	17.2	17.1	17.0	16.9	
13	不燃ごみ	t/年	397.89	390.05	313.74	310.73	318.34	318.3	310.5	302.8	295.0	287.3	279.5	277.7	276.1	274.4	272.8	271.1	
14	資源ごみ	t/年	710.56	666.85	618.34	636.83	631.74	633.7	731.7	829.7	927.7	1,025.7	1,123.7	1,180.6	1,237.8	1,295.1	1,352.4	1,409.7	Σ 15 ~ 19
15	カン	t/年	96.99	72.61	55.47	75.51	69.79	69.3	75.0	80.7	86.3	92.0	97.7	97.0	96.4	95.9	95.3	94.7	
16	ビン	t/年	322.43	316.23	281.46	284.89	281.94	282.5	282.5	282.5	282.5	282.5	282.5	280.6	278.9	277.3	275.6	274.0	
17	ペットボトル	t/年	77.08	75.67	59.29	59.45	58.33	57.9	67.5	77.0	86.6	96.1	105.7	117.8	130.0	142.1	154.3	166.5	
18	古紙類	t/年	0.27	0.08		0.06	0.19	0.2	43.2	86.2	129.2	172.3	215.3	213.8	212.6	211.3	210.0	208.8	
19	容器包装プラスチック類	t/年	213.79	202.26	222.12	216.92	221.49	223.8	263.5	303.3	343.1	382.8	422.6	471.3	519.9	568.5	617.2	665.8	
20	直接搬入ごみ	t/年	3,672.27	3,662.69	3,538.29	3,172.00	3,451.30	3,384.6	3,329.2	3,273.9	3,218.5	3,163.1	3,107.8	3,091.8	3,073.6	3,055.3	3,037.1	3,015.2	21 + 24 + 27 + 28 + 29
21	可燃ごみ	t/年	3,065.48	3,109.63	3,004.03	2,570.99	2,870.15	2,803.6	2,754.4	2,705.3	2,656.1	2,606.9	2,557.7	2,555.0	2,540.4	2,525.8	2,511.2	2,496.6	Σ 22 + 23
22	可燃ごみ	t/年	3,065.27	3,109.50	3,003.97	2,570.80	2,870.00	2,803.6	2,754.4	2,705.3	2,656.1	2,606.9	2,557.7	2,555.0	2,540.4	2,525.8	2,511.2	2,496.6	
23	動物	t/年	0.21	0.13	0.06	0.19	0.15												
24	粗大ごみ	t/年	393.44	357.36	228.25	229.19	222.22	221.9	221.9	221.9	221.9	221.9	221.9	219.0	219.0	219.0	219.0	219.0	Σ 25 ~ 26
25	不燃性粗大ごみ	t/年	178.23	120.56	52.04	51.51	23.49	23.4	23.4	23.4	23.4	23.4	23.4	21.9	21.9	21.9	21.9	21.9	
26	可燃性粗大ごみ	t/年	215.21	236.80	176.21	177.68	198.73	198.6	198.6	198.6	198.6	198.6	198.6	197.1	197.1	197.1	197.1	197.1	
27	有害ごみ	t/年	0.07	0.58	0.10	0.19	0.31	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
28	不燃ごみ	t/年	165.64	151.95	280.76	357.32	341.16	341.3	328.6	315.9	303.3	290.6	277.9	273.8	270.1	266.5	262.8	255.5	
29	資源ごみ	t/年	47.64	43.17	25.15	14.31	17.46	17.5	24.0	30.5	37.0	43.5	50.0	43.8	43.8	43.8	43.8	43.8	Σ 30 ~ 34
30	カン	t/年	17.69	14.21	8.34	3.45	3.21	3.3	6.3	9.4	12.5	15.5	18.6	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	
31	ビン	t/年	12.21	9.23	6.04	3.62	5.04	5.1	6.7	8.2	9.7	11.3	12.8	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	
32	ペットボトル	t/年	5.87	5.92	1.57	1.44	1.52	1.5	2.4	3.3	4.3	5.2	6.2	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	
33	古紙類	t/年	4.12	5.65	5.46	3.07	5.57	5.5	5.2	5.0	4.8	4.6	4.3	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	
34	容器包装プラスチック類	t/年	7.75	8.16	3.74	2.73	2.12	2.2	3.4	4.6	5.8	6.9	8.1	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	
35	集団回収量	t/年	426.39	399.39	405.66	362.66	337.71	335.2	333.0	330.9	328.9	326.9	324.9	322.9	321.0	319.1	317.1	315.2	
36	南薩衛生汚泥(収集・可燃ごみ)	t/年					9.28												
37	災害ごみ(収集・可燃性粗大ごみ)	t/年	62.24																

中間年度

目標年度

表 4.5.4 本市の1人1日ごみ排出量の実績及び見通し（減量化・資源化施策実施後）

項目区分	単位	実績値					推計値											備考			
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33				
1	総人口	人	52,833	52,401	52,148	51,946	51,561	51,185	50,856	50,537	50,225	49,918	49,615	49,316	49,019	48,725	48,433	48,143	2 + 3		
2	計画収集人口	人	52,738	52,326	52,051	51,840	51,453														
3	外国人人口	人	95	75	97	106	108												〃		
38	一人一日当たり総ごみ排出量	g/人/日	757.44	757.71	732.54	714.55	731.01	725.15	713.03	700.61	687.95	675.06	661.97	662.13	662.17	662.18	662.16	661.91	39 + 56 + 57		
39	一人一日当たり排出量	g/人/日	544.92	545.37	525.34	528.15	529.69	526.05	515.73	505.19	494.44	483.52	472.42	468.86	465.29	461.64	457.94	454.18	40 + 43 + 46 + 47 + 48		
40	収集ごみ	可燃ごみ	479.37	485.70	472.86	474.78	474.27	471.60	456.10	440.31	424.26	407.97	391.44	387.92	384.35	380.70	377.00	373.24	Σ 41 ~ 42		
41		可燃ごみ	479.37	485.70	472.86	474.78	474.27	471.60	456.10	440.31	424.26	407.97	391.44	387.92	384.35	380.70	377.00	373.24	7 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1		
42		動物	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001												8 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1		
43		粗大ごみ	3.68	3.30	2.80	2.59	3.45	2.53	2.53	2.53	2.53	2.53	2.53	2.53	2.53	2.53	2.53	2.53	Σ 44 ~ 45		
44		不燃性粗大ごみ	2.11	2.03	1.35	1.24	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	10 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1		
45		可燃性粗大ごみ	1.57	1.27	1.45	1.35	2.56	1.64	1.64	1.64	1.64	1.64	1.64	1.64	1.64	1.64	1.64	1.64	11 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1		
46		有害ごみ	1.15	1.11	0.72	0.80	1.00	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	12 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1		
47		不燃ごみ	20.63	20.39	16.48	16.39	16.92	17.04	16.73	16.41	16.09	15.77	15.43	15.43	15.43	15.43	15.43	15.43	13 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1		
48		資源ごみ	36.85	34.86	32.48	33.59	33.57	33.92	39.42	44.98	50.60	56.29	62.05	62.02	62.02	62.02	62.02	62.02	Σ 49 ~ 53		
49		カン	5.03	3.80	2.91	3.98	3.71	3.71	4.04	4.37	4.71	5.05	5.39	5.39	5.39	5.39	5.39	5.39	15 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1		
50		ビン	16.72	16.53	14.79	15.03	14.98	15.12	15.22	15.31	15.41	15.50	15.60	15.59	15.59	15.59	15.59	15.59	16 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1		
51		ペットボトル	4.00	3.96	3.11	3.14	3.10	3.10	3.63	4.17	4.72	5.27	5.83	5.83	5.83	5.83	5.83	5.83	17 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1		
52		古紙類	0.014	0.004		0.003	0.010	0.010	2.328	4.675	7.050	9.455	11.888	11.88	11.88	11.88	11.88	11.88	18 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1		
53		容器包装プラスチック類	11.09	10.57	11.67	11.44	11.77	11.98	14.20	16.44	18.71	21.01	23.34	23.33	23.33	23.33	23.33	23.33	19 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1		
54		南薩衛生汚泥	g/人/日					0.48											36 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1		
55		災害ごみ	g/人/日	3.23															37 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1		
56		集団回収ごみ	g/人/日	22.11	20.88	21.31	19.13	17.94	17.94	17.94	17.94	17.94	17.94	17.94	17.94	17.94	17.94	17.94	17.94	35 × 10 ⁶ ÷ 365日 ÷ 1	
57		直接搬入ごみ	一日当たり排出量	t/日	10.060	10.03	9.69	8.69	9.46	9.27	9.12	8.97	8.82	8.67	8.51	8.47	8.42	8.37	8.32	8.26	58 + 65
58			可燃ごみ	t/日	8.399	8.52	8.23	7.04	7.86	7.68	7.55	7.41	7.28	7.14	7.01	7.00	6.96	6.92	6.88	6.84	Σ 59 ~ 64
59	可燃ごみ		t/日	8.398	8.52	8.23	7.04	7.86	7.68	7.55	7.41	7.28	7.14	7.01	7.00	6.96	6.92	6.88	6.84	22 ÷ 365日	
60	動物		t/日	0.00058	0.00	0.00	0.00	0.00												23 ÷ 365日	
61	粗大ごみ		t/日	1.078	0.98	0.63	0.63	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	Σ 62 ~ 63	
62	不燃性粗大ごみ		t/日	0.488	0.33	0.14	0.14	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	25 ÷ 365日	
63	可燃性粗大ごみ		t/日	0.590	0.65	0.48	0.49	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54	26 ÷ 365日	
64	有害ごみ		t/日	0.00019	0.00159	0.00027	0.00052	0.00085	0.00070	0.00070	0.00070	0.00070	0.00070	0.00070	0.00070	0.00070	0.00070	0.00070	0.00070	27 ÷ 365日	
65	不燃ごみ		t/日	0.454	0.42	0.77	0.98	0.94	0.94	0.90	0.87	0.83	0.80	0.76	0.75	0.74	0.73	0.72	0.70	28 ÷ 365日	
66	資源ごみ		t/日	0.129	0.12	0.07	0.04	0.05	0.05	0.07	0.08	0.10	0.12	0.14	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	Σ 67 ~ 71	
67	カン		t/日	0.048	0.04	0.02	0.01	0.01	0.01	0.02	0.03	0.03	0.04	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	30 ÷ 365日	
68	ビン		t/日	0.033	0.03	0.02	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	31 ÷ 365日	
69	ペットボトル		t/日	0.016	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	32 ÷ 365日	
70	古紙類		t/日	0.011	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	33 ÷ 365日	
71	容器包装プラスチック類	t/日	0.021	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	34 ÷ 365日		

中間年度

目標年度

3) 処理・処分量

減量化・資源化施策実施後の本市におけるごみ処理・処分量の推計結果を以下に示します。施策実施後は、本計画目標年度の平成 33 年度において資源化率は 20.0%、最終処分量は 4.0%と推測されます。

表 4.5.5 処理・処分量の推計結果(減量化・資源化策実施後)

区分	単位	実績					推計											
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
ごみ排出量	①ごみ総排出量	t/年	14,607	14,493	13,943	13,548	13,758	13,548	13,236	12,924	12,612	12,300	11,988	11,919	11,848	11,777	11,706	11,631
	可燃ごみ	t/年	12,310	12,399	12,004	11,573	11,796	11,614	11,221	10,827	10,434	10,040	9,647	9,538	9,417	9,296	9,176	9,055
	粗大ごみ	t/年	464	420	282	278	287	269	269	269	268	268	268	265	264	264	264	263
	有害ごみ	t/年	22	22	14	15	19	18	18	18	18	18	18	18	17	17	17	17
	不燃ごみ	t/年	564	542	595	668	660	660	639	619	598	578	557	551	546	541	536	527
	資源ごみ	t/年	758	710	643	651	649	651	756	860	965	1,069	1,174	1,224	1,282	1,339	1,396	1,453
	集団回収	t/年	426	399	406	363	338	335	333	331	329	327	325	323	321	319	317	315
	南薩衛生汚泥	t/年					9											
	災害ごみ	t/年	62															
中間処理	②焼却・熔融処理量	t/年	12,775	12,827	12,420	11,994	12,268	12,069	11,670	11,270	10,871	10,471	10,072	9,960	9,839	9,718	9,597	9,474
	②-1焼却処理量	t/年	12,775	12,827	12,420	11,994	12,268	12,069	11,670	11,270	10,871	10,471	10,072	9,960	9,839	9,718	9,597	9,474
	直接焼却量	t/年	12,310	12,399	12,004	11,573	11,805	11,614	11,221	10,827	10,434	10,040	9,647	9,538	9,417	9,296	9,176	9,055
	破碎選別残渣量	t/年	465	428	416	421	463	455	449	443	437	431	425	423	422	422	421	419
	②-2熔融処理量	t/年	682	809	701	665	762											
	焼却灰	t/年	682	809	701	665	762											
	②-2'セメント原料(資源化)	t/年						478	462	446	431	415	399	395	390	385	380	375
	焼却灰	t/年						478	462	446	431	415	399	395	390	385	380	375
	②-3資源化量	t/年	8	369	402	305	367	272	263	254	245	236	227	224	221	219	216	213
	スラグ	t/年	8	88	143	30	91											
	スラグ(場内保管)	t/年																
	飛灰山元還元	t/年		281	259	275	276	272	263	254	245	236	227	224	221	219	216	213
	④リサイクルプラザ	t/年	1,848	1,672	1,519	1,598	1,595	1,582	1,666	1,750	1,833	1,917	2,001	2,042	2,094	2,146	2,198	2,246
	④-1破碎選別残渣量(焼却)	t/年	465	428	416	421	463	455	449	443	437	431	425	423	422	422	421	419
	粗大・不燃ごみ	t/年	457	419	393	398	440	432	422	412	403	393	383	379	377	374	371	367
	資源ごみ	t/年	8	9	23	23	23	23	27	30	34	38	42	43	45	47	49	51
	④-2破碎選別残渣量(埋立)	t/年	396	383	315	326	324	323	334	346	358	370	382	388	396	404	411	418
粗大・不燃ごみ	t/年	270	195	209	221	220	218	213	208	204	199	194	192	190	189	188	186	
資源ごみ	t/年	126	188	106	105	104	104	121	138	155	171	188	196	205	214	224	233	
④-3資源化量	t/年	987	861	788	851	808	805	883	961	1,038	1,116	1,194	1,232	1,276	1,321	1,365	1,408	
紙類	t/年	54	46	37	32	33	33	36	39	42	46	49	50	52	54	56	58	
金属	t/年	505	456	352	422	407	406	445	484	523	562	601	621	643	665	688	709	
ガラス	t/年	147	155	134	141	129	129	141	153	166	178	191	197	204	211	218	225	
ペットボトル	t/年	76	78	56	62	56	56	61	67	72	77	83	85	88	92	95	98	
容器包装プラスチック類	t/年	205	126	209	194	183	182	200	218	235	253	270	279	289	299	309	319	
直接資源化	⑤直接資源化量	t/年	449	421	419	378	357	353	351	349	347	345	343	340	338	336	334	332
	⑤-1有害ごみ(委託)	t/年	22	22	14	15	19	18	18	18	18	18	18	18	17	17	17	17
	⑤-2集団回収	t/年	426	399	406	363	338	335	333	331	329	327	325	323	321	319	317	315
最終処分	⑥最終処分量(埋立)	t/年	465	457	380	384	386	381	391	401	411	421	431	436	443	451	458	464
	⑥-1焼却施設	t/年	69	74	65	58	62	61	59	57	55	53	51	50	50	49	48	48
	⑥-2リサイクルプラザ(粗大・不燃)	t/年	270	195	209	221	220	216	211	206	201	197	192	190	188	187	186	184
	⑥-3リサイクルプラザ(資源)	t/年	126	188	106	105	104	104	121	138	155	171	188	196	205	214	224	233
中間処理量	t/年	14,158	14,071	13,523	13,171	13,400	13,197	12,887	12,577	12,267	11,957	11,647	11,580	11,511	11,442	11,373	11,301	
中間処理率	%	96.9%	97.1%	97.0%	97.2%	97.4%	97.4%	97.4%	97.3%	97.3%	97.2%	97.2%	97.2%	97.2%	97.2%	97.2%	97.2%	
資源化量	t/年	1,444	1,651	1,609	1,534	1,532	1,908	1,959	2,010	2,060	2,111	2,162	2,191	2,226	2,261	2,296	2,329	
資源化率	%	9.9%	11.4%	11.5%	11.3%	11.1%	14.1%	14.8%	15.5%	16.3%	17.2%	18.0%	18.4%	18.8%	19.2%	19.6%	20.0%	
最終処分量	t/年	465	457	380	384	386	381	391	401	411	421	431	436	443	451	458	464	
最終処分量率	%	3.2%	3.2%	2.7%	2.8%	2.8%	2.8%	3.0%	3.1%	3.3%	3.4%	3.6%	3.7%	3.7%	3.8%	3.9%	4.0%	

※整数表示のため(19)=(3)+(5)+(6)+(9)となる。
直接埋立は行っていない。

6 ごみの減量化・資源化に向けた基本方針

前述したごみの減量化や資源化を進めていくために、今後実施または検討する施策の基本フレームを図4.6.1に示します。

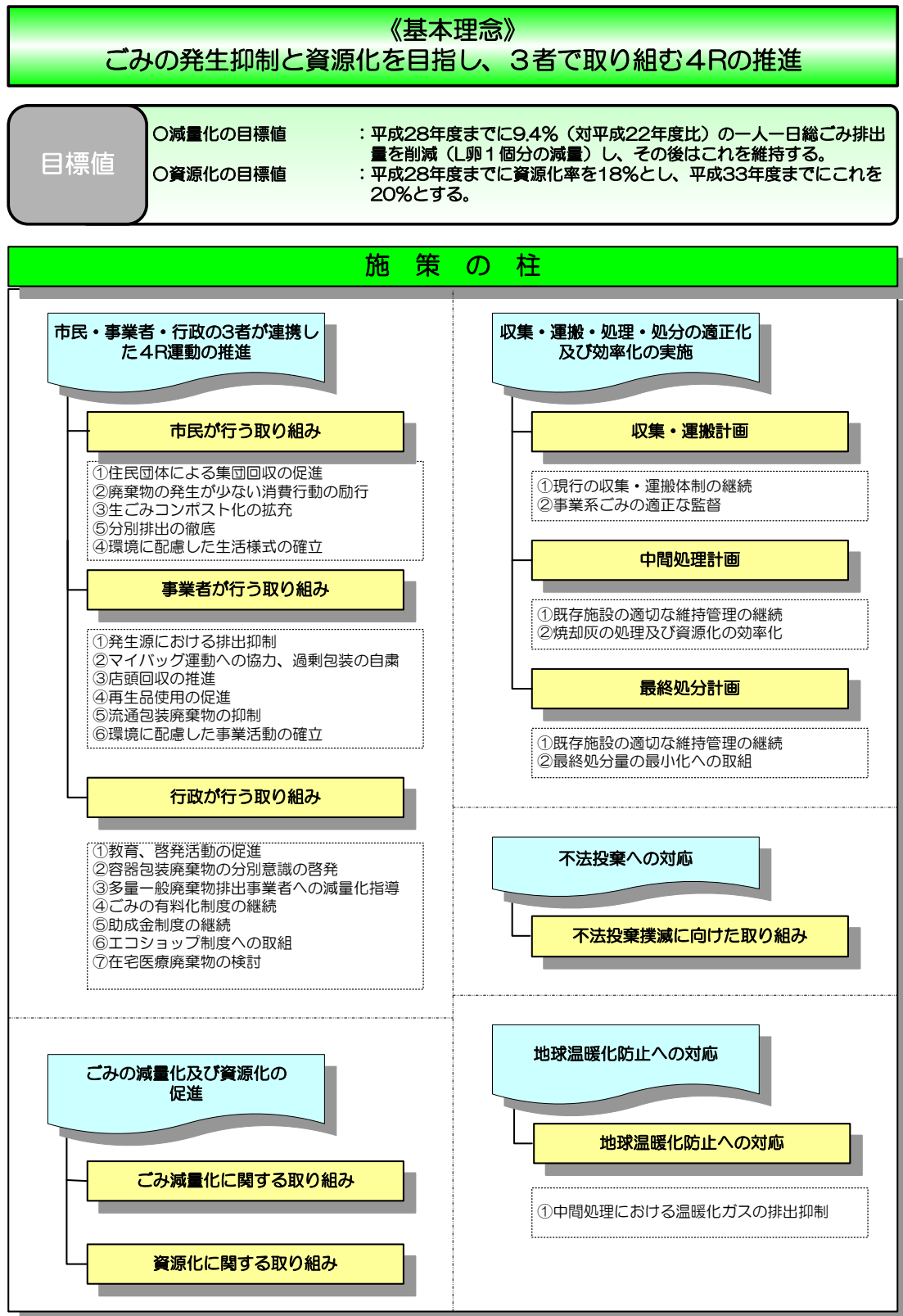


図4.6.1 ごみ処理基本計画の基本フレーム

7 ごみの発生・排出抑制及び再資源化のための方策に関する事項

1) ごみの発生・排出抑制及び再資源化のための基本方針

ごみの発生・排出抑制及び再資源化の基本方針は、以下のとおりです。

ごみの発生抑制と資源化を目指し、3者で取り組む4Rの推進

ごみの発生・排出抑制及び再資源化の目標を達成するためには、市民・事業者・行政がごみの削減に対する意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たし、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を続けていくことが必要です。

こうした連携を深めていくためには、消費者である市民一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、資源・環境問題に配慮したライフスタイルに転換する行動を、事業者は資源・環境に配慮した事業活動や商品づくり及び流通システムづくりを進める行動を、行政は様々な角度から市民、事業者の取り組みを支援していくという行動を3者協働により実施しつつ、循環型社会の構築に努めていく必要があります。

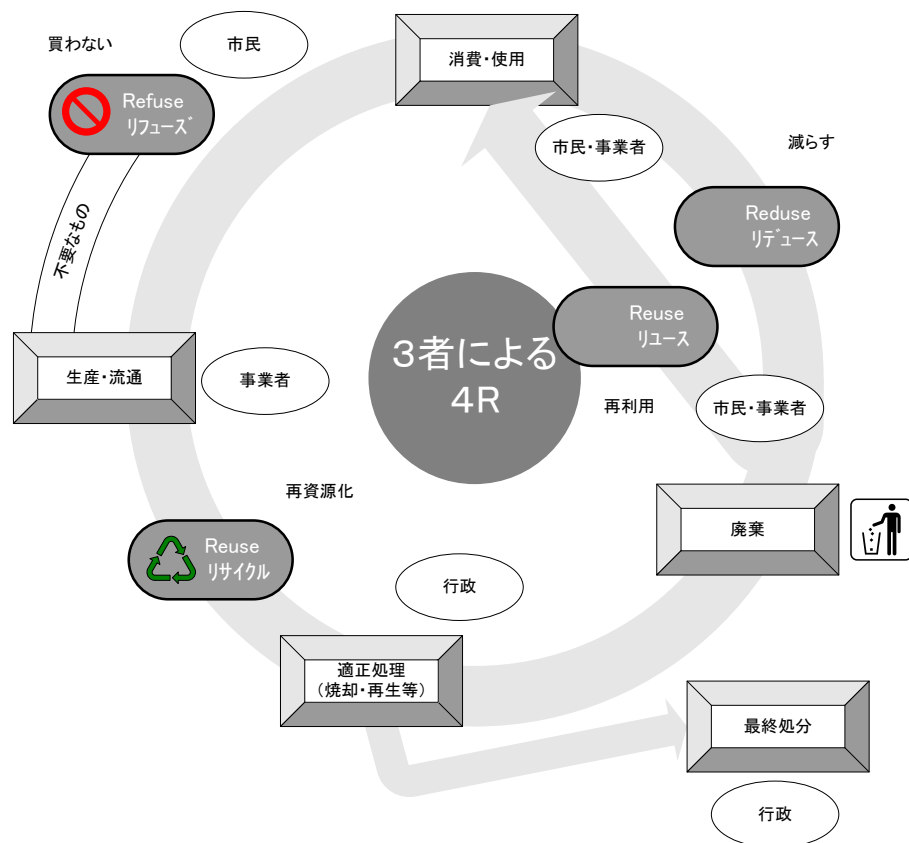


図4.7.1 ごみの発生・排出抑制及び再資源化における市民・事業者・行政の役割と連携

2) ごみの発生・排出抑制及び再資源化施策

ごみの発生・排出抑制及び再資源化施策を推進していくためには、市民・事業者・行政の役割を明確にし、お互いが様々な角度からの連携・協力により実効性のあるものにしていく必要があります。

(1) 市民が行う取組

① 住民団体による集団回収の促進

再利用できるもの、再生利用できるものは、地域で行う集団回収や店頭回収、民間回収ルートを積極的に利用します。

また、地域住民による集団回収等はごみ減量、資源化の観点から有効であるばかりでなく、地域のコミュニティの育成にも役立つものであることから、積極的に実施します。

さらにフリーマーケットやガレージセールの場合、市や民間団体が提供する不用品情報等を活用して家庭の不用品の売却や交換などを推進します。

② 廃棄物の発生が少ない消費行動の励行

容器包装廃棄物の家庭への持込みを削減することは、廃棄物減量に大きな効果をもたらします。商品購入時のレジ袋等の削減のためマイバッグの持参、簡易包装の商品を極力選択し購入するなどの配慮を行います。

また、製品寿命が長い商品、再生品、再利用商品を極力選択することにより廃棄物の減量化や資源化に配慮を行います。

③ 生ごみコンポスト化の拡充

家庭から排出される廃棄物のうち多くの重量を占める生ごみについては、生ごみ処理機等により各戸で堆肥化し利用するよう配慮を行います。

④ 分別排出の徹底

市により回収される一般廃棄物は市の処理施設で処理を行いますが、分別が不徹底の場合は焼却あるいは埋立によって資源として回収されなくなります。したがって、市が定める分別内容に沿ってごみを分別し、資源ごみなどが可燃ごみ、不燃ごみなどに混入しないように配慮します。特に古紙類及び容器包装廃棄物類について分別を徹底します。

⑤ 環境に配慮した生活様式の確立

ごみ発生抑制のため、大量消費、大量廃棄の生活から、4Rを意識し、環境に配慮した生活スタイルを心掛けます。

(2) 事業者が行う取組

① 発生源における排出抑制

事業においては、必要に応じて複数の資源回収事業者の協力による回収体制を整備する等による発生源における排出抑制に努めます。

② マイバッグ運動への協力、過剰包装の自粛

レジ袋削減のためのマイバッグ運動への市民の取組に協力を行うとともに、商品はできる限り簡易包装とし、廃棄物の削減に協力します。

また、プラスチックトレイなどの利用についても最小限とするよう配慮します。

さらに、使い捨て容器などを利用した商品から、リターナルビンなどの再利用可能な容器の利用を拡大します。

③ 店頭回収の推進

大型スーパー等で実施されている食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収を推進・拡大します。実施店舗については行政と連動し優良店舗として取り組み内容を市のホームページ等で公表するなどの積極的な広報を行います。

④ 再生品の使用促進

事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めます。

また、可能な限り物を無駄にしないように努めます。

⑤ 流通包装廃棄物の排出抑制

家電製品の梱包に用いられる梱包材については、その使用量を極力抑制するよう梱包方法の工夫を行うとともに、製造・流通事業者の責任において、回収・再生利用する体制を整備します。

⑥ 環境に配慮した事業活動の確立

事業者は、リサイクルしやすい製品や寿命の長い製品を作ることにより、環境に配慮した事業活動を実践します。

(3) 行政としての取り組み

① 教育、啓発活動の促進

市民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力します。さらに、ごみ減量化に関する社会意識を育てるために、学校や地域社会の場において、副読本を活用した教育やごみ処理施設の見学など教育啓発活動に積極的に取り組みます。

また、これら啓発活動を市民との協働により実践していくために、啓発活動指導員の育成についても検討を行っていきます。



【啓発指導員】

② 容器包装廃棄物の分別意識の啓発

市においては今後、資源ごみの回収をさらに向上させ、資源化率を向上させることが必要となっています。現在、可燃ごみや不燃ごみ中に資源化できる容器包装廃棄物も多く含まれています。これらを回収し、資源化するためには、市民一人一人が分別排出の意識を高く持つ必要があります。したがって、教育・啓発活動を行う中でも特に容器包装廃棄物の分別について啓発を行っていくものとします。

③ 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底

現在、直接搬入される廃棄物については処理手数料を徴収しており、これを今後とも継続するものとします。また、多量の一般廃棄物排出事業者に対しては廃棄物の減量化計画の策定指導を行い計画的な事業系ごみの排出対策を講じるものとします。

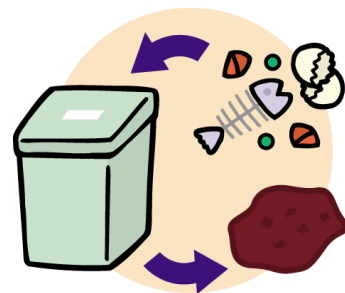
④ ごみの有料化制度の継続

市で行っているごみの有料化制度は継続します。

なお、有料指定ごみ袋については市民からの要望に応じ、現在の大・小の2種類のごみ袋から中容量サイズの袋を新たに導入するものとします。

⑤ 助成金事業の継続

本市では、各種団体による資源回収活動に対して助成事業を行っていることから、今後も継続して実施するものとします。あわせて、ごみ減量化を目的とした生ごみのコンポスト化機器に対しても助成事業をおこなっていることから、本件についても継続して実施していくものとします。



⑥ エコショップ制度への取組

マイバッグ運動や過剰包装の自粛などへの取組に積極的な販売店、食品トレイの店頭回収、リターナルビンの積極的導入など廃棄物の減量化、資源化に積極的な取り組みを行う販売店、事業に対して、広報誌などにより広く住民へ紹介することにより、事業者との協力体制の構築を行います。

また、これら事業者、販売店との協働による廃棄物減量化、資源化を推進していくために市のエコショップとしての認定制度などについても検討を行い、エコショップ認定店については市のホームページなどを通じて広く市民に広報することも検討します。

【他県における取り組み事例】：茨城県



【対象となる取組み内容】

1. 環境にやさしい商品の積極的な販売
(エコマーク商品、再生品、リターナル容器入商品等)
2. 環境にやさしい商品コーナーの設置
3. 包装紙の簡素化や無包装化の呼びかけなどの簡易包装の推進
4. レジ袋の削減のための買物かご等持参の促進
5. 取扱い商品の修理等の実施
6. 広告チラシ等への再生紙の使用
7. 空き缶の店頭回収の実施
8. 空きビンの店頭回収の実施
9. 紙パック容器の店頭回収の実施
10. トレイの店頭回収の実施
11. PETボトルの店頭回収の実施
12. その他のごみ減量化・リサイクル活動等環境に配慮した取組の実施

⑦ 在宅医療廃棄物の適正排出の徹底

在宅医療廃棄物は、感染性廃棄物の混入防止など適正な排出を行うための啓発が重要であるため、医療機関との連携を図りながら今後も啓発活動を強化していくものとします。

8 ごみの減量化及び資源化に関する事項

1) ごみの減量化及び資源化のための基本方針

ごみの減量化及び資源化の基本方針は、以下のとおりです。

ごみの減量化及び資源化の促進

これまで継続しているごみの減量化及び資源化に対する啓発活動等を進めることにより、更なる減量化の拡充を図る方針とします。

(1) ごみ減量化に関する方針

本市におけるごみの減量化に関する方針については、平成 28 年までに平成 22 年度比としてごみの総排出量を約 13%減量することを目標とします。これは、市民一人一日当りのごみ排出量で約 70g のごみの排出量の減量に相当します（概ねLサイズの卵 1 個分）。したがって、今後はこの卵 1 個分の減量をスローガンとして減量に取り組むものとします。

減量化の施策として、4Rに向けた積極的な環境に優しい行動様式への取組を行うなかで、市民においては生ごみの水切り活動や詰め替え商品の購入など減量化に向けた取り組みに協力し、事業所においては独自ルートでの資源化の推進EPR（拡大生産者責任）などの取り組みに協力することにより、ごみの減量化を図っていくものとします。本市は市民や事業所が行う取り組みを積極的に支援していくものとします。



卵1コのごみをなくしましょう！！

(2) 資源化に関する方針

本市における資源化に関する方針については、排出されるごみの中の容器包装廃棄物の分別回収により積極的に取り組み、特に「容器包装プラスチック類」「ペットボトル」「古紙類」の回収量をより重点的に向上させるものとします。

以下に、排出されるごみ中の容器包装廃棄物の回収量の目安を示します。

なお、収集回収するビン類の破損などによる資源化率の低下についても、極力発生しないように配慮するものとします。

表 4.8.1 容器包装廃棄物の潜在量と回収量の目安

平成 28 年度 (中間目標年度)	
資源ごみ	1,173t/年
回収量の 目標値	カン 128.6t/年
	ビン 334.2t/年
	紙類 485.5t/年
	プラスチック容器・ペットボトル 542.6t/年

平成 33 年度 (目標年度)	
資源ごみ	1,769t/年
回収量の 目標値	カン 125.0t/年
	ビン 330t/年
	紙類 470t/年
	プラスチック容器・ペットボトル 843t/年

次頁には、総排出ごみ量中の容器包装廃棄物の潜在量の推定と回収目標の関係を示しております。

表 4.8.2 総ごみ排出量中の容器包装廃棄物の潜在量の推定と回収量の目安

I 日南市（平成22年度実績）における容器包装廃棄物の潜在量及び回収量の推定		
(1)	ごみ総排出量(平成22年度)	13,757.9 t/年
(2)	(1)に含まれる容器包装廃棄物の潜在量(推定値)	3,246.9 t/年 (23.6%)
(3)	金属	288.9 t/年 (2.1%)
(4)	ガラス	550.3 t/年 (4.0%)
(5)	紙類	1,045.6 t/年 (7.6%)
(6)	プラスチック類	1,362.0 t/年 (9.9%)
(7)	資源ごみ回収量(平成22年度)	649.2 t/年 (4.7%)
(8)	カン	73.0 t/年 (0.5%)
(9)	ビン	287.0 t/年 (2.1%)
(10)	紙類	5.8 t/年 (0.0%)
(11)	プラスチック容器・ペットボトル	283.5 t/年 (2.1%)
(12)	集団回収ごみ量(平成22年度)	337.7 t/年 (2.5%)
(13)	カン	12.9 t/年 (0.1%)
(14)	ビン	48.5 t/年 (0.4%)
(15)	紙類	276.4 t/年 (2.0%)
(16)	プラスチック容器・ペットボトル	t/年 (0.0%)
(17)	回収された容器包装廃棄物の合計 (7)+(12)	986.9 t/年 (7.2%)
(18)	カン (8)+(13)	85.9 t/年 (0.6%)
(19)	ビン (9)+(14)	335.4 t/年 (2.4%)
(20)	紙類 (10)+(15)	282.1 t/年 (2.1%)
(21)	プラスチック容器・ペットボトル (11)+(16)	283.5 t/年 (2.1%)

ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率

品目名	割合(%)
金属	2.1
ガラス	4.0
紙類	7.6
プラスチック類	9.9
容器包装廃棄物合計	23.6

※市町村別収集計画作成手引き(五訂版)より編集
9市(又は組合)の各5カ年のデータの平均値

現況施策を継続した場合(対策なし)

II 日南市（平成28年度 中間目標年度）における容器包装廃棄物の潜在量及び回収量の推定		
(1)	ごみ総排出量(平成28年度)	12,918.2 t/年
(2)	(1)に含まれる容器包装廃棄物の潜在量(推定値)	3,048.7 t/年 (23.6%)
(3)	金属	271.3 t/年 (2.1%)
(4)	ガラス	516.7 t/年 (4.0%)
(5)	紙類	981.8 t/年 (7.6%)
(6)	プラスチック類	1,278.9 t/年 (9.9%)
(7)	資源ごみ回収量(平成28年度)	664.8 t/年 (5.1%)
(8)	カン	74.7 t/年 (0.6%)
(9)	ビン	287.6 t/年 (2.2%)
(10)	紙類	5.7 t/年 (0.0%)
(11)	プラスチック容器・ペットボトル	296.9 t/年 (2.3%)
(12)	集団回収ごみ量(平成28年度) ※内訳は平成22年度割合	324.9 t/年 (2.5%)
(13)	カン	12.4 t/年 (0.1%)
(14)	ビン	46.6 t/年 (0.4%)
(15)	紙類	265.9 t/年 (2.1%)
(16)	プラスチック容器・ペットボトル	0.0 t/年 (0.0%)
(17)	回収された容器包装廃棄物の合計 (7)+(12)	989.7 t/年 (7.7%)
(18)	カン (8)+(13)	87.1 t/年 (0.7%)
(19)	ビン (9)+(14)	334.2 t/年 (2.6%)
(20)	紙類 (10)+(15)	271.5 t/年 (2.1%)
(21)	プラスチック容器・ペットボトル (11)+(16)	296.9 t/年 (2.3%)

資源化率向上のための資源ごみ回収率目標値

回収率目標値 (%)	回収目標量 (t/年)	設定理由
9.1%	1173.7	潜在量の概ね半分程度回収
0.9%	116.3	潜在量の約半分程度回収
2.2%	295.3	現状から若干の向上を目指す
1.7%	219.6	潜在量の約半分程度回収
4.2%	542.6	現況推移の約2倍の回収率
2.5%	324.9	現状推移の維持
0.1%	12.4	現状推移の維持
0.4%	46.6	現状推移の維持
2.1%	265.9	現状推移の維持
0.0%	0.0	現状推移の維持
11.5%	1490.9	潜在量の概ね半分程度回収
1.0%	128.6	潜在量の約半分程度回収
2.6%	334.2	現状から若干の向上を目指す
3.8%	485.5	潜在量の約半分程度回収
4.2%	542.6	現況推移の約2倍の回収率

現況施策を継続した場合(対策なし)

III 日南市（平成33年度 目標年度）における容器包装廃棄物の潜在量及び回収量の推定		
(1)	ごみ総排出量(平成33年度)	12,400.4 t/年
(2)	(1)に含まれる容器包装廃棄物の潜在量(推定値)	2,926.5 t/年 (23.6%)
(3)	金属	260.4 t/年 (2.1%)
(4)	ガラス	496.0 t/年 (4.0%)
(5)	紙類	942.4 t/年 (7.6%)
(6)	プラスチック類	1,227.6 t/年 (9.9%)
(7)	資源ごみ回収量(平成33年度)	675.1 t/年 (5.4%)
(8)	カン	74.1 t/年 (0.6%)
(9)	ビン	287.5 t/年 (2.3%)
(10)	紙類	5.7 t/年 (0.0%)
(11)	プラスチック容器・ペットボトル	307.8 t/年 (2.5%)
(12)	集団回収ごみ量(平成33年度) ※内訳は平成22年度割合	315.2 t/年 (2.5%)
(13)	カン	12.0 t/年 (0.1%)
(14)	ビン	45.2 t/年 (0.4%)
(15)	紙類	258.0 t/年 (2.1%)
(16)	プラスチック容器・ペットボトル	0.0 t/年 (0.0%)
(17)	回収された容器包装廃棄物の合計 (7)+(12)	990.3 t/年 (8.0%)
(18)	カン (8)+(13)	86.1 t/年 (0.7%)
(19)	ビン (9)+(14)	332.8 t/年 (2.7%)
(20)	紙類 (10)+(15)	263.7 t/年 (2.1%)
(21)	プラスチック容器・ペットボトル (11)+(16)	307.8 t/年 (2.5%)

資源化率向上のための資源ごみ回収率目標値

回収率目標値 (%)	回収目標量 (t/年)	設定理由
11.7%	1453.5	潜在量の概ね半分程度回収
0.9%	113.0	潜在量の約半分程度回収
2.3%	284.9	現状から若干の向上を目指す
1.7%	212.4	潜在量の約半分程度回収
6.8%	843.2	潜在量の約2/3程度回収
2.5%	315.2	現状推移の維持
0.1%	12.0	現状推移の維持
0.4%	45.2	現状推移の維持
2.1%	258.0	現状推移の維持
0.0%	0.0	現状推移の維持
14.3%	1768.7	潜在量の概ね半分程度回収
1.0%	125.0	潜在量の約半分程度回収
2.7%	330.1	現状から若干の向上を目指す
3.8%	470.4	潜在量の約半分程度回収
6.8%	843.2	潜在量の約2/3程度回収

2) 分別収集計画

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成19年6月）及び「ごみ処理基本計画策定指針」（平成20年6月）において、標準的な分別区分として次頁表に示します3種類（類型Ⅰ～Ⅲ）が整理されています。

現在、本市の類型は類型Ⅱに相当しています。より上位の分別区分を目指すためには廃食用油などの回収によるバイオマスが考えられますが、現状においては現分別区分による分別排出の徹底を実施していくものとします。

表 4.8.3 指針に示される標準的な分別区分

類型	標準的な分別収集区分			現区分	
類型Ⅰ	① 資源回収する容器包装	①-1 アルミ・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する。	—	
		①-2 ガラスびん			
		①-3 ペットボトル			
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）				—
	④ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）				
	⑤ 燃やさないごみ				
	⑥ その他専用の処理のために分別するごみ				
⑦ 粗大ごみ					
類型Ⅱ	① 資源回収する容器包装	①-1 アルミ・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する。（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組み合わせに留意することが必要）	◎	
		①-2 ガラスびん		◎	
		①-3 ペットボトル		◎	
		①-4 プラスチック製容器包装		◎	
		①-5 紙製容器包装		◎	
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）			◎	
	④ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			◎	
⑤ 燃やさないごみ			◎		
⑥ その他専用の処理のために分別するごみ			—		
⑦ 粗大ごみ			◎		
類型Ⅲ	① 資源回収する容器包装	①-1 アルミ・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する。（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組み合わせに留意することが必要）	—	
		①-2 ガラスびん			
		①-3 ペットボトル			
		①-4 プラスチック製容器包装			
		①-5 紙製容器包装			
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）				—
	③ 資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス				
④ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）					
⑤ 燃やさないごみ					
⑥ その他専用の処理のために分別するごみ					
⑦ 粗大ごみ					

※表中の◎は実施している分別区分です。

ただし、ごみの資源化率が 10%前後と低い状況を鑑み、さらなる分別協力を求めるとともに、定期的な分別排出状況の確認をとおり、さらなる施策の必要性を検討していきます。

表 4.8.4 ごみの分別区分（現行の分別区分を継続する）

ごみの種類	収集体制	排出方法	分別・種類
燃やせるごみ	委託もしくは直接持込み	袋(透明に赤字)	生ごみ、紙ごみ（汚損、加工紙、異素材を貼り合せたもの等）、草木・木切れ、衛生処理をするもの（紙おむつ、生理用品、たばこの吸い殻等）、  以外の石油製品（バケツ、CD/DVD、プラスチックコップ等）、皮革類（靴、財布等）、ゴム類（ゴムホース、ゴム手袋等）、衣類、食用・天ぷら油、その他（貝殻、鞆、使い捨てライター・カイロ、保冷剤等）
容器包装プラスチック類		袋(透明に青字)	カップ・トレイ類、袋類、ボトル類、その他（緩衝材、キャップ類、ネット類等）及び以下の表示があるもの。  HDPE V LDPE PP PS OTHER
空き缶			飲み物缶、缶詰缶、角缶・丸缶（菓子缶、海苔缶、茶缶等）など   の表示があるもの。
空きびん		生きびん及びワンウェイびん（※繰り返し使用するびんは販売店や廃品回収に出すこと）	
ペットボトル		ペットボトル  PET の表示があるもの。（キャップは  ）	
古紙類		紙ひも(十字縛り)	新聞紙・チラシ、紙パック、段ボール、本・雑誌、その他紙類（空き箱類等）など
燃やせないごみ		袋(赤色に黒字)	陶器類、ガラス類、金属製品類、小型電気製品（家電リサイクル5品目は除く）、カセットボンベ・スプレー缶、その他（アルミ缶、金属キャップ、傘の骨組み等）
有害ごみ			電池類、蛍光灯類、水銀体温計など（※極力、販売店へ出すこと）
粗大ごみ	電話申し込みもしくは直接持込み（いずれも有料）	布団、絨毯、自転車、家具、ガスコンロ、大型ポリ容器、石油ストーブ、電化製品（家電リサイクル5品目及び小型家電除く）、トタンなど	
市で処理できないごみ	家電小売店・回収業者へ依頼	家電リサイクル5品目（テレビ、エアコン、洗濯機、冷凍・冷蔵庫、衣類乾燥機）	
	製造メーカーへ依頼	パソコン	
	購入先や専門業者へ依頼	処理困難物（バッテリー、タイヤ、廃油、農機具、消火器、バイクなど） 医療廃棄物（注射針など） 産業系廃棄物（農業用ビニール、瓦、ブロック、太陽熱温水器、大型楽器、土砂・建築廃材など）	

9 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項

1) 基本方針

本市における収集・運搬・中間処理・最終処分計画を総括した基本方針は、以下のとおりです。

適正な収集・運搬・処理・処分を実施

2) 収集・運搬計画

本市における収集・運搬計画の方向性を以下に示します。

(1) 現行の収集・運搬体制を継続

本市の収集区域及び収集・運搬体制については現行の体制を維持する方針としますが、市民要望を踏まえ、ごみ袋は以下のとおり世帯事情にあわせ、使い勝手がよりよくなるよう最大4段階の大きさにまで細分化したものを導入します。

表 4.9.1 収集・運搬計画（現行制度を維持）

		収集方式	収集回数	排出容器	指定袋	収集体制
家庭系ごみ	もやせるごみ (可燃ごみ)	ステーション方式	2回/週	指定ごみ袋 (透明袋に赤字)	特大(63ℓ) 大(53ℓ) 小(35ℓ) 特小(25ℓ)	委託
	容器包装プラスチック類		2回/月	指定ごみ袋 (透明袋に青字)	大(63ℓ) 小(30ℓ) 特小(25ℓ)	
	古紙類			紙ひもで十字に縛る	—	
	缶			指定ごみ袋 (透明袋に青字)	大(63ℓ) 小(53ℓ) 特小(25ℓ)	
	びん			指定ごみ袋 (透明袋に青字)		
	ペットボトル		指定ごみ袋 (透明袋に青字)			
	もやせないごみ (不燃ごみ)		1回/月	指定ごみ袋 (赤袋に黒字)	大(40ℓ) 小(30ℓ)	
	有害ごみ		2回/月	指定ごみ袋 (赤袋に黒字)		
	粗大ごみ	戸別	1回/月	—	—	

(2) 事業系ごみの適正な監督

事業所の排出責任や自己処理の徹底を図るため、訪問指導や説明会の実施、収集運搬許可業者の研修会や搬入車両の検査等を実施していきます。また、こうした取り組みが進展するように監督・指導していきます。

3) 中間処理計画

本市における中間処理計画の方向性を以下に示します。

(1) 既存施設の適切な維持管理を継続

焼却施設及びリサイクルプラザについては、既存施設の適正な維持管理を継続します。

(2) 焼却灰の処理及び資源化の効率化

灰溶融施設は平成 11 年度の稼働より 13 年が経過し老朽化が進んでいること、施設で使用する燃料費が高騰しており、施設の維持費の財政負担が大きいこと、老朽化した施設の補修費等が今後必要となってくることなどから、灰溶融施設の稼働を平成 24 年度から停止するものとします。

平成 24 年度からの中間処理については、以下のとおり行うものとします。

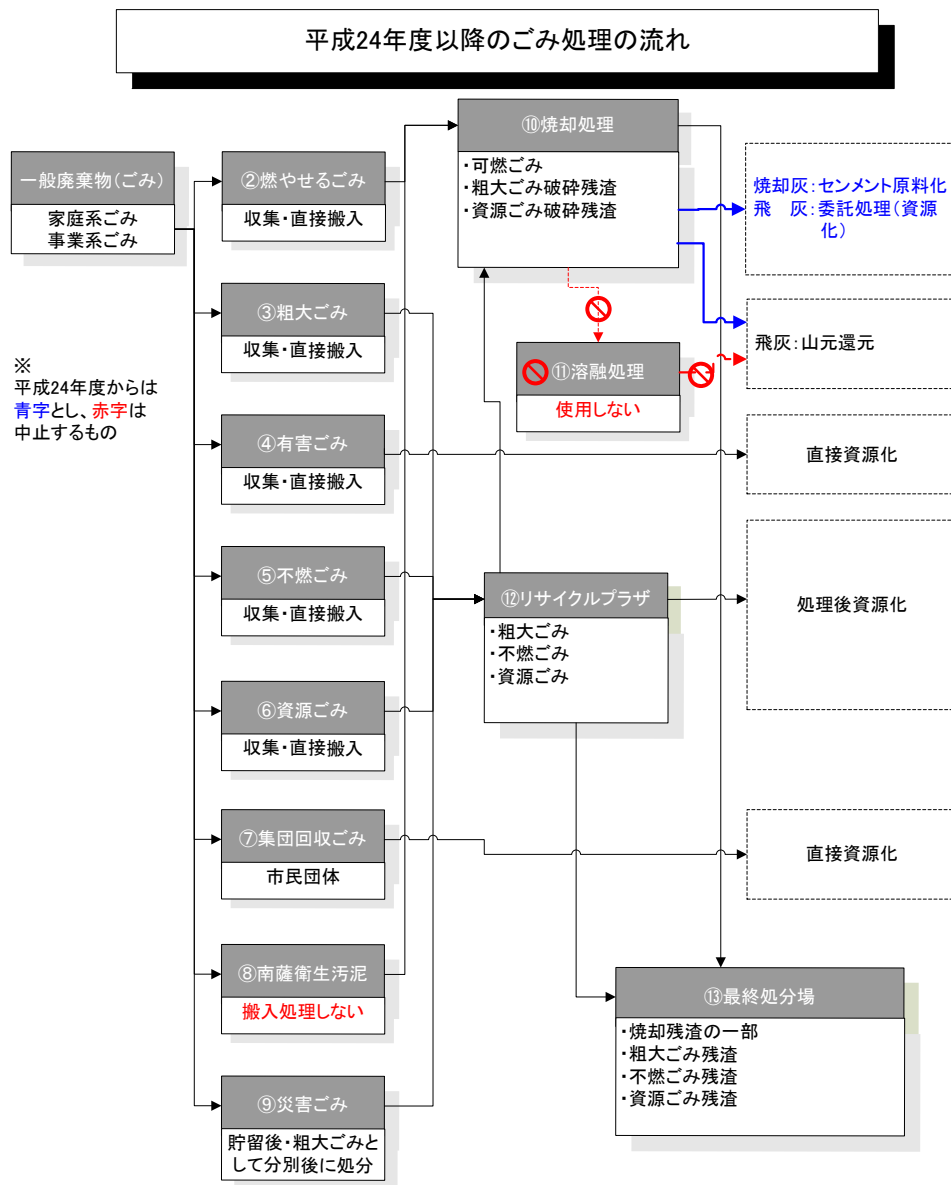


図 4.9.1 平成 24 年度からの中間処理フロー

灰溶融施設の停止により、施設の燃料費を含めた施設の維持管理経費を削減します。一方、資源化については、現在溶融処理により焼却灰をスラグ化しておりますが、まだ全量が土木資材などで再利用されておらず、場内に貯留された状態となっております。（平成 22 年度末現在で累計 7,045t の貯留量となっております。）

今後は、この貯留スラグの需要に応じ搬出・出荷するものとします。

また、平成 24 年度以降については、焼却灰・飛灰ともにセメント原料化などとして再資源化します。

将来的な中間処理量の推移を下表に示します。

表 4.9.2 中間処理量の見込み（施策実施後）

中間処理の内容	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (中間目標)	平成 33 年度 (目標年度)
焼却量	t/年	12,268	10,072	9,474
溶融処理量	t/年	762	—	—
リサイクルプラザ処理量	t/年	1,595	2,001	2,246
有害ごみ (委託)	t/年	19	18	17

【参 考】

灰溶融施設の停止措置は平成 22 年 3 月 19 日における環境省からの「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用（焼却施設に附帯されている灰溶融固化設備の財産処分）について」に示される、対象設備及び財産処分の承認に必要な条件を満たすものであり、設備の停止に関する国庫補助制度上の問題はありません。

「焼却施設に附帯されている灰溶融固化設備の財産処分）について」の取扱い 平成 22 年 3 月 19 日 環廃対発第 100319001 号	
対象設備	平成 9 年度から 16 年度に国庫補助金の交付決定された焼却施設の灰溶融固化設備
承認の必要条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 焼却飛灰は法に基づき特別管理廃棄物として適切に収集・運搬・処分及び再生されること。 2. 焼却灰は、セメントや各種土木材料等の再生利用又は他施設で溶融処理されること、もしくは適切に埋立処分されること。 3. 最終処分場の残余容量が 15 年以上確保されていること。 4. 新たに発生する処理方法が灰固化施設の稼働と比べ CO2 排出量が削減されること。 5. 灰溶融固化設備の不具合を意図的に放置したために休止に至る等、灰溶融固化設備の運転に不適切な事態が生じていないこと。

4) 最終処分計画

本市における最終処分計画の方向性を以下に示します。

(1) 既存の最終処分場の適正な維持管理の継続

本市の最終処分場については、今後も適正な維持管理や補修等を継続しつつ、適正に維持管理します。

表 4.9.3 最終処分量の見込み（施策実施後）

中間処理の内容	単位	平成 22 年度 (実績)	平成 28 年度 (中間目標)	平成 33 年度 (目標年度)
リサイクルプラザ残渣	t/年	324	380	416
溶焼却残渣	t/年	62	51	48
合計	t/年	386	431	464

(2) 埋立処分量の最小化への取組

焼却灰については、今後はセメント原料化として外部へ搬出し再資源化し、埋立処分量の最小化への取組を継続します。

なお、現在場内に保管している灰溶融スラグは、これまでと同様に資源化物として有効利用する方針とし、埋立処分は行わないものとします。ただし、現在のスラグ利用に関する需要の情勢が変化した場合は、スラグの埋立処分を含めた各種検討を実施していくものとします。

10 不法投棄への対応

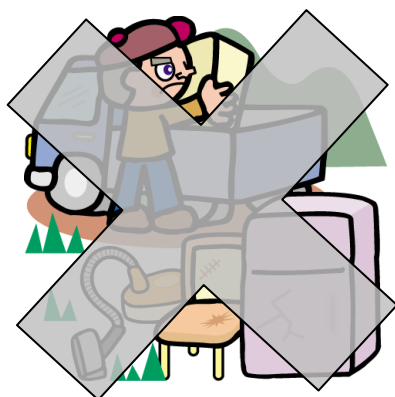
1) 基本方針

本市における不法投棄に関する基本方針は、以下のとおりです。

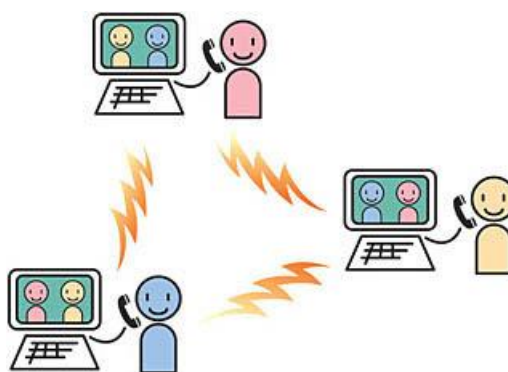
不法投棄の取り締まり強化

市では「日置市空き缶ポイ捨て条例」により空き缶、空きビン、紙くず、たばこの吸い殻などのポイ捨てや散乱の防止を行ってきました。引き続き、当条例のもとでごみのポイ捨て等の防止を図るものとします。

また、本市の山間地域や農地、海岸など、人目につかない場所における不法投棄も多く、環境保全上の問題も指摘されてきております。このような不法投棄については市民・事業者・行政の3者による情報ネットワークを構築することにより、より効果的な不法投棄の取り締まりが可能と考えられることから、今後の不法投棄対策のあり方について調査・研究を行っていく方針とします。



【不法投棄の撲滅！】



【市民・事業者・本市によるネットワークの構築】

1 1 地球温暖化防止への対応

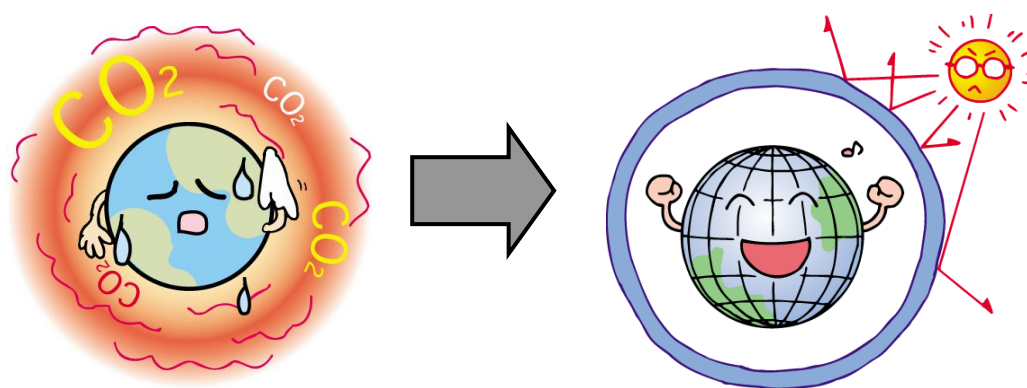
本市における地球温暖化防止に関する基本方針は、以下のとおりです。

地球温暖化防止に向けた取り組みを実施

世界的な環境問題となっている地球温暖化防止に向けて、本市では「日置市環境基本計画」の中で平成 30 年度までに市内の二酸化炭素排出量を対平成 17 年度比として 15.6% の削減を目指すものとしております。

この目標を達成するために一般廃棄物処理に関しては「ごみの減量化とリサイクルの徹底」「中間処理施設による燃料使用量の低減」が、地球温暖化防止への取り組みの一つとして考えられることから下記に示す対策を実施していきます。

- ◆レジ袋や過剰包装を断り、マイバッグを持参する運動の啓発等を行う。
- ◆段ボールコンポスト容器の活用を推進するための対策を検討する。
- ◆グリーンマークやエコマークの付いた環境に優しい商品の購入を推奨する。
- ◆分別を徹底することにより、焼却処理施設から発生する温室効果ガスを削減する。
- ◆灰溶融施設の稼働を停止し、中間施設の稼働に必要となる燃料の消費量を削減する。



【地球温暖化の防止】

1 2 その他ごみ処理に関し必要な事項

1) 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法に基づいて、①ばいじん、②PCB使用製品、③感染性医療廃棄物が指定されています。

事業者が排出するばいじんは産業廃棄物であることから、排出事業者による適正処理が行われるように指導していきます。

PCB使用製品はメーカーによる処理を原則とし、適正処理を推進するために販売店での引き取り協力や、市民に対しても適正排出の協力を要請します。

感染性廃棄物については、医師会の方針として、医療機関から発生するものすべてを特別管理産業廃棄物許可業者へ委託することを推進しているため、在宅医療廃棄物を含め医療機関との連携の中で許可業者により処理・処分が適正に行われるよう指導します。

2) 適正処理困難物

適正処理困難物は、廃棄物処理法により、①廃タイヤ、②25 インチ以上のテレビ、③250ℓ以上の冷蔵庫、④スプリング入りマットレスが指定されています。このうち、廃タイヤについては、適正処理ルートが構築され、テレビ、冷蔵庫については、家電リサイクル法に基づく再商品化が行われています。また、スプリング入りマットレスについても、全日本ベッド工業会において、一括して指定一般廃棄物処理業者としての申請が行われ、認められており（厚生省生衛 水道環境部環境整備課 事務連絡平成 11 年 6 月 29 日）、業者によって処理が行われています。なお、本市では収集できないものとして下表に示すようなものを指定しており、販売店等による引き取りを指導しています。

表4.12.1 本市の収集できないごみ

項 目	内 容
適正処理困難物	テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機、パソコン、自動車・バイク部品、ガスボンベ、廃油、消火器、農機具、農業用ビニール、瓦、ブロック、土砂・建設廃材等産業廃棄物、医療系廃棄物 など

3) 特定家庭用機器再商品化法

特定家庭用機器再商品化法（以下、「家電リサイクル法」という。）に適用される家電製品は、構造・組成が複雑であるなどの理由から市町村での処理が困難であるものを指しています。これらの家電製品は廃棄物の減量及び再生が十分に行われていないため、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を図ることを目的として、平成 10 年 6 月に家電リサイクル法が公布されました。

具体的には、一般の家庭で通常使用される機械器具のうち、下記に掲げるものが対象となっています。

- ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナー

に限る。)

- テレビジョン受信機（ブラウン管式のものに限る。）
- 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 電気洗濯機
- 液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機（平成 21 年 4 月～）

本市においても家電リサイクル法に基づく再商品化を進めていくことを目的に、引き取りは販売者若しくは収集運搬許可業者が実施することとしています。

4) 家庭系パソコンリサイクル

平成 15 年 10 月 1 日より「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、家庭から排出される使用済みパソコンの回収とリサイクルが実施されています。

本制度は、平成 12 年より産業構造審議会及び環境省パソコンリサイクル検討会において審議が開始され、平成 15 年 4 月に改正省令の公布がなされたものです。

本制度の特徴は、消費者がパソコンを購入する際に、処理責任を負うメーカーが処理費用を「前払い方式」で徴収し、排出時には無料で回収・リサイクルを請け負う、という点にあり、家電 4 品目の際に問題となった排出時の処理費用支払いを嫌う市民等による不法投棄問題が、中長期的に解決されることが期待されています。

また、「前払い方式」が適用されるパソコンには「PCリサイクルマーク」が貼られており、判別が可能となっています。

一方で、PCリサイクルマークが付いていないパソコンについては、回収費用、リサイクル費用を負担する必要があるため、旧型のパソコンについては家電 4 品目と同等な問題が発生する可能性もありますが、パソコンについては中古市場が活発化しているため、この市場へ流れていくことも考えられることから今後の市場動向を確認する必要があります。

本市においても、家庭系パソコンのリサイクルに対する今後の動向を確認していく必要があります。下表に回収の対象となる品目を示します。

表4.12.2 回収対象品目

項 目	内 容
回収対象品目	デスクトップパソコン（本体）、パソコン用ブラウン管ディスプレイ、パソコン用液晶ディスプレイ、デスクトッブ一体型パソコン、ノート型パソコン、マウス、キーボード、スピーカー、ケーブル（ただし、標準添付品に限る）
対象外品目	プリンター、スキャナー、ワープロ専用機、PDA、マニュアル本、CD-ROM 等

5) 使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理

使用済の電気電子機器（小型家電）については、各種リサイクル法の対象ではないため廃棄されても資源が十分に回収されていないのが現状ですが、これら電気電子機器には、小型化や高機能化等の目的でレアメタルが利用されています。

レアメタルについては、その産地に係る地域偏在性や急激な価格変動による供給リスクがあることから安定供給の確保が必要とされています。特に、我が国における小型・高性能な製品へのレアメタルの使用量は多く、使用済製品を鉱石に見立てて「人工鉱床」や「都市鉱山」と呼ばれ、国内で廃棄されるレアメタル等の鉱物資源は相当の規模であるとも言われています。

しかしながら、製品中でレアメタルと有害物質が同時に利用されることも多くレアメタル回収に当たっては有害物質の適正処理の検討が必要となってきます。

このような状況のなか、資源の有効利用への関心の高まりなどを背景に、近年、使用済み小型家電からレアメタルや貴金属のリサイクルに取り組む自治体や企業が出始めています。環境省や経済産業省においてもレアメタルのリサイクルシステムの構築を目指して使用済小型家電の回収モデル事業が実施されており、各種課題に対する検討がなされています。なお、「鹿児島県廃棄物処理計画」においても一般廃棄物処理の施策展開のひとつとして“レアメタル等の回収促進”が掲げられており、国の実証実験等の成果を踏まえつつ、回収促進に取り組むこととなっています。

以下に、回収・リサイクルのイメージを示します。

本市においても今後、国や周辺市町村の動向、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価、費用対効果等を踏まえながらレアメタルのリサイクルシステムの構築に向けて取り組んでいく必要があると考えています。

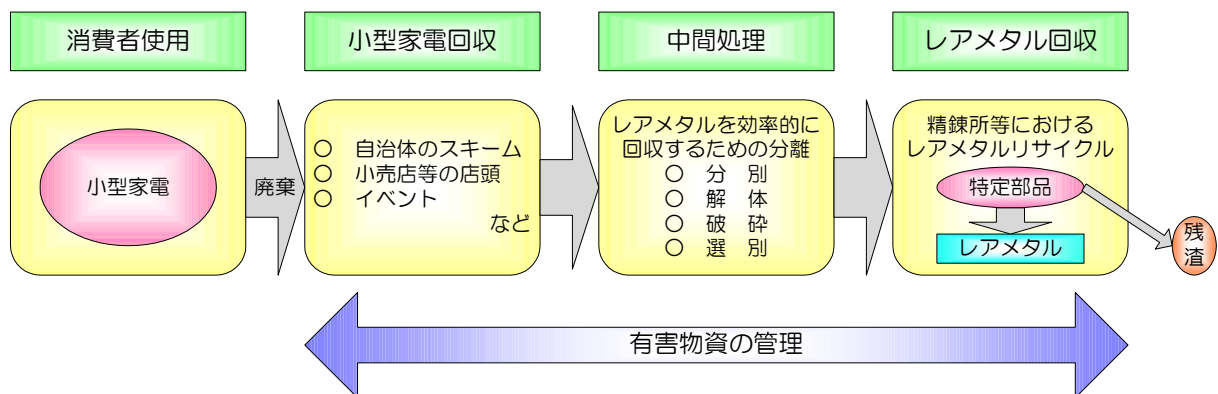


図 4.12.1 使用済小型家電の回収・レアメタルリサイクルのイメージ

6) 災害時の廃棄物処理に関する事項

大規模地震や水害等の災害時においては、大量のがれきや家屋の廃材等の廃棄物や、道路網の損壊等によって収集が困難となる家庭ごみ、避難所から排出されるごみなどに対応していく必要があります。

災害時の廃棄物処理に関する基本的事項については、「震災廃棄物対策指針（平成 10 年 10 月厚生省）」、「水害廃棄物対策指針（平成 17 年 6 月環境省）」及び災害対策基本法（昭和 36 年法第 223 号）に基づき策定された「日置市地域防災計画（平成 20 年 1 月）」に基づき、大規模地震や水害等で発生する災害廃棄物の円滑な処理を行うために必要となる基本的要件を定めるものとします。

(1) 日置市地域防災計画における災害時の廃棄物処理に関する基本事項

日置市地域防災計画におけるごみ処理に関する基本的諸事項については表 4.2.14 のとおり定められています。

表 4.12.3 日置市地域防災計画におけるごみ処理に関する基本事項

分類	項目	内容
災害予防	公共施設の災害防止対策の推進	上下水道、電力、ガス、通信等のライフライン、道路、橋梁、港湾、漁港等の公共施設の災害防止対策を事前に行うこととしており、ごみ処理も重要な生活衛生上の施設として位置づける。
災害応急対策	活動体制（災害対策本部）	民生対策部を市民福祉部長とする。 同部の衛生班班長を市民生活課長、班長付クリーン・リサイクルセンター所長とする。 【所掌事務】 ・ごみ処理に関すること ・ごみ収集計画に関すること ・衛生関係施設の災害対策に関すること ・クリーンリサイクルセンターの災害対策及び応急復旧に関すること
	活動体制（災害対策支部）	民生対策部を市民課長とする。 同部の衛生班班長を環境衛生係長、班長付市民係長とする。 【所掌事務】 ・ごみ処理に関すること ・ごみ収集計画に関すること ・衛生関係施設の災害対策に関すること
	警戒避難期の応急対応（災害情報・被害情報の収集・伝達）	環境衛生関係（市民生活課） ・ごみ処理施設等の被害、普及状況

※次頁へつづく

分類	項目	内容
災害応急対策	事態安定期の応急対応（ごみ処理対策）	<p>ごみの収集、運搬及び処分の方法（民生対策部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現有人員、施設の活用その他、必要により一般廃棄物運搬業者、産業廃棄物運搬業者の協力により、ごみの収集運搬に努める・ ・激甚災害時の、市の能力で実施困難な場合は、知事に斡旋を要請し、被災の軽微な、又は被災を逃れた近隣の市町からの応援を得てごみの収集・運搬を行う。 ・ごみの収集にあたっては、災害ごみの迅速、計画的処理のため、ダンプトラック、タイヤショベル等の重機の借上げを行い、できる限り多く確保する。また、原則はごみ焼却場で焼却するが、やむを得ない場合は、仮置き場にて保管し、近隣市町のごみ処理施設等で適正によりする。なお、市町はあらかじめ仮置き場の予定地を定めておくとともに、近隣市町と緊急時の施設利用について協議しておく。
災害復旧・復興支援	被災者の生活確保（災害廃棄物等の処理、がれき処理）	<p>仮置き場、最終処分地の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内でがれきの仮置き場、最終処分地の確保を原則とするが、それが困難な場合は、近隣の市町に仮置き場、最終処分地の確保について要請する。
		<p>リサイクルの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がれき処理にあたっては、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努める。
		<p>環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がれき処理にあたっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に充分配慮する。
		<p>計画的ながれき処理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興を効果的に行うため、市はがれき処理を復旧・復興計画に考慮して行うものとし、そのための処理計画を定める。 <ul style="list-style-type: none"> ①危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。 ②損壊した建築物の残骸等持ち運び困難なものを、仮集積場所及び処理場へ運搬する。 ③がれきの破砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に従い、適正な処理を行う。

※ごみ処理に関する部分について抜粋、整理したもの

(2) 災害予防

「日置市地域防災計画」においてはごみ処理施設についてライフラインとしての公共施設への位置づけはありませんが、日常的に稼働し、市民の環境衛生上の必要不可欠な施設であり、災害予防措置についても日頃から実施しておく必要があります。

日置市においては一般廃棄物のほとんどをクリーンリサイクルセンターで処理・処分していることから、施設の維持管理を適切に行っておくことが必要と考えられます。

- ①ごみ焼却施設の日常的管理を適切に行い、定期的補修により施設の劣化を防ぎます。
- ②3年に一度の施設の精密機能検査により、施設の老朽化部分の把握と補修箇所の把握を行い、日常の施設管理、定期的補修計画の適正化に努めます。
- ③災害時の市内部の部局および職員への連絡体制及び協力要請に関する諸期間の連絡体制に支障が生じないように努めます。

(3) 災害応急対策

災害発生については、民生対策部の所管として災害に関する施設の被災状況やごみ処理に関する諸情報の収集・伝達を行うとともに、がれきの収集・運搬に関する諸対応について適正に対応することとします。

- ①ごみ収集及び処理については民生対策部の所管下で行います。
- ②クリーンリサイクルセンター（焼却施設、リサイクル施設及び埋立処分場）の被害の状況について確認し、民生対策部へ報告します。
- ③また、クリーンリサイクルセンターの機能復旧に関する応急復旧について検討し、速やかに民生対策本部へ報告します。
- ④災害による災害廃棄物の量について速やかに確認し、現収集運搬人員及び資機材で対応可能か否かについて検討し、民生対策部へ報告します。
- ⑤廃棄物処理に関し、外部委託にて処理または再資源化を行っているものについては、その取引先の被災状況について確認し、民生対策部へ報告します。
- ⑥民生対策本部では災害状況、災害廃棄物の内容及び程度により、現収集運搬人員及び資機材で対応可能か判断し、必要に応じ一般廃棄物処理収集業者、産業廃棄物処理収集業者へ総務対策部を通じ協力要請を行います。また、重機などについても同様に総務対策部を通じ借上げ措置を行います。
- ⑦激甚の災害時は知事へのごみの収集・運搬に関し総務対策部を通じ知事へのあっせん要請を行います。
- ⑧災害時の廃棄物の仮置場については、クリーンリサイクルセンターへのアクセスに支障がない場合は、原則としてクリーンリサイクルセンター場内を仮置場とします。

ただし、災害により道路等が不通の場合、緊急的に近隣に仮置場の確保が必要と判断される場合は、最寄の市の公共施設のうち、避難場所等を除いた広場などを仮置場とします。なお、臨時の仮置場については、民生対策支部により速やかに検討し、民生対策本部の検討・承認の後決定します。（※一次仮置場）

仮置場に関する考え方は以下のとおりとし、短期間のものを一次仮置場、中長期にわたるものを二次仮置場とします。

項目	短期間	中・長期間
考え方	【一次仮置場】 災害廃棄物を早急に撤去するために被災地区に近い場所に設置	【二次仮置場】 災害廃棄物の処理や処分の状況によって、中長期に渡って保管等が必要となった場合に設置
選定場所	公園、グラウンド、公共施設、駐車場、空き地、多目的広場、運動公園、クリーンリサイクルセンターなど	

⑨激甚災害の場合等において国・県及び近隣市町へ仮置場について協力が必要と判断される場合は速やかに総務対策部を通じ協力を要請します。

（４）災害復旧・復興支援

災害廃棄物のごみ処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処理を原則とします。ただし、激甚災害時など、市における対応のみでは処理できないものについては総務対策部を通じ知事への斡旋協力要請を行い、災害で被害のなかった近隣市町に協力を要請します。

①仮置場、最終処分地については、原則市の管理する施設とします。

仮置場：クリーンリサイクルセンター内の埋立処分場内空地部分 ※二次仮置場

最終処分地：クリーンリサイクルセンター内最終処分場

なお、仮置場については、処理期間の程度に応じ衛生面での処置が必要と判断される場合は消臭剤または衛生害虫駆除に関する薬剤を定期的散布し、周辺環境の保全に努めます。

【仮置場の運営方針】

【共通事項】

- ◆ 搬入・搬出する災害廃棄物の適正管理を行う。
- ◆ 仮置き場内での作業員や重機などの動線を決め、効率的に受け入れる。
- ◆ 設定した分別区分に従い、適正な作業を行う。
- ◆ 仮置き場に搬入された災害廃棄物については、処理の優先順位を定め、受入面積の確保を行う。
- ◆ 火災などの事故に十分配慮した作業を行う。
- ◆ 粉塵・騒音・悪臭などに配慮した作業を行う。

【水害廃棄物】

- ◆ 火災等に配慮し消火器の配置や消防との連携を図り、二次災害の発生防止に努める。
- ◆ 消毒剤や消臭剤を用いて、悪臭や害虫の発生を防止する。
- ◆ 場合によっては、公共水域への汚水の流入防止措置を実施する。

②リサイクルの徹底

災害時においては建物などがれき類の短期間で発生する廃棄物と災害後の復旧・復興時に数日～数か月に渡り、各家庭等から廃棄されるごみがあります。

災害時においてはごみの減量の抑制は難しいものの、資源化は平常時と同じく積極的な取り組みも必要となります。

したがって、災害ごみについても極力分別することが望ましいと考えられます。特に、復旧・復興時に排出される廃棄物については住民への広報を積極的に行うことで、廃棄物の分別排出に協力を求めるものとします。

なお、災害時に排出される廃棄物には多種多様なものが含まれるため、災害の程度に応じ分別区分について簡素化する必要性も生じてくるものと考えられることから、民生対策部により簡素化した分別区分についても速やかに検討します。

③環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

災害廃棄物を保管する仮置場からの浸出水については、仮置場を埋立処分場内の空地とすることから、現処分場の浸出水処理施設にて処理を行うものとします。なお、災害ごみの腐敗による悪臭・衛生害虫類の発生については、腐敗性が大きい廃棄物の処理を優先して速やかに行うとともに、消臭剤や衛生害虫駆除に関する薬剤散布により極力防止していくものとします。

また、アスベストなどの飛散対策として、散水による粉じんの防止、状況に応じて

アスベスト飛散防止対策に配慮した対策を行い、作業員及び住民の健康管理を行います。

④計画的ながれきの処理の実施

計画的ながれき処理について、災害の内容、災害ごみの発生の程度を鑑み、処理計画を速やかに策定します。

策定に際しては、以下の内容について検討・策定します。

廃棄物の排出量の推定	災害廃棄物の内容及び量について推定する。
廃棄物の集積	集積場所、対象地区、集積方法
収集及び運搬	集積した災害廃棄物の収集方法・運搬方法、運搬ルート
収集・運搬の優先順位	災害復旧・復興に支障のある道路上の廃棄物や危険性のある廃棄物、環境汚染の要因となると考えられる廃棄物などについて、優先的に収集・運搬・処理を行う。
仮置場における動線計画	収集運搬車両が多数、仮置場となるクリーンセンター場内で移動することから、作業の安全性、効率性を考慮した動線計画、廃棄物の種類ごとの仮置場の配置計画を作成する。
仮置場における廃棄物の管理計画	搬入された量、処分した量の把握、仮置している廃棄物の管理体制及び管理方法について作成する。
分別・選別計画	原則、現在の平常時の分別内容に準じた分別・選別を行うものとするが、災害の内容・量に応じ、廃棄物の分別・選別の内容を検討し、決定する。 特に、がれき類は大量に発生し、混合物が多量に含まれると考えられることから、以下の分類に選別することなどが考えられる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【がれき類分別案】 木くず、コンクリート塊、金属くず、その他可燃物、その他不燃物、分別不可能な混合物、有害廃棄物（アスベストなど）</p> </div>
処理処分計画	処分は、分別・選別が行われた廃棄物から順に、それぞれ中間処理、資源化、埋立処分など、それぞれ適切に処理を行う。
広報計画	分別排出について協力を求めるとともに、簡素化した分別区分が必要となる場合は、その周知を図るために広報する必要がある。